

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

廣瀬 信二

## 目次

### 第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4. 主な監査手続	2
5. 監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	2
8. その他	2

### 第2 監査対象の概要

1. 群馬県におけるファシリティマネジメントの概要	4
2. 長期保全計画の取り組み	5
3. 監査の対象とした庁舎等について	8

### 第3 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧	12
■ 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見	13
■ ファシリティマネジメント所管所属に関する監査結果及び意見	18
管財課の人員及び業務内容	18
群馬県公共施設マネジメントシステム	19
施設総量の適正化	24
施設アセスメント	27
建物保全	30
コスト削減	34
有効活用＝収入増加	36
有効活用＝稼働率及び利用者数増加	38
省エネの取組	40
固定資産管理	42
固定資産処分	44
情報管理	46
情報開示	47
■ 個別の施設等に関する監査結果及び意見	48
渋川合同庁舎	48

高崎合同庁舎	54
藤岡合同庁舎	64
富岡合同庁舎	69
中之条合同庁舎	76
太田合同庁舎	81
桐生合同庁舎	85
館林合同庁舎	88
群馬県庁	91
西部児童相談所	100
渋川保健福祉事務所	105
吾妻保健福祉事務所	108
太田保健福祉事務所	111
桐生保健福祉事務所	117
西部家畜保健衛生所	120
吾妻家畜保健衛生所	127
利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所	130
東部家畜保健衛生所	133
伊勢崎土木事務所	136
高崎土木事務所榛名事業所	141
安中土木事務所	144
中之条土木事務所	147
沼田土木事務所水上事業所	150
桐生土木事務所	153
館林土木事務所	156
八ッ場ダム水源地域対策事務所	160
林業試験場	163
林木育種場	168
農業技術センター稲麦研究センター	170
農業技術センター東部地域研究センター	181
農業技術センター高冷地野菜研究センター	185
蚕糸技術センター	188
水産試験場及び水産試験場公舎	194
繊維工場試験場	199
農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎	204
八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎	207

# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

## 2. 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）監査テーマ

ファシリティマネジメントの実施状況について

### （2）監査の対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて過年度を含む。）

## 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に整備された公共施設等の老朽化が進んでおり、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが見込まれている。

その一方で、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化を背景に、県の財政状況は今後とも厳しさを増すことが推測され、公共施設等の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、国民の安全・安心を確保し、公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成25年1月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新を推進することとした。更に、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請した。

こうした状況を踏まえ、県においては、群馬県県有財産活用基本方針（平成25年3月策定）や群馬県公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）等に基づき、施設総量の適正化、計画的な保全による長寿命化の推進、効率的な管理運営と資産活用の推進に取り組んでいるところである。

以上のような状況から、自治体におけるファシリティマネジメント施策は重要性を増しており、各計画等に基づくこれまでの県の取組を検証し、県の所有する公共施設等が適切に管理され、経済的かつ効率的に活用されているか、必要な情報が適時に収集・共有され、適切に意思決定が行われる全庁的な推進体制となっているかなど、総合的に検討することは有意義であると判断した。

特に公共建築物については、全庁的な共通認識のもとで利用調整を行い、施設の保有総量の縮小、施設の共同利用等による集約化を進めることが重要であると考えられるが、うち「庁舎等」については、事務庁舎をはじめとして、研究検査施設、文化・集客施設、運動・野外活動施設、教育・支援施設など、様々な部局の様々な事業に関する施設が存在していることから、その調整は複雑であることが窺える。そこで、本監査においては、公共建築物のうち「庁舎等」を監査対象として選定した。

#### 4. 主な監査手続

- (1) ファシリティマネジメント所管所属からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和元年8月5日から令和2年3月16日まで

#### 6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 信二

- (2) 補助者

公認会計士 岡林 恒文

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

#### 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

#### 8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求め

る事項とする。

- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。
- (5) 個別施設ごとに記載した職員等人数のうち、正規職員には再任用職員及び交流受入れ職員を含む。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 群馬県におけるファシリティマネジメントの概要

#### (1) ファシリティマネジメントとは

ファシリティマネジメントとは、土地や建物などの財産を経営資源として捉えて、経営的な視点に基づき、総合的、中長期的な観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適切に保有・処分・維持・利活用するための管理手法である。(群馬県ホームページより)

群馬県では、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針～ファシリティマネジメントの推進～」を策定しており、この指針の第2章にファシリティマネジメントの導入についての記載がある。

#### (2) 群馬県におけるファシリティマネジメント導入の必要性

群馬県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に公共施設等が建築された。これらの公共施設では、一斉に老朽化による修繕及び更新の必要性が生じ始めており、近い将来多額の資金が必要となることが予想される。

その一方で、少子高齢化による人口減少が進んでおり、県の財政状況は今後更に厳しさを増すことが推測され、従来のように、老朽化した施設を全て更新するだけの資金確保はほぼ不可能に近い。従って、公共施設等の維持管理・更新費を実現可能な水準に抑えなければならない。

このため、ファシリティマネジメントの手法を取り入れ、限られたコストの中で便益の最適化を図りながら、財産を適切に管理していくことが必要となっている。

#### (3) ファシリティマネジメントの必要性及び効果

所管部署ごとに県有財産を管理しているだけでは、余裕施設の把握等が困難であるため、情報の共有化を図り、保有している土地や建物等を総合的に管理する体制が必要となる。また、限られた資金で修繕及び更新を行っていくためには、「全庁的・横断的な視点」や「中長期的な視点」に立って、県有財産の保有・処分・維持等の総合的なマネジメントに取り組み、供給(量)、品質(質)、財務(コスト)の面から最適化を図る、ファシリティマネジメントの考え方が必要となる。

一般的に、ファシリティマネジメントの効果としては以下の5点が挙げられている。

- 施設資産の配置・品質・量などの適正化
- 施設関連費用の抑制(財政負担の軽減)
- 社会ニーズへの柔軟な対応(行政サービス・住民満足度の向上)
- 執務環境等の改善(職員満足度の向上)
- 地球環境保全・温暖化対策への貢献(省エネルギー等の実現)

#### (4) 国の方針について

国土交通省は、平成25年11月『インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。』との認識のもと、「インフラ長寿命化計画」を策定した。その後、平成26年4月には、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として、各都道府県知事及び政令指定都市市長に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請した。

#### (5) 群馬県公共施設等総合管理計画とは

総務省の要請を受けて、県では、平成28年3月に「群馬県公共施設等総合管理計画」を策定した。この取組の推進方向は、①施設総量の適正化、②計画的な保全による長寿命化の推進、③効率的な管理運営と資産活用の推進である。

この管理計画では、「群馬県県有財産活用基本方針」に示す基本的な考え方や方向性を継承するとともに、インフラ施設も含め「群馬県公共施設等総合管理計画」として改めて取りまとめたものであ

る。

#### (6) 群馬県公共施設等総合管理計画の推進体制

群馬県公共施設等総合管理計画を推進するための体制としては、「県有財産利活用推進会議」と「群馬県公有財産利活用連絡会議」がある。

県有財産利活用推進会議では、未利用地の売却、施設の集約化、長寿命化の推進等について、全庁的な協議・調整を行っている。

一方、群馬県公有財産利活用連絡会議では、国、県及び市町村が保有する公有財産の情報に係る情報交換やファシリティマネジメントに関する研修等を行い、各団体が保有する公有財産の有効活用を推進している。

## 2. 長期保全計画の取り組み

### (1) 「群馬県庁舎等施設管理計画」について

群馬県では、当初、将来負担を軽減しつつ必要な行政サービス等を持続的に提供するため、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針」を策定、更に平成28年3月に同基本方針を「群馬県公共施設等総合管理計画」に改定して、全庁的な視点から機能集約や長寿命化、利活用推進等、公共施設等の計画的な維持管理に取り組んできた。これらの取り組みを一層推進するため、県有施設のうち事務庁舎その他の公共建築物（以下「庁舎等」という。）に係る具体的な行動指針として、平成30年3月に、群馬県庁舎等施設管理計画を策定した。

### (2) 「群馬県庁舎等施設管理計画」策定までの長寿命化の取り組み

平成24年度～28年度にかけて、主要棟の規模がおおむね1,000㎡以上である75施設（注1）を「重点施設」と位置づけ、うち73施設（注2）について、望ましい予防保全の時期や費用を具体的に示した「長期保全計画」を策定した。

（注1）床面積10,000㎡以上、かつ、集客機能を持つ施設を特定大規模施設とし、床面積がおおむね1,000㎡以上施設を大規模施設としている。

（注2）残り2施設は、群馬県庁行政庁舎（駐車場棟、昭和庁舎を含む）及び議会庁舎であり、これらの施設は平成30年度に長期保全計画を策定した。

そもそも、長期保全計画は、平成25年3月の「群馬県県有財産活用基本方針」における取り組みの一つである「長寿命化の推進」の基本方針をしめすために策定された「群馬県県有施設長寿命化指針」（平成25年3月、平成29年3月改定）に基づき、それまでの使えなくなれば壊して建替えるというスクラップ・アンド・ビルドが前提となった施設整備の考え方を改め、施設の目標使用年数を設定して計画的な予防保全を推進してストックの有効活用を図るために作成されている。

そして、同指針の定める県有施設の目標使用年数は、以下のとおりである。

構造	目標使用年数	
	既存施設	新築施設
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	65年	100年

また、平成26年度～30年度には、長期保全計画を活用して、約28.1億円の長寿命化工事を実施した。各年度の長寿命化工事に係る予算額及び平成29年度、平成30年度の工事実績（1千万円以上 委託を含む）は、以下の通りである。



年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	1億円	3億円	3億円	12.6億円	8.5億円

【平成29年度】

所管部署	工事名	金額（千円）
管財課	総合教育センター外壁改修工事	230,839
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新建築工事（1期工事）	31,838
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新電気設備工事（1期工事）	52,164
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新機械設備工事（1期工事）	53,114
管財課	館林合同庁舎給排水衛生設備更新機械設備工事	10,260
管財課	館林合同庁舎給排水衛生設備更新建築他工事	11,545
管財課	群馬会館エレベーター更新工事	46,440
管財課	生涯学習センター体育館外壁改修工事	14,277
管財課	総合教育センター改修機械設備工事	65,734
管財課	総合教育センター改修建築工事	16,910
管財課	総合教育センター改修電気設備工事	23,832
管財課	総合スポーツセンターほかエレベーター耐震化工事	14,493
管財課	県立図書館直流電源装置更新工事	26,460
管財課	吾妻保健福祉事務所外壁及び屋上防水等設計業務委託	20,293
管財課	吾妻保健福祉事務所外壁断熱化等改修工事	55,771
管財課	県立女子大学講堂特定天井耐震改修工事等設計業務委託	22,939
管財課	県立女子大学エレベーター耐震化工事	84,240
管財課	県立女子大学体育館他外壁改修工事	76,582
管財課	県立女子大学管理棟他屋上防水改修工事	25,531
管財課	県立女子大学空調設備改修工事	17,668
管財課	県立女子大学クラブ棟改修工事	38,415
管財課	県立女子大学第1、2教室棟他屋上防水改修工事	30,369
監理課	農林大学校教育棟外壁改修工事	49,280
建築課	東毛青少年自然の家プレイホール耐震改修工事	28,512
建築課	日本絹の里エレベーター更新工事	13,780
合計		1,061,294

【平成30年度】

所管部署	工事名	金額（千円）
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新建築工事（2期工事）	81,691
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新電気設備工事（2期工事）	44,312
管財課	高崎合同庁舎空調設備更新機械設備工事（2期工事）	96,217
管財課	農林大学校設備改修電気設備工事	50,166
管財課	農林大学校設備改修機械設備工事	47,844
管財課	県民健康科学大学北棟東系統空調設備改修工事	36,374
管財課	太田合同庁舎屋上防水改修工事等設計業務委託	18,619
管財課	太田合同庁舎給排水衛生設備更新建築他工事	24,159
管財課	太田合同庁舎給排水衛生設備更新機械設備工事	22,474
管財課	社会福祉総合センター屋上鉄骨耐火被覆改修工事	17,809
管財課	総合スポーツセンターぐんまアリーナ照明器具更新工事	32,400
管財課	青少年会館プレイホール空調設備更新工事	12,960

管財課	太田産業技術専門校中央監視施設更新工事	22,032
管財課	生涯学習センター本館棟屋上防水改修工事	22,766
管財課	中央児童相談所一時保護所棟防水改修工事	11,340
管財課	県立女子大学ファンコイルユニット改修工事	109,069
管財課	水産試験場本館等耐震診断業務委託	11,005
建築課	高崎産業技術専門校実習棟第1、2空調設備改修機械設備工事	81,410
建築課	高崎産業技術専門校実習棟第1、2空調設備改修電気設備工事	19,602
合計		762,252

なお、長期保全計画を策定する以前は、全庁的にどれだけの修繕を実施したかについて把握しておらず、各施設が事後的に修繕を実施していた。

### (3) 今後の取り組み

現在重点施設として位置付けている75施設の他、主要棟の延床面積がおおむね1,000㎡としている重点施設の該当基準を見直して、小規模であっても予防保全の効果が高いと判断される施設にも対象を広げ、長期保全計画の策定を進めている。

現状、長期保全計画を作成済の施設については、5年に一度を目安に劣化診断を実施し、長期保全計画の改定を行う予定である。

なお、平成28年度に策定した長期保全計画において、今後30年間の各年度別の保全費用の支出計画は以下のとおりである。

(単位：千円)

計画年度	特定大規模施設	大規模施設	合計
積み残し分	10,870,862	1,849,226	12,720,088
平成29年度	12,303,029	1,947,993	14,251,022
平成30年度	1,917,073	364,749	2,281,821
令和元年度	629,675	223,166	852,841
令和2年度	3,181,822	500,662	3,682,484
令和3年度	1,702,174	1,075,531	2,777,704
令和4年度	4,021,064	1,034,959	5,056,023
令和5年度	2,262,740	219,707	2,482,447
令和6年度	1,411,330	683,096	2,094,426
令和7年度	4,950,849	657,920	5,608,769
令和8年度	2,215,051	419,509	2,634,560
令和9年度	3,777,178	636,053	4,413,231
令和10年度	2,372,927	663,854	3,036,782
令和11年度	1,158,756	435,254	1,594,011
令和12年度	2,757,009	425,515	3,182,524
令和13年度	1,238,970	973,410	2,212,380
令和14年度	4,111,162	517,294	4,628,456
令和15年度	2,383,070	319,257	2,702,327
令和16年度	1,564,534	542,073	2,106,607
令和17年度	2,051,815	395,575	2,447,390
令和18年度	1,490,590	788,239	2,278,829
令和19年度	8,177,132	926,922	9,104,054
令和20年度	902,581	353,804	1,256,385
令和21年度	770,857	187,536	958,393

令和22年度	3,525,837	333,445	3,859,282
令和23年度	1,447,864	592,737	2,040,601
令和24年度	1,212,735	672,609	1,885,344
令和25年度	1,702,968	372,513	2,075,481
令和26年度	1,379,707	433,059	1,812,766
令和27年度	2,279,182	417,133	2,696,314
令和28年度	2,430,256	393,916	2,824,172
合計	92,200,799	19,356,716	111,557,515

上記のとおり、平成29年度開始時点において、既に予定していた保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生しており、今後も増加が予想される。保全計画を作成しても、予算がつかず延期となる事例が散見され、計画通りに推移していないのが実情である。

### 3. 監査の対象とした庁舎等について

群馬県が「庁舎等」として類型している施設は163施設あるが、その中から、①築40年以上、②資産アセスメントにおける評価がC(27頁参照)、③その他監査人が必要と認めた施設という観点から、合計37施設を抽出し、監査対象とした。

No.	監査対象	施設名	主要棟 築年数	資産 アセスメント	地域
1		前橋合同庁舎	30	A-1	前橋
2	1	渋川合同庁舎	47	B-1	北群馬渋川
3		伊勢崎合同庁舎	25	C-1	伊勢崎
4	2	高崎合同庁舎	47	B-1	高崎
5	3	藤岡合同庁舎	41	B-1	多野藤岡
6	4	富岡合同庁舎	17	A-2	甘楽富岡
7	5	中之条合同庁舎	46	B-1	吾妻
8		利根沼田振興局庁舎	14	A-1	利根沼田
9	6	太田合同庁舎	44	B-1	太田
10	7	桐生合同庁舎	49	B-2	桐生みどり
11	8	館林合同庁舎	42	B-1	邑楽館林
12		自治研修センター	23	A-1	前橋
13	9	群馬県庁	19	A-2	前橋
14		群馬県庁県民駐車場	17	A-2	前橋
15		自動車税事務所	39	B-1	前橋
16		東京事務所	19	A-1	東京
17	10	西部児童相談所	44	C-1	高崎
18	11	渋川保健福祉事務所	50	B-1	北群馬渋川
19		伊勢崎保健福祉事務所	39	B-1	伊勢崎
20		安中保健福祉事務所	38	B-2	高崎
21		藤岡保健福祉事務所	32	B-1	多野藤岡
22	12	吾妻保健福祉事務所	40	B-1	吾妻
23	13	太田保健福祉事務所	52	B-1	太田
24	14	桐生保健福祉事務所	47	B-1	桐生みどり
25		館林保健福祉事務所	34	B-1	邑楽館林
26		こころの健康センター	33	B-1	前橋

27		中部家畜保健衛生所	50	C-1	前橋
28	15	西部家畜保健衛生所	47	C-1	高崎
29	16	吾妻家畜保健衛生所	37	C-1	吾妻
30	17	利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所	46	B-2	利根沼田
31	18	東部家畜保健衛生所	49	C-2	太田
32		桐生地区農業指導センター	7	B-1	桐生みどり
33		東京園芸情報センター	29	B-1	東京
34		大阪事務所	49	B-1	大阪
35	19	伊勢崎土木事務所	49	B-2	伊勢崎
36	20	高崎土木事務所榛名事業所	48	C-2	高崎
37	21	安中土木事務所	46	B-1	高崎
38		藤岡土木事務所万場事業所	34	B-1	多野藤岡
39		富岡土木事務所下仁田事業所	30	B-1	甘楽富岡
40	22	中之条土木事務所	48	B-1	吾妻
41		中之条土木事務所三原事業所	37	B-2	吾妻
42		長野原地区合同庁舎	38	B-1	吾妻
43		沼田土木事務所鎌田事業所	20	A-2	利根沼田
44	23	沼田土木事務所水上事業所	40	C-2	利根沼田
45	24	桐生土木事務所	49	B-1	桐生みどり
46	25	館林土木事務所	55	C-2	邑楽館林
47	26	八ッ場ダム水源地域対策事務所	22	A-2	吾妻
48		議会庁舎	19	A-1	前橋
49		衛生環境研究所	20	A-2	前橋
50		食肉衛生検査所	26	A-1	伊勢崎
51		動物管理センター	3	A-2	伊勢崎
52	27	林業試験場	50	B-2	伊勢崎
53	28	林木育種場	49	C-1	北群馬渋川
54		農業技術センター	6	A-1	伊勢崎
55	29	農業技術センター稲麦研究センター	33	C-2	前橋
56		農業技術センター中山間地園芸研究センター	31	B-1	利根沼田
57	30	農業技術センター東部地域研究センター	36	B-2	邑楽館林
58	31	農業技術センター高冷地野菜研究センター	38	C-1	吾妻
59		農業技術センターこんにゃく特産研究センター	30	B-1	北群馬渋川
60	32	蚕糸技術センター	37	C-2	前橋
61	33	水産試験場	46	C-2	前橋
62		水産試験場箱島養鱒センター	30	B-2	吾妻
63		水産試験場川場養魚センター	32	B-1	利根沼田
64		蚕糸技術センター稚蚕人工飼育センター	24	A-1	高崎
65		家畜衛生研究所	23	A-1	前橋
66		浅間家畜育成牧場	49	C-1	吾妻
67		畜産試験場	18	A-1	前橋
68		畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター	30	B-2	吾妻
69		計量検定所	30	A-1	前橋
70		群馬産業技術センター	16	A-1	前橋
71		東毛産業技術センター	15	A-2	太田
72	34	繊維工業試験場	42	B-2	桐生みどり

73	群馬県技能検定場	38	B-1	伊勢崎
74	群馬会館	88	C-1	前橋
75	ぐんま総合情報センター	3	A-2	東京
76	ぐんま男女共同参画センター	32	B-1	前橋
77	近代美術館	45	B-1	高崎
78	館林美術館	18	A-1	邑楽館林
79	歴史博物館	39	B-1	高崎
80	自然史博物館	22	A-1	甘楽富岡
81	土屋文明記念文学館	23	A-1	高崎
82	県民会館	47	C-2	前橋
83	社会福祉総合センター	21	A-2	前橋
84	森林学習センター（憩いの森森林学習展示館）	39	B-2	北群馬渋川
85	緑化センター	36	B-2	邑楽館林
86	ぐんまフラワーパーク	27	B-1	前橋
87	日本絹の里	21	A-2	高崎
88	勤労福祉センター	35	B-1	前橋
89	文書館	37	B-1	前橋
90	図書館	41	B-1	前橋
91	ぐんま天文台	20	A-1	吾妻
92	ぐんま昆虫の森	14	A-1	桐生みどり
93	生涯学習センター	31	B-2	前橋
94	青少年会館	36	B-2	前橋
95	埋蔵文化財調査センター	39	C-1	北群馬渋川
96	総合スポーツセンター	38	A-1	前橋
97	総合スポーツセンター伊香保リンク	39	C-2	北群馬渋川
98	ライフル射撃場	38	C-1	前橋
99	ぐんまこどもの国児童会館	28	A-1	太田
100	ゆうあいピック記念温水プール	21	A-2	北群馬渋川
101	ふれあいスポーツプラザ	28	A-2	伊勢崎
102	野鳥の森	45	C-1	高崎
103	赤城公園	34	B-2	前橋
104	榛名公園	36	B-2	高崎
105	妙義公園	37	C-2	甘楽富岡
106	クレー射撃場	37	C-1	高崎
107	馬事公苑	33	B-1	前橋
108	谷川岳登山指導センター	51	B-1	利根沼田
109	北毛青少年自然の家	50	B-1	吾妻
110	妙義青少年自然の家	47	C-1	甘楽富岡
111	東毛青少年自然の家	39	C-1	太田
112	赤城ふれあいの森	31	—	前橋
113	桜山森林公園	30	—	多野藤岡
114	さくらの里	38	—	甘楽富岡
115	21世紀の森	21	—	利根沼田
116	弓池フェッテほか	43	—	吾妻
117	入山野尻湖ほか	48	—	吾妻
118	尾瀬戸倉	26	—	利根沼田

119		武尊山観光レクリエーション地区（武尊牧場）	44	—	利根沼田
120		武尊山観光レクリエーション地区（宝台樹）	37	—	利根沼田
121		消防学校	40	B-1	前橋
122		女性相談所・三山寮	7	—	前橋
123		中央児童相談所	35	B-1	前橋
124		ぐんま学園	50	C-1	前橋
125		しろがね学園	21	A-2	前橋
126		障害者リハビリテーションセンター	2	C-2	伊勢崎
127		精神障害者援護寮	24	A-2	伊勢崎
128		農林大学校	36	B-1	高崎
129		前橋産業技術専門校	22	A-1	前橋
130		高崎産業技術専門校	21	A-2	高崎
131		太田産業技術専門校	24	A-2	太田
132		総合教育センター	25	B-2	伊勢崎
133		大手町1号公舎	47	C-2	前橋
134		岩神町公舎	27	B-1	前橋
135		東京職員7号・8号公舎	33	—	東京
136		東京職員5号・6号公舎	34	—	東京
137		東京職員3号・4号公舎	35	—	東京
138		東京職員1号公舎	4	—	東京
139		浅間家畜育成牧場公舎	21	C-1	吾妻
140	35	水産試験場公舎	41	C-2	前橋
141	36	農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎	38	C-2	吾妻
142		大阪事務所所長公舎	39	B-1	大阪
143	37	八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎	22	A-2	吾妻
144		旧紅雲町庁舎	38	—	前橋
145		元小相木独身寮	41	—	前橋
146		元高崎警察署中居駐在所	40	B-1	高崎
147		元富岡保健福祉事務所	49	B-1	甘楽富岡
148		元沼田合同庁舎	56	C-1	利根沼田
149		女子大学	37	B-1	伊勢崎
150		女子大教員公舎	36	B-1	伊勢崎
151		県民健康科学大学	26	A-2	前橋
152		富岡森林治山情報センター	24	A-2	甘楽富岡
153		元桐生高等技術専門校	55	C-1	桐生みどり
154		新検査棟	10	—	前橋
155		元おにし青少年野外活動センター	37	B-1	多野藤岡
156		旧伊勢崎合同庁舎	52	—	伊勢崎
157		元藤岡高等学校セミナーハウス	38	—	多野藤岡
158		旧沼田女子高等学校校長公舎	33	—	利根沼田
159		旧保育大学校	52	—	前橋
160		旧境町トレーニングセンター	43	—	伊勢崎
161		元館林高等技術専門校	45	—	邑楽館林
162		繭糸技術センター	43	—	前橋
163		元文京町公舎2号	36	—	前橋

※ 主要棟築年数は平成30年4月1日時点

### 第3 監査結果及び意見

各施設等に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

#### 【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	施設名	監査結果	意見	計	摘要
—	全般的事項・共通事項		7	7	
—	ファシリティマネジメント所管所属		20	20	
1	渋川合同庁舎		2	2	
2	高崎合同庁舎		4	4	
3	藤岡合同庁舎			0	
4	富岡合同庁舎		2	2	
5	中之条合同庁舎		1	1	* 1
6	太田合同庁舎			0	
7	桐生合同庁舎		1	1	
8	館林合同庁舎		1	1	* 1
9	群馬県庁		2	2	
10	西部児童相談所		3	3	
11	渋川保健福祉事務所		1	1	
12	吾妻保健福祉事務所		1	1	
13	太田保健福祉事務所	1	1	2	
14	桐生保健福祉事務所		1	1	
15	西部家畜保健衛生所		3	3	
16	吾妻家畜保健衛生所		2	2	
17	利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所		2	2	
18	東部家畜保健衛生所		2	2	
19	伊勢崎土木事務所		2	2	
20	高崎土木事務所榛名事業所		1	1	
21	安中土木事務所		1	1	
22	中之条土木事務所		1	1	* 1
23	沼田土木事務所水上事業所		2	2	
24	桐生土木事務所		1	1	
25	館林土木事務所	1	1	2	
26	八ッ場ダム水源地域対策事務所		1	1	* 1
27	林業試験場		1	1	
28	林木育種場		1	1	
29	農業技術センター稲麦研究センター		4	4	
30	農業技術センター東部地域研究センター	1	2	3	
31	農業技術センター高冷地野菜研究センター	1	2	3	
32	蚕糸技術センター		1	1	
33	水産試験場			0	
34	繊維工場試験場		1	1	
35	水産試験場公舎		1	1	
36	農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎	1	1	2	
37	八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎		1	1	
	計	5	81	86	

\* 1 : 全般的事項・共通事項（意見1）に関連する事項が含まれている。

## ■ 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

### (1) 国や市町村との合築の推進について（意見1）

同じ地域に複数の県有施設を有し、それぞれの施設で長期保全計画を策定している事例が見受けられる。複数の施設で長期保全計画を遂行するには費用がかかることから、国や市町村との合築の他、複数施設をまとめて移転することも検討されたい。

#### (現状及び問題点)

現在、安中市には、安中土木事務所と安中保健福祉事務所の2つの県有施設がある。共に長期保全計画が策定され、現有地において今後も事業を継続していく予定である。

また、吾妻地域の東部には、中之条合同庁舎、吾妻保健福祉事務所、吾妻家畜保健衛生所、中之条土木事務所、八ッ場ダム水源地域対策事務所の5つの県有施設があり、各施設の距離はそれほど離れていない。吾妻家畜保健衛生所を除く4施設は、長期保全計画が策定され、今後も現有地において、事業を継続予定である。これらの施設の長期保全計画においては、多額の費用がかかることが予定されている。

館林合同庁舎は、個別施設の監査意見でも記載しているとおり、3所属が入居するのみで、来庁する県民の利便性が小さい。また、建物は築年数が古く面積も少ない。

県庁内では県有施設等の情報共有を図るために「県有財産利活用推進会議」があり、また国及び市町村との情報共有を図るために「群馬県公有財産利活用連絡会議」がある。

「県有財産利活用推進会議」は、近年は年1回の開催である。「群馬県公有財産利活用連絡会議」は平成27年度を最後に開催されていなかったが、平成30年度に3年ぶりに開催された。

また、「県有財産利活用検討部会」（県有財産利活用推進会議設置要綱第5（1））は近年開催されていない。

#### (改善策)

例えば、安中市役所には移転計画があり、旧安中高校跡地も候補地に上がっている。旧安中高校は平成20年に廃校となり、現在水道及び電気は通っていないが、CMや映画のロケ地として使用されている。近年では、国や県、市の施設を合築する自治体もあることから、安中土木事務所や安中保健福祉事務所と安中市役所との合築を検討する余地はあると考えられる。

また、居抜きで移転できるような施設があれば安中土木事務所と安中保健福祉事務所と一緒に移転することも考えられるが、設備更新等に資金を投入した後ではそれも困難であることから長期保全計画を推し進める前に、検討することも一案と考える。

一方、吾妻地域の東部には様々な県有施設が点在していること、4つの施設において長期保全計画が策定され、多額の費用がかかることが想定されていることから、4つないし5つ



の施設をまとめて合同庁舎を新築した場合の費用も算出し、費用対効果を勘案した上で、長期保全計画を進めるのか、新築するのかを検討することが望ましい。

館林合同庁舎には、隣接する場所に館林税務署があり、築年数が古くまた敷地面積も小さい印象を受けた。また、館林市中部公民館も近くにあり、それぞれの施設は館林市が保有している駐車場を共用している。このように隣接している国や県等の施設については、今後合築して敷地の有効活用を図ることも一考に値すると考える。

また、県有施設の統廃合や国や市町村との施設の合築をより推進するためにも、「県有財産利活用推進会議」や「群馬県公有財産利活用連絡会議」などでより活発な議論の場を設けることが望ましい。

## (2) 庁舎の建て替えを検討した上で所属の統廃合を検討すべき（意見2）

老朽化した既存の施設の中で、所属の移動や統廃合を検討しても限界がある。長期保全計画により、修繕費をかけながら使用していく場合と、建て替えた場合でのコストを比較検討すべきである。また、長期保全計画により修繕費をかけながら使用した場合でも、その後の建て替えの時期の平準化を図る必要がある。

### (現状及び問題点)

各施設を往査した結果、いずれも老朽化が進んでおり、既存の施設の中で所属の移動や統廃合を検討しても、スペースが限られており限界があるとの印象を受けた。

各施設についてそれぞれ長期保全計画を策定しているが、長年にわたり修繕費をかけながら使用していく場合と、施設を建て替えた場合でのコストの比較検討が行われていない。長期保全計画は、建て替えよりも修繕を積み重ねた方がトータルコストを抑えることができるという結論が出た上で、策定されるべきものと考えている。

また、長期保全計画に基づき修繕を重ね、建設から目標使用年数である65年間使用した後に建て替えるとした場合、いずれの施設も昭和40から50年代に建設されたものが多いため、その後の建て替えの時期が同時期となり、その際には複数施設分の多額の建て替え費用が必要になるおそれがある。

### (改善案)

まず初めに長期保全計画ありきではなく、施設の建て替えによるコストを検討しその比較結果によって、今後修繕を行うのか施設の建て替えを行うのかを判断する必要がある。

建て替えを行うに当たっては施設の統廃合を検討し、不要となった県有地について、別途有効活用あるいは売却も視野に入れて、施設の再編を図る必要がある。

また、長期保全計画により修繕しながら使用していく場合にも、その後の建て替えの時期が同時期に重ならないようにするために、少しでも建て替え時期をずらして平準化を図る

必要がある。

### (3) 長期保全計画の実行について (意見3)

平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生している。計画を策定した以上は予算を割り当てて実行すべきである。

#### (現状及び問題点)

監査対象の概要でも述べた通り、平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画のうち未実施の修繕等が各施設合計で127億円発生している。

実際には、修繕に対する予算の確保は厳しく、緊急を要する修繕に予算を割り当てるのが優先して行われているため、計画した修繕等の未実施は今後ますます膨れ上がることが予想される。

長期保全計画により、計画通りに修繕を積み重ねた場合に目標使用年数65年間の使用が見込めるのであって、計画通りに修繕を行わないのであるならば、必然的に施設の劣化が加速してその後の建て替えの時期も早まり、施設維持・更新のための更なる費用の増加をきたすことになる。

#### (改善案)

長期保全計画を策定しても、予算を確保できずに実行できないのであれば計画の意味がない。計画を策定した以上は、予算を割り当てて実行すべきである。

### (4) 保管場所の見直し及び電子化の推進による書類の整理について (意見4)

書類の保管場所、保管期限の管理や廃棄は各所属にゆだねられており、保管スペースの広さもまちまちである。このため、共通の書庫を設けて、特定の場所で一元管理することも検討の余地がある。更に、電子化を進め、ペーパーレスを積極的に推進して、書類の管理の手間を省くことも検討する必要がある。

#### (現状及び問題点)

例えば土木事務所は申請書類や図面等の書類がたくさん保管されており、その保管場所、保管期限の管理や廃棄は各所属にゆだねられている。老朽化し、限られたスペースに書類がうず高く積み重ねられている事例もあり、雨漏り等で書類が毀損するおそれがある他、足元がおぼつかない場所で書類を探す際に、職員がケガをするおそれもある。

一方、富岡合同庁舎3階の旧食堂及び旧富岡土木事務所の2階は、自然史博物館が倉庫として使用している他、稲麦研究センターの旧東研究棟は畜産課が倉庫として使用している

など、やむを得ず、離れた施設の空きスペースを倉庫として使用している事例も散見される。

### (改善案)

書類を各所属ではなく、特定の場所に共通の書庫を設けて一元管理することも検討の余地があると考えます。

また、事業者からの申請等の電子化、書類のペーパーレスを積極的に推進して書類の管理の手間を省くことも検討する必要があります。

### (5) スペースの効率的な利用について (意見5)

庁舎全体として、書類の保管場所や打ち合わせスペースが点在しており、スペースの利用が効率的になされていない。より良い活用方法を検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

今回往査した合同庁舎全般において、スペースが効率的に利用されていないと感じた。建物が建築されてから多くの年月が経過する中で組織変更や所属の統合、人員の増減を経て、その時点において、現場の職員が使いやすいように手を加えた結果、全体として効率的に利用されていないスペースが多く生じてしまったのではないかと考える。

太田合同庁舎では、庁舎全体として、所属ごとに書類の保管場所や打ち合わせ場所が点在しており、全体として煩雑とした印象を受けた。

一方、今回を往査した施設の中では、桐生合同庁舎は比較的スペースを効率的に利用している印象を受けた。各部屋の用途がはっきりしており、統一感をもって使用されていたと考えられる。

### (改善策)

合同庁舎全体として、書庫や倉庫の利用方法を改善する。

(例)

- ① ゼロベースで、書類の保管に使用できるスペースを把握する(庁舎内、外の倉庫含め)。
- ② 全体の書類の量を把握し、その量に応じて①で把握したスペースを割り振る。
- ③ 移動後の書類は各所属で管理しつつ、行政県税事務所において定期的に割り振られたスペースの使用状況を確認する。

他には、年に1回となっている書類整理の頻度を増やすことや、執務室の整理状況の良し悪しを管理職の人事査定に織り込むといった方法が考えられる。

ゼロベースで各部屋の使い方から再検討し、各所属で整理整頓のためにどんな工夫をしているのか共有し、公有財産をより有効に利用すべきである。

## (6) 会議室等の有効活用について (意見6)

低利用の会議室等について、県が使用していない時間に限り、全庁的に有料の貸し出しを検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

例えば、富岡合同庁舎には会議室が8部屋あり、会議室の利用率は全体で5～6割程度、大会議室と相談室は3割程度であり、現在は、積極的な外部への貸し出しは行っていないが、関係する団体には無償で貸し出すことがあるとのことである(例えば、行政県税事務所の会議室を税務署の説明会に貸し出すなど)。

近郊には、富岡市の生涯学習センターが、会議室等の貸し出しを有料にて実施している。合同庁舎はもともと貸し出すために建設された施設ではないものの、稼働率が低いのは、施設の有効活用という観点から問題となる。

### (改善策)

全庁的に、低利用施設の有料貸し出しを検討されたい。

## (7) 敷地の必要性の検討について (意見7)

伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにしたところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことから、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃借地を削減することが望ましい。

### (現状及び問題点)

伊勢崎土木事務所では、従来、職員駐車場として事務所南側の土地を年間1,320,000円で賃借していた。しかし、地主が土地を使用することになったため、新たに職員用駐車場を確保する必要性が生じ、敷地内の木々等を整備して敷地内に駐車できるようにした。工事は指名競争入札の結果7,268,400円で平成30年9月～12月に実施された。

なお、この工事費は年間賃借料の5.5年分に相当することから、もっと早く敷地内に職員が駐車できるよう敷地内を整備し、賃貸借契約の解除を(賠償金の発生等も含め)検討すれば、トータルコストが抑えられたのではないかと考えられる。

### (改善策)

駐車場として土地を賃貸している場合には、県有地に駐車場を整備できないか、その費用対効果を検討することが望ましい。

## ■ ファシリティマネジメント所管所属に関する監査結果及び意見

### 【管財課の人員及び業務内容】

平成31年4月1日時点において、管財課には48名おり、主な業務内容は下表のとおりである。

#### <管財課組織図>



財産管理係		<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産管理</li> <li>群馬会館の管理運営</li> </ul>
県庁舎管理係		<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁舎・昭和庁舎・県民駐車場の管理運営</li> <li>電話交換業務</li> </ul>
県庁舎保全係		<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁舎・昭和庁舎・議会庁舎・県民駐車場の施設管理</li> </ul>
公用車管理係		<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁公用車の管理</li> <li>運転手付き公用車の運転管理</li> </ul>
財産活用推進室	財産活用係	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有財産の利活用促進・処分</li> </ul>
	長寿命化推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設の長寿命化推進、地域機関等整備</li> </ul>

## 【群馬県公共施設マネジメントシステム】

(システム概要)

株式会社三菱総合研究所と株式会社ジオコミュニケーションシステムズが共同開発したパッケージシステム（資産経営システム・施設保全計画システム）を利用している。

資産経営システムの主要な機能

(出典：株式会社ジオコミュニケーションシステムズホームページ)

施設基本情報の管理	施設、建物の詳細情報 施設運営情報 建物状況、各種資料
施設評価	評価条件の設定 評価計算(定量的な評価) 詳細評価情報(個別、定性的な評価)
施設カルテ	カルテ作成
ヒアリング	所管課の要望などの情報
ファイル入出力	施設、建物等の登録 実態調査票の作成、登録 現地調査票の作成、登録 施設・建物の各種整備情報のファイル出力
地理的情報の管理、分析	施設位置情報 地域区分図、人口情報 危険個所図、交通施設図など

施設保全計画システムの主要な機能

(出典：株式会社ジオコミュニケーションシステムズホームページ)

施設基本情報の管理	施設、建物の詳細情報 部位情報、資料情報 建物点検情報、現地劣化調査情報
ライフサイクルコスト算定	算定基準の管理 各種条件によるシミュレーション
保全計画の作成	優先順位の算定 平準化処理 工事調整
工事管理	工事履歴の管理 工事費集計 建物部位への工事履歴の更新
設備管理	設備機器の詳細情報 設備機器の故障、保守等の管理
光熱水費等の管理	光熱水費の登録、集計 保守費の登録、集計
ファイル入出力	建物劣化調査票の作成、登録 施設不具合調査票の作成、登録 建物部位調査票の作成、登録 工事实績票の作成、登録 施設、建物等の一括登録

(システムに係る契約)

群馬県公共施設マネジメントシステム構築及び運用保守業務に係る契約書によれば、株式会社三菱総合研究所との間で委託契約を締結しており、その委託料は以下のとおりである。

なお、株式会社三菱総合研究所は、群馬県公共施設マネジメントシステム構築及び運用保守業務のうち、専門性の高い技術や知識を要する一部の業務について、株式会社ジオコミュニケーションシステムズに再委託している。

支払額税込：平成26年度	5,907,600円	(構築業務・運用保守業務・サーバー等機器料)
平成27年度	1,684,800円	(運用保守業務・サーバー等機器料)
平成28年度	1,684,800円	(運用保守業務・サーバー等機器料)
平成29年度	1,684,800円	(運用保守業務・サーバー等機器料)
平成30年度	1,684,800円	(運用保守業務・サーバー等機器料)
平成31年度	1,684,800円	(運用保守業務・サーバー等機器料)

● 監査結果

(1) 群馬県公共施設マネジメントシステムの導入について (意見8)

群馬県公共施設マネジメントシステムを導入したが、システム導入当初に期待した効果が得られていない。今後システム導入の際には、ニーズに合った仕様の検討を十分にすべきである。

(現状及び問題点)

「群馬県公共施設マネジメントシステム構築及び運用保守業務に係る仕様書」の業務目的によれば、「(以下抜粋) このため県有施設を管理・運用していくにあたり、公有財産台帳の情報や施設管理者への調査等により、施設情報(土地情報、建物情報、劣化状況、修繕履歴、利用者数、施設管理費など)をデータベース化したうえで、施設の計画的な維持保全や利活用の方向性を検討するための基礎資料を効率的かつ迅速に作成するため、本業務により、専用の情報システムとなる「群馬県公共施設マネジメントシステム」を構築・運用する。」と記載されている。

しかし、現状では、当該システムの一部機能しか利用されていない。例えば、当該システムには工事履歴を記録する機能があるが、当該機能に関しては利用しておらず、別途エクセルで管理している。その理由としては、当該システムの工事履歴機能では、当該システム利用部門である管財課が求める情報が得られないとのことである。具体的には、例えば、該当施設に冷房能力が2.2kwと20.0kwの異なる空調室内機がある場合に、2.2kwの空調室内機のみを修理した場合であっても、全ての空調室内機を修理したように記録される。なお、別途委託料を支払えば、管財課が求めるべき情報が得られるが、その委託料が高額なため、機



能拡充は行っていない。

また、資産アセスメントについても、本来は当該システムで完結することを見込んでシステム導入を図ったが、工事履歴と同じく、当該システムの評価機能（アセスメント）では、管財課が求めるべきものが得られないとのことで、別途エクセルで評価を行っている。

今回の事例はシステム構築時に求める仕様とパッケージシステムの突合などの検討を十分に行わなかったことに原因があると考ええる。

### **(改善策)**

今後システム更新の際にはニーズに合った仕様の検討を十分に行うべきである。また、システムを導入後に、システムを使いやすいようにカスタマイズすることは通常起こりうるため、システム導入時に、カスタマイズのための費用がどれくらいかかるか業者にヒアリングし、ライフサイクルコスト（システム導入からシステムを利用しなくなるまでの費用）がどの程度かかるか十分検討すべきである。

## **(2) システム間のデータ連携について（意見9）**

財務データについて、「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「群馬県の財務会計システム」間のデータ連動が図られていないため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」の財務数値の正確性が担保されていない。データの正確性及び集計時間削減のため、システム間のデータ連携を図ることが望ましい。

### **(現状及び問題点)**

「群馬県公共施設マネジメントシステム」には水道光熱費・修繕費等各種支出も記録されているが、当該支出については、管財課からエクセルのひな形を各施設に配付し、各施設の担当者が入力したエクセルをシステム開発会社に送り、システム開発会社が「群馬県公共施設マネジメントシステム」に数値を取り込んでいる。また、各施設の担当者にエクセルへの各種支出の集計方法を指示していないため、この集計方法も各施設によって異なる可能性があり、またその集計金額も「財務会計システム」と一致しているかを各施設で確認しているとは限らないため、各施設からの報告金額の正確性は保証されていない。このように、現状、「財務会計システム」と「群馬県公共施設マネジメントシステム」、それぞれのシステムに情報を入力する二度手間が発生している。

### **(改善策)**

現在、CSV形式のファイルで一部データのやりとりをしている「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「財務会計システム」により一層のデータ連動を図り、データ集計の手間を減らすことが望ましい。具体的には、各施設の水道光熱費・修繕費等を「財務会計シス

テム」から「群馬県公共施設マネジメントシステム」に自動的に取り込めるように設定すべきと考える。そうすることで、データ集計の時間削減及び誤りを防ぐことができ、結果として役職員の労働時間削減及びアセスメントの管理効率に係る指標（コスト／主要棟延床面積）の正確性を担保することになる。

また、仮にシステム間の連動が費用対効果の観点から難しい場合は、各施設の支出に係る報告金額の正確性を担保するため、「財務会計システム」を基に、支出金額を報告するように、管財課が各施設に指示することが望ましい。

## 【施設総量の適正化】

施設総量の適正化を図るために、原則として全ての庁舎等を対象として、劣化状況など施設性能や利用状況等を把握し評価する「資産アセスメント」を、平成25年度から平成28年度にかけて実施している。

資産アセスメントの結果等を基に、これまでに以下のような施設総量の適正化を行った。

### (1) 地域内での施設集約

<平成25年度> 館林地区農業指導センターを館林合同庁舎内に集約

<平成29年度> 伊勢崎合同庁舎の機能を総合教育センター施設内に集約

## 地域内集約(①伊勢崎合庁・総合教育センター)



### 事業概要

・伊勢崎合同庁舎の機能(行政県税事務所・農業指導センター)を総合教育センターに移転

### 実施状況

- ・H28～29年度 集約作業が完了
- ・R元年度 旧伊勢崎合同庁舎を売却

(2) 施設内での機能集約（別館機能等を本館内に集約）

<平成28年度>藤岡合同庁舎、渋川合同庁舎

## 施設内集約(②藤岡合同庁舎)



### 事業概要

- ・第二別館の機能(農業指導センター)を本館に移転

### 実施状況

- ・H28年度 集約作業が完了
- ・H29年度 第二別館を解体
- ・H30年度から 第二別館跡地を売却中

## 施設内集約(③渋川合同庁舎)



### 事業概要

- ・別館の機能(書庫・倉庫)を本館に移転
- ・別館を解体し、駐車場に転用
- ・吾妻川駐車場の機能を別館跡地に移転

### 実施状況

- ・H28年度 集約作業が完了
- ・H29年度から 吾妻川駐車場敷地を売却中

## 施設内集約(④利根沼田振興局庁舎)



### 事業概要

- ・清水町駐車場内にあった旧沼田保健福祉事務所庁舎の機能(倉庫)を振興局庁舎に移転
- ・旧沼田保健福祉事務所庁舎を解体
- ・薄根町駐車場の機能(職員駐車場)を清水町駐車場に移転

### 実施状況

- ・H29年度 倉庫の集約作業が完了  
旧沼田保健福祉事務所庁舎を解体
- ・H30年度 駐車場の集約作業が完了
- ・R元年度から 薄根町駐車場敷地を売却中

### 【資産アセスメント】

平成28年度に実施した資産アセスメントについては、各庁舎等をハード面（建物性能）とソフト面（利用状況及び管理コスト）から定量的に評価し、6領域へ類型化している。

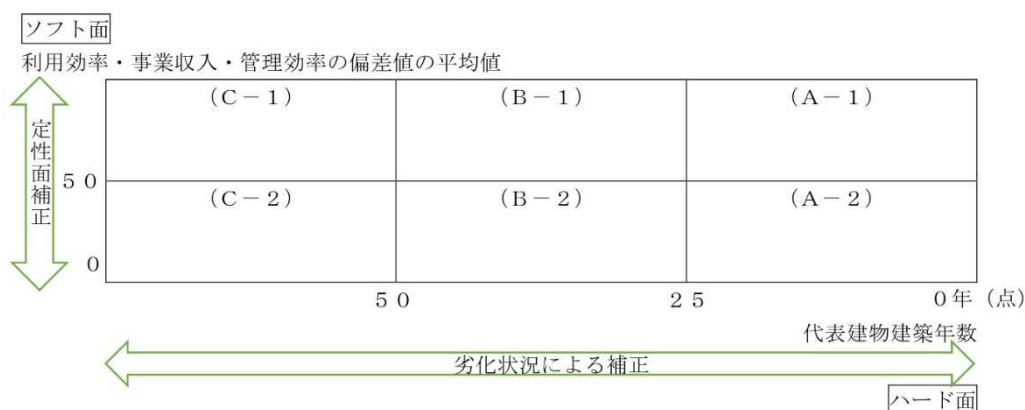
なお、ソフト面の評価指標としては以下の指標を用いている。

利用効率：主要棟延床面積／職員数

管理効率：コスト／主要棟延床面積

また、①法令設置義務がある、②県内に市町村や民間も含め同種・類似の代替施設がない、③現在の場所以外の立地環境はあり得ない、のいずれかに該当する場合、上記の定量的評価により算出された偏差値平均値に加算する。

### 【定量的評価の図】



### 【資産アセスメントの結果を受けた見直しの方向性イメージ】

#### (1) 利活用の方向性

施設のあり方見直し		一層の有効活用
廃止・移転・統合等		集約・転用等

#### (2) 保全の方向性 ※借用施設、その他施設、公舎（借用）及び合庁外管理施設を除く

	予防保全（長寿命化）	
事後保全		

#### (3) 利活用や保全の期間

	中長期的	長期的

- 監査結果

### (1) 資産アセスメントの評価指標について (意見10)

資産アセスメントの利用効率の指標として、主要棟延床面積／職員数という単一指標のみ利用している。利用効率を多面的に把握するとともに、利用実態をより正確に把握するため、利用効率の指標として、公用や公共用など、施設の用途に応じて、利用者数など複数の指標を採用することが望ましい。

#### (現状及び問題点)

利用効率の指標として主要棟延床面積／職員数の単一指標のみが用いられているが、これは職員の職場環境を反映する指標としては確かに有効な指標である。しかし、当該指標のみでは、利用実態を正確に把握することができない。

利用実態をより正確に把握するためには、庁舎等を利用する県民の目線も反映させることが望ましい。また、「施設総量の適正化」及び「効率的な管理運営・資産活用の推進」を図るためには、県民の理解も欠かせない。

更には、アセスメントの指標には過去及び現在の情報のみ反映されており、将来予測は反映されていない。なお、国立社会保障・人口問題研究所が将来人口の推計を市区町村別に予測しており、当該予測によれば将来的な人口減少が予測されている。したがって、現状の庁舎等が維持されると、将来的には庁舎等が過大になる可能性が高い。

#### (改善策)

利用効率をより正確に把握するとともに、庁舎等に対する県民のニーズを反映するため、外部からの利用者数（訪問者数）等も指標に追加すべきである。

また、不動産の重要な指標である庁舎等の稼働率が明確になるように、利用延床面積／総延床面積も指標に追加することも検討すべきである。

更に、将来予測データを利用して残す施設や処分する施設を選別するのも1つの方法である。

### (2) 資産アセスメントの見直しについて (意見11)

平成29年度以降、資産アセスメントの見直しが行われていない。資産アセスメントの定期的な見直しを行うことが望ましい。

#### (現状及び問題点)

資産アセスメントは平成29年度以降見直しが行われていない。しかし各施設を取り巻く状況は常に変化する可能性があり、1度行った資産アセスメントが、翌年には不適當となる可能性がある。

### **(改善策)**

庁舎等の今後の方針を決定する前提となる資産アセスメントが適切に行われないと、庁舎等の今後の方針策定を誤るおそれがあるため、資産アセスメントの定期的な見直しを行うべきである。具体的には1年に1回、資産アセスメントの見直しをすることが望ましい。

### **(3) 民間ノウハウの活用について (意見12)**

ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であるため、特に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、民間ノウハウの活用を検討すべきである。
------------------------------------------------------------------------------

### **(現状及び問題点)**

ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であり、ファシリティマネジメント業界に係る実務経験等も必要不可欠であるが、現状は県の職員のみで対応している。特に資産アセスメントについては、その評価の視点及び用いる指標により結果が異なってくるため、専門的知識とよりたくさんの施設等を評価した経験が結果に影響すると考えられる。ファシリティマネジメント業務を民間に業務委託し、当該業務委託により、ファシリティマネジメント関係予算の削減分をベースとして計算された報酬を民間業者に払えば、新たな財政負担が発生せずに、県のコスト削減にもつながる。

### **(改善策)**

ファシリティマネジメントは専門性の高い業務である。特に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、民間ノウハウの活用を検討すべきである。例えば、不動産会社等民間からの出向者受け入れあるいは民間への業務委託等が考えられる。



【建物保全】

主要棟の延床面積がおおむね 1,000 m<sup>2</sup>以上である 75 施設を「重点施設」と位置づけ、全施設について、望ましい予防保全の時期や費用を具体的に示した「長期保全計画」を策定済みである（下表参照）。

特定大規模施設

施設No	施設名称
1	女子大学
2	群馬県庁
3	群馬会館
4	身体障害者リハビリテーションセンター
5	社会福祉総合センター
6	県民健康科学大学
7	農林大学校
8	群馬産業技術センター
9	前橋産業技術専門学校
10	高崎産業技術専門学校
11	太田産業技術専門学校
12	県民会館
13	近代美術館
14	館林美術館
15	歴史博物館
16	自然史博物館
17	土屋文明記念文学館
18	総合スポーツセンター
19	総合スポーツセンター 伊香保リンク
20	議会庁舎
21	総合教育センター
22	図書館
23	ぐんま天文台
24	ぐんま昆虫の森
25	生涯学習センター
25	

大規模施設

施設No	施設名称
1	消防学校
2	前橋合同庁舎
3	地域防災センター
4	高崎合同庁舎
5	渋川合同庁舎
6	藤岡合同庁舎
7	富岡合同庁舎
8	中之条合同庁舎
9	利根沼田振興局庁舎
10	伊勢崎合同庁舎
11	桐生合同庁舎
12	太田合同庁舎
13	館林合同庁舎
14	ぐんまこどもの国
15	中央児童相談所
16	西部児童相談所
17	しろがね学園
18	ゆうあいピック記念温水プール
19	ふれあいスポーツプラザ
20	渋川保健福祉事務所
21	藤岡保健福祉事務所
22	吾妻保健福祉事務所
23	伊勢崎保健福祉事務所
24	桐生保健福祉事務所
25	太田保健福祉事務所
26	館林保健福祉事務所
27	安中保健福祉事務所
28	衛生環境研究所
29	食肉衛生検査所
30	憩いの森
31	蚕糸技術センター
32	馬事公苑
33	家畜衛生研究所
34	畜産試験場
35	ぐんまフラワーパーク
36	日本絹の里
37	農業技術センター
38	計量検定所
39	東毛産業技術センター
40	繊維工業試験場
41	勤労福祉センター
42	安中土木事務所
43	中之条土木事務所
44	ハッ場ダム水源地域対策事務所
45	ぐんま男女共同参画センター
46	文書館
47	青少年会館
48	北毛青少年自然の家
49	東毛青少年自然の家
50	埋蔵文化財調査センター
50	

令和元年度に、15 施設について計画的に 2 回目の劣化診断を実施し、長期保全計画を改定した。また、6 施設について新規に劣化診断を実施し、長期保全計画を作成した（下表参照）。

## 長期保全計画一覧

### 【令和元年度 劣化診断状況】

計画的に実施した施設(15施設)

新たに保全対象施設とし実施した施設(6施設)

作成年度	No.	施設名称	備考
H24	1	前橋合同庁舎	
	2	伊勢崎合同庁舎	
	小計	2施設	
H25	3	高崎合同庁舎	
	4	桐生合同庁舎	
	5	太田合同庁舎	
	6	館林合同庁舎	
	7	渋川保健福祉事務所	
	8	藤岡保健福祉事務所	
	9	中之条土木事務所	
	10	県民会館	
	11	群馬会館	
	小計	9施設	
H26	12	地域防災センター	
	13	渋川合同庁舎	
	14	藤岡合同庁舎	
	15	中之条合同庁舎	
	16	富岡合同庁舎	
	17	利根沼田振興局庁舎	
	18	西部児童相談所	
	19	吾妻保健福祉事務所	
	20	伊勢崎保健福祉事務所	
	21	桐生保健福祉事務所	
	22	東部保健福祉事務所	
	23	館林保健福祉事務所	
	24	安中保健福祉事務所	
	25	安中土木事務所	
26	ハッ場ダム水源地域対策事務所		
27	衛生環境研究所		
28	食肉衛生検査所		
29	蚕糸技術センター		
30	女子大学		
小計	19施設		
H27	31	家畜衛生研究所	
	32	畜産試験場	
	33	農業技術センター	
	34	計量検定所	
	35	東毛産業技術センター	
	36	繊維工業試験場	
	37	消防学校	
	38	文書館	

作成年度	No.	施設名称	備考
H27	39	ぐんまこどもの国	
	40	埋蔵文化財調査センター	
	41	ぐんま男女共同参画センター	
	42	勤労福祉センター	
	43	馬事公苑	
	44	ぐんまフラワーパーク	
	45	日本絹の里	
	46	生涯学習センター	
	47	産業技術センター	
	48	県民健康科学大学	
	49	農林大学校	
	50	前橋産業技術専門校	
	51	高崎産業技術専門校	
	52	太田産業技術専門校	
53	総合教育センター		
54	近代美術館		
小計	24施設		
H28	55	憩いの森	
	56	青少年会館	
	57	北毛青少年自然の家	
	58	東毛青少年自然の家	
	59	中央児童相談所	
	60	しろがね学園	
	61	ゆうあいピック記念温水プール	
	62	ふれあいスポーツラザ	
	63	身体障害者リハビリテーションセンター	
	64	歴史博物館	
	65	館林美術館	
	66	自然史博物館	
	67	土屋文明記念文学館	
	68	図書館	
69	ぐんま天文台		
70	ぐんま昆虫の森		
71	総合スポーツセンター		
72	総合スポーツセンター伊香保リンク		
73	社会福祉総合センター		
小計	19施設		
H30	74	群馬県庁	
	75	議会庁舎	
	小計	2施設	
計		75施設	
R1	76	林業試験場	
	77	妙義青少年自然の家	
	78	伊勢崎土木事務所	
	79	桐生土木事務所	
	80	館林土木事務所	
	81	自動車税事務所	
小計		6施設	
合計		81施設	

● 監査結果

(1) 工事履歴等の情報共有について (意見 1 3)

管財課及び各施設がそれぞれ工事や点検を実施し、工事履歴等を管財課に報告する体制になっているが、現実には管財課で工事履歴等を全て把握できていない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により、工事履歴等の情報をシステムに入力することを必須とし、工事履歴の共有を図ることが望ましい。

(現状及び問題点)

工事履歴等については、各施設から管財課がヒアリングし情報収集しているが、工事履歴や点検結果の記録は、「群馬県公共施設マネジメントシステム」に登録されていない。当該システムには工事履歴を管理する機能があるにも関わらず利用していない理由は、当該システムは修繕履歴を詳細に入力できず、概要しか入力できないことから、システムが管財課のニーズを満たせていないためである。過去の工事履歴等を正しく把握できなければ、長期保全計画を正しく策定できないことになる。

(改善策)

各施設に「群馬県公共施設マネジメントシステム」への工事实績の入力権限を与えるとともに、管財課で実施した工事に関しても、「群馬県公共施設マネジメントシステム」へ入力することを検討すべきである。

(2) 建築基準法第 1 2 条点検及び日常点検について (意見 1 4)

毎年、各施設において、建築基準法第 1 2 条点検及び日常点検を実施し、管財課に報告しているが、管財課ではその結果を一元管理していない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により一元管理し、点検結果を有効活用することが望ましい。

(現状及び問題点)

平成 1 7 年から、都道府県などの所有する建築物、建築物の敷地、昇降機を含む建築設備の点検が建築基準法第 1 2 条により義務化された。このため、県では、建築物、建築設備 (昇降機以外の建築設備)、昇降機 (エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等)、防火設備の 4 つに分けて、それぞれ維持保全に関する項目について点検を行っている。

一方で、建築基準法第 1 2 条の点検対象外の県有施設は、定期的に建物等を点検することがなく、施設の劣化・損傷が生じてからその対応に追われることがほとんどであることから、1 2 条点検対象外の建築物・建築設備は「日常点検表」による日常点検を行うものとしてい

る。

これらは、管財課が毎年8月頃に各施設に点検を依頼し、3月末までに管財課に報告することとなっている。しかし、平成30年度では対象設備が1,700件~1,800件と多く、管財課の人数では全ての内容を把握することは困難であり、点検により問題が把握された一覧等をまとめることはしていない。なお、令和元年度からは、日常点検は実施するものの、管財課に報告義務がある施設を1,000件程度に絞ったが、それでもまだ件数が多く全て把握することは難しい状況である。

#### **(改善策)**

12条点検及び日常点検を実施し、管財課に報告させているにもかかわらず、管財課で全体を把握していない。点検し、それを報告することは必要であるが、点検の情報が県としてのマネジメントに活用されていない。報告内容を検討し、早急に対応すべき修繕の優先順位をつけるべきである。

ただし、現状の方法では、管財課の限られた人数で対応することは困難であるため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」に各施設担当者が直接入力し、それを管財課が管理する方法等を検討すべきである。当該システムをもっと有効活用し、一元管理する必要がある。

### **(3) 施設総量の適正化について (意見15)**

財源に限られるなか、長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒しになっている。限られた財源により、施設を維持管理するため、保有施設数の削減を検討すべきである。
------------------------------------------------------------------------------

#### **(現状及び問題点)**

現在、優先順位を付けて予算の枠内で、毎年の修繕を実施しているが、予算が不足しているため、事後保全で緊急性が高いものに優先して支出しており、予防保全には当初の計画通り取り組めていない。すなわち長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒しになることが多くなっているのが実態である。

#### **(改善策)**

限られた財源により、施設を維持管理するため、保有施設数の削減を検討すべきである。

## 【コスト削減】

電力調達コストの削減を図るため、電力入札が可能な施設は、各部局の主管課等がまとめて入札を実施している。

### ● 監査結果

#### (1) 電力調達の効率化について (意見 16)

電力入札は通常各部局単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。電力コストの更なる削減を図るため、複数部局まとめた電力入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

平成30年度においては、154施設で電力入札を実施し、入札により電力調達したことに伴う電気料金削減額は3.7億円であった。入札は原則として各施設を管理する部局の主管課等がまとめて実施している。

年間使用電力量が少ない部局は、入札が実施できない状況(入札不調、削減効果なし)となっているが、複数部局まとめることにより年間使用電力量を増やし、電力入札を実施した施設が、平成29年度は8施設、平成30年度は8施設あった。

また、1年を超える複数年契約については、平成29年度に4施設、平成30年度に9施設で締結した。

#### (改善策)

今後も複数部局まとめた入札を増加させるとともに、複数年契約への移行を検討し、コスト削減を図るべきである。

また、現状、部局単位で入札が成立している場合であっても、発注単位を大きくするとスケールメリットによりコスト削減効果が高くなるため、複数部局まとめた入札あるいは県有施設全体を一括して入札を実施することも検討すべきである。

#### (2) 施設管理費の効率化について (意見 17)

空調設備の保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。施設管理費の更なる削減を図るため、複数部局まとめた入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

空調設備保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行っている。しかし発注単位を大きくした方がスケールメリットによりコストを削減できる場合が多い。また複数年契約を

導入することでコストを削減できる可能性があるが、現在は単年度契約が基本となっている。

**(改善策)**

スケールメリットを活かし施設管理費を更に削減するために、各施設の保守業務や修繕工事の発注を複数部局まとめたの入札する方法を検討すべきである。そのためには、発注者側の課題である仕様の統一や、受注者側の課題である受注体制の整備等について、解決しなければならない。

また、保守業務の契約形態としては複数年契約を積極的に検討すべきである。

### 【有効活用=収入増加】

自主財源収入を増加させるために、庁舎等に自動販売機の設置許可を行うことで、貸付料や使用料を得ている。なお、「群馬県行政改革大綱（平成29～令和元年度）実施計画・評価書」によれば、平成30年度において、自動販売機設置料収入は146,819千円であった。

また、未利用資産の売却あるいは未利用地の貸付を実施することで収入の増加を図っている。なお、未利用地の売却実績は下記のとおりである。

平成25年度： 124,458,000円

平成26年度： 114,556,010円

平成27年度： 59,030,000円

平成28年度： 74,441,704円

平成29年度： 1,112,754,227円

平成30年度： 767,861,200円

## ● 監査結果

### （1）収入源の多様化について（意見18）

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、様々な取組を検討すべきである。

### （現状及び問題点）

現在、優先順位を付けて予算の枠内で、毎年の修繕を実施しているが、予算が不足しているため、事後保全で緊急性が高いものに優先して支出しており、予防保全には当初の計画通り取り組めていない。

また、高齢化の進行により、社会保障関係費が増加しているなか、今後、公共施設等の維持管理・更新等に要する財源を確保することがますます厳しくなっていくことが予想される。

### （改善策）

新たな財源の確保という点では、庁舎等の屋根を太陽光発電事業者に賃貸し、使用料収入を収受する方法が考えられる。また、現在も一部庁舎等で行われているが、空き部屋を貸会議室として貸し出すことを検討すべきである。

### （2）県民駐車場の料金について（意見19）

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、県民駐車場の料

金体系の見直しを検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県民駐車場は、現状2時間無料で、以後30分ごとに100円となっている。なお、平成30年度における県民駐車場の駐車料の収入は下表のとおりである。一方、公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、優先順位を付けて予算の枠内で、毎年の修繕を実施しているが、予算が不足しているため、事後保全で緊急性が高いものに優先して支出しており、予防保全には当初の計画通り取り組めていない。

<県民駐車場利用状況>

平成30年度実績

年月	入庫 (台)	収入額 (円)
H30計	372,271	17,621,700
月平均	31,023	1,468,475
日平均	1,026	48,545

### (改善策)

長期保全計画を実施するための資金が不足している現状において、その財源として、駐車場の当初2時間無料を止めて、料金体系の見直しを検討すべきである。

また、駐車場は車を利用する人のみが利益を得るものであり、受益者負担の原則の観点からも、受益者たる駐車場利用者に適正な使用料を負担させるべきである。



### 【有効活用＝稼働率及び利用者数増加】

不動産の管理における重要指標である稼働率（利用延床面積／総延床面積）の算定が行われていない。また、年間利用者数の算定が行われていない施設が多い。

#### ● 監査結果

##### （１）有効活用の指標について（意見２０）

各施設の利用効率を表す稼働率や年間利用者数の算定が行われていない。各施設の廃止あるいは機能集約等の判断材料とするために、毎年行っている「県有財産利活用状況等調査」の中で、各施設の性質や用途に応じ、稼働率及び年間利用者数を調査し、それを指標として活用することが望ましい。

##### （現状及び問題点）

稼働率は上記したとおり、各施設の利用効率を表す重要指標である。そして、各施設の稼働率を算定することで、利用効率が高い施設が明確になるが、現状稼働率の算定を行っていない。また、集客施設等を除いて年間利用者数の算定を行っていない。

##### （改善策）

庁舎等の活用度及び県民のニーズを把握するため、庁舎等各施設の稼働率及び年間利用者数を毎年算定することが望ましい。それにより稼働率が低い施設は他に貸し出す、あるいは他の施設から移転させる等の方策を取ることが求められ、結果として稼働率が向上する。

##### （２）「県有財産利活用状況等に関する調査」の精度向上について（意見２１）

現場往査の結果、県有財産利活用状況等調査の回答と異なる状況の施設が見受けられた。定期的に現地調査を行うなど、調査の精度向上を検討すべきである。

##### （現状及び問題点）

管財課では「県有財産利活用状況等に関する調査」を各施設から管財課に調査票を提出させるという形で毎年度実施しており、当該調査票には、低利用・未利用の部屋を指す「転用等活用可能室」の項目がある。現場往査を実施した結果、例えば富岡合同庁舎は「平成３０年度県有財産利活用状況等調査票（平成２９年度分）」において、「転用等活用可能室」は１室（９４㎡）と回答しているが、実際には「転用等活用可能室」は１室に限らない状況であった。このように調査票による調査だけでは、実態とは異なる報告が提出される可能性がある。

また、調査票における「低利用・未利用」の定義に解釈の余地があり、回答者によって、回答内容に差異が生じる可能性がある。

### (改善策)

「調査票」の正確性を確かめるため、庁舎等の現地調査を定期的に行うことが望ましい。

また、各施設の回答に解釈の余地が生じないように、例えば、①当初倉庫として設計されていなかったが、倉庫として利用している部屋も低利用に含む、あるいは②年間利用日数が100日を下回る部屋も低利用に含むなど定義を明確にすることが望ましい。

### (3) フリーアドレスの導入について (意見22)

庁舎等を有効活用するため、職員の固定席がないフリーアドレスの導入を検討すべきである。
--------------------------------------------

### (現状及び問題点)

民間企業ではフリーアドレスを導入している企業も多いが、群馬県では導入されていない。例として、総務省行政管理局では、フリーアドレスの導入や無線LAN等のICTを活用することで、パソコンを持ち運び執務室内のどこでもペーパーレスでの打合せを可能とするなど、オフィス改革に取り組んでいる。業務の性質等によるが、現状の執務室の形態にとらわれず、フリーアドレスを導入することにより、有効活用できるスペースが広がり、当該スペースに他の施設から移転等をさせることが可能と考える。

### (改善策)

庁舎等の執務スペースを有効活用するため、職員の固定席がないフリーアドレスの導入を検討すべきである。

### 【省エネへの取組】

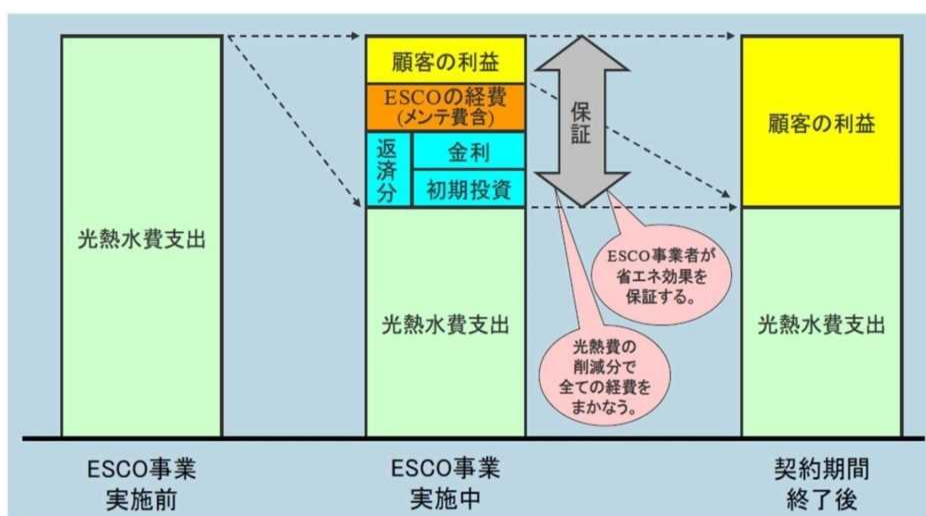
「群馬県公共施設等総合管理計画」及び「群馬県地球温暖化対策実行計画」に省エネルギーの推進について記載されており、省エネへの取組としては、水道光熱費の削減や環境対策のため、高効率空調機器の導入・照明設備のLED化・太陽光発電の導入・ESCO事業の導入等がある。

太陽光発電に関しては、県として太陽光発電設備を設置し、その電力を利用し、電力使用料を下げるあるいはFIT（固定価格買取制度）による売電を行っている（再生可能エネルギーの導入）。具体的には、「令和元年度公共施設太陽光発電に係る再生可能エネルギー導入状況（平成31年4月1日現在）」によれば、県有施設合計では3,797.09kwの導入実績がある。なお、太陽光に関しては、省エネもあるが、停電時の代替電源として、今後も増やす予定がある。

LED照明の導入は、「県有施設の省エネ・節電対策」によれば、平成29年度は5施設、平成30年度は4施設で実施済み。具体例として、平成30年度にLED直管型照明を導入した太田合同庁舎では、県税事務所及び教育事務所の従来型蛍光灯104灯をLED照明に更新し、工事費が4,968千円かかったが、年間507千円の電気代を削減（投資回収年数約9.8年）。一方、同年度にLED誘導灯を導入した自然史博物館では、工事費が1,836千円かかったが、年間219千円の電気代を削減（投資回収年数は約8.4年）。

ESCO事業とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課が作成した「官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル」によれば、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）第5条第2項第三号に定める省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）と定義づけされている。ESCO事業の導入実績は現在までに4施設ある（自然史博物館等）。「県有施設ESCO事業の概要と実績」によれば、ESCO事業の導入による水道光熱費の削減額は3施設合計で88,226千円（県立女子大は令和元年度から開始のため、まだ実績なし）。

#### <ESCO事業のイメージ図>



- 監査結果  
指摘事項及び意見該当なし。

## 【固定資産管理】

群馬県では、固定資産に関する要領として「固定資産台帳整備ガイド」を作成し、各所管部課に配付している。

### ● 監査結果

#### (1) 固定資産の実査について (意見 2 3)

固定資産台帳の正確性を担保するため、年に1回固定資産の実査を行うことが望ましい。

#### (現状及び問題点)

固定資産台帳には現に保有している固定資産が正確に記載されている必要がある。しかし、期中に処分した資産の固定資産台帳からの除外漏れ、あるいは新規取得資産の固定資産台帳計上漏れが発生する可能性があり、固定資産台帳と現物を突合する実査を行わないと、当該誤りに気付かずに固定資産台帳の正確性が損なわれる可能性がある。

なお、総務省平成26年9月30日取りまとめ「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、「なお、新規に取得または異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、会計年度末の状況を把握することが適当です。」と記載されている。

#### (改善策)

固定資産台帳の正確性を確保し、また資産の総量を適切に把握するため、固定資産の実査をその現物を管理する各部署にて定期的に行い、管財課はその報告を受けて適宜台帳の更新を行うことが望ましい。また、固定資産の定期的な実査について、「固定資産台帳整備ガイド」に盛り込むことが望ましい。

#### (2) 不動産登記の確認・把握について (意見 2 4)

地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申請を行うことが望ましい。

#### (現状及び問題点)

令和2年度に前橋合同庁舎に移転することが決まった中部家畜保健衛生所が所在する土地は、同土地に庁舎が建てられているため実態は「宅地」であるが、庁舎の建築と同時に地目の変更登記がなされず、「農地」のままとなっている。そして、同土地は、同土地に庁舎が建てられた後である昭和46年3月31日に、市街化調整区域に指定されている。市街化調整区域では原則として宅地造成や建物の建築ができないところ、同土地が線引前か

らの宅地と認められなければ売却困難、売却可能としても安価での売却となるおそれがあるため、同土地の処分に当たっては、同土地を市街化調整区域に指定した自治体との事前協議が必要となる事態が生じてしまっている。しかも、自治体と協議をしたとしても、同土地が線引前宅地と認められるとは限らない。このような事態は、地目の変更後、適時に、地目変更登記の申請（不動産登記法第47条1項）をしておけば生じなかったことである。

**(改善策)**

地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申請を行うことが望ましい。

【固定資産処分】

未利用地の情報（未利用地等一覧表）は県ホームページへの掲載、及び該当地に立て看板を設置し情報公開している。

なお、入札不調により、売却できていない未利用地は下表のとおりである。

区分	番号	分掌課	財産名称	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	建物延床面積(m <sup>2</sup> )	利活用に向けた検討状況		
								現在の状況	課題	利活用方針等
売却中	1		元前橋工業高等学校校長公舎	前橋市岩神町三丁目981-8	宅地	273.27		随時売払い中 (予定価格:10,000,000円) (H28年度からの継続物件)		
	2		元前橋東警察署烏取駐在所	前橋市高花台一丁目1-14	宅地	213.77		〃 (予定価格:7,200,000円) (H25年度からの継続物件)		
	3		元高崎警察署寺尾連絡所	高崎市石原町字大石3337-11外1筆	宅地	74.44		〃 (予定価格:2,430,000円) (H21年度からの継続物件)	面積狭小	
	4		元榛名高等学校校長公舎	高崎市下室田町字清水983-3	宅地	296.40		〃 (予定価格:2,450,000円) (H21年度からの継続物件)	接道の幅狭隘	
	5		旧沼田女子高等学校校長公舎	沼田市坊新田町字下原1250-74	宅地	172.93	87.76	〃 (予定価格:5,708,000円) (H26年度からの継続物件)	建物残存	
	6		旧薄根町駐車場	沼田市薄根町字天水3236番2外3筆	宅地外	1,948.75		〃 (予定価格:29,640,000円) (R1年度からの継続物件)		H31入札実施した不落
	7		元広内県営住宅	館林市広内町1295	宅地	719.81		〃 (予定価格:12,700,000円) (H29年度からの継続物件)		
	8	管財課	元渋川合同庁舎8(駐車場)	渋川市金井字真木島2842-33	宅地	1,341.80		〃 (予定価格:22,540,000円) (H29年度からの継続物件)	不整形	
	9		元渋川女子高等学校校長公舎	渋川市上郷2689-1	宅地	378.79		〃 (予定価格:3,060,000円) (H20年度からの継続物件)	出入口狭隘	
	10		元入沢県営住宅	渋川市渋川北原6-2、6-5	宅地	684.16		〃 (地番6-2 予定価格:8,650,000円) (地番6-5 予定価格:3,910,000円) (H30年度からの継続物件)	・上信自動車道の事業による売却残地 ・地番6-2: 390.90㎡ 不整形(ほぼ三角形) ・地番6-5: 293.26㎡ 不整形	
	11		元藤岡合同庁舎第2別館	藤岡市下栗須字塚合124-11	宅地	857.39		〃 (予定価格:26,150,000円) (H29年度からの継続物件)		
	12		元藤岡高等学校(元藤岡高校セミナーハウス)	藤岡市大字藤岡字西ノ原1986-1	宅地	720.12	537.84	〃 (予定価格:22,410,000円) (H24年度からの継続物件)	建物残存	
	13		元林業技術習得のための実習・研修用地	北群馬郡榛東村大字新井字北原2853-1	宅地	12,514.10		〃 (予定価格:79,800,000円) (H25年度からの継続物件)	6割以上が現況山林の傾斜地 埋蔵文化財(古墳)あり	
	14		元板倉高等学校校長公舎	邑楽郡板倉町大字板倉字雲間2032-6	宅地	173.47		〃 (予定価格:1,650,000円) (H20年度からの継続物件)		
	15	(企)財務課	太田東部工業団地ポンプ機場跡地	栃木県足利市借宿町一丁目12-11	宅地	429.66		随時売払い中 (予定価格:11,080,000円) (H30年度からの継続物件)		
小計		15	箇所		20,798.86	625.60				

● 監査結果

## (1) 未利用地の処分に係る事務等の民間委託について（意見25）

未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則となっているが、入札が不調となった場合には、売却業務の一部を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきである。

### (現状及び問題点)

未利用地の処分について、現状は一般競争入札での売却が原則となっており、現状有姿のまま売却している。現在、長期間処分できていない未利用地は面積が狭小であったり不整形地など、今後も売却に時間を要することが予想される。

入札が不調となった場合には、売却物件の不動産市場へのアピール・周知等の広告業務や、単体での売却が難しい未利用地については隣地や周辺土地との一体的な活用及び売却の検討を依頼するなど民間への委託の検討の余地があると考えられる。

例えば、青森県においては、平成20年度から県有財産売却業務委託制度を導入し、売却業務の企画提案の募集を行い、売却可能性調査から事後対応に至るまでの一連の業務及びこれらに関連する業務を宅地建物取引業者に委託している。

### (改善策)

未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則となっているが、売却業務の一部を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきである。



## 【情報管理】

群馬県ではファシリティマネジメント関係のシステムとして、「群馬県公共施設マネジメントシステム」を利用している。当該システムの詳細については前記参照。

### ● 監査結果

#### (1) 庁舎等の図面の保管方法について（意見26）

群馬県公共施設マネジメントシステムに庁舎等の図面のデータを保管し、データを主に利用する管財課に情報を一元化することが望ましい。
-----------------------------------------------------------------

#### (現状及び問題点)

庁舎等の図面は、それぞれの施設に保管されている場合があり、必ずしも管財課に一元化されていない。ファシリティマネジメント、特に長期保全計画を作成する際などは、図面は重要な情報であるため、管財課に情報一元化をするのが望ましい。

「群馬県公共施設マネジメントシステム」に各種資料をアップロードする機能があることから、当該機能を利用し、必要時にいつでも管財課が図面を見ることが可能となる。

#### (改善策)

庁舎等の図面を紙保管からデータ保管に移行すべきである。また、図面に係る情報の保管を管財課に一元化することが望ましい。

## 【情報開示】

県ホームページでは、ファシリティマネジメント関係の情報として、「群馬県公共施設等総合管理計画 平成28年3月」、「群馬県県有施設長寿命化指針 平成25年3月策定平成29年3月改定」、「県有財産利活用推進会議設置要綱」、「群馬県公有財産利活用連絡会議設置要綱」及び「県有地の売り払いに関する情報」が開示されている。

## ● 監査結果

### (1) 県有財産についての情報開示について（意見27）

施設総量の適正化には、県民と情報共有をしたうえで、県民の理解を深めていくことが欠かせない。したがって、県民との情報共有を図るため、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗状況を県ホームページで公表することが望ましい。

### (現状及び問題点)

今後の施設総量の適正化のためには、まずは県民に庁舎等施設を取り巻く現状と課題を認識してもらう必要がある。そのうえで、県民に施設を減らすことに理解を示してもらう必要がある。

また、「群馬県公共施設等総合管理計画」第3章4計画の推進体制・方策(3)フォローアップの実施【主な取組内容】議会や県民との情報共有に「既存施設の集約等の検討にあたっては、施設利用者の利便性や地域のまちづくりにも影響することから、本計画の取組については、議会への報告や県ホームページへの掲載を行うなど様々な手法を活用しながら、県民の理解と協力を得るための積極的な情報公開を継続的に行うよう努めます。」と記載されている。

### (改善策)

県民にファシリティマネジメントに係る情報提供を図るために、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗状況を県ホームページで公表することが望ましい。

## ■ 個別の施設等に関する監査結果及び意見

施設名称	渋川合同庁舎		
所在地	渋川市金井395		
所管所属等	渋川行政県税事務所		
施設の沿革	昭和47年3月 現在地に現庁舎を建設		
① 配置所属等	渋川行政県税事務所：庁舎棟1階（3分の2程度）		
業務の概要	<p>渋川市及び北群馬郡（榛東村、吉岡町）を所管区域として、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振興局における施策の企画、立案及び総合調整に関すること</li> <li>・ 事務所に係る予算・経理、庁舎管理、消防防災、選挙等に関すること</li> <li>・ 市町村との連携並びに県行政の連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 地域の振興及び観光に関すること</li> <li>・ 所管区域における県税及び県税に伴う徴収金の賦課徴収に関すること</li> </ul>		
職員等人数	20名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 19名	嘱託 1名	臨時 0名
② 配置所属等	渋川森林事務所：庁舎棟3階		
業務の概要	<p>渋川及び北群馬郡（榛東村、吉岡町）に加え前橋市、伊勢崎市及び玉村町を所管区域として、以下の業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民有林の造成指導及び間伐対策に関すること</li> <li>② 森林病虫害等対策に関すること</li> <li>③ 森林の保全管理と開発規制及び保安林に関すること</li> <li>④ 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟の適正化に関すること</li> <li>⑤ 林業技術の普及及び林業の活性化対策に関すること</li> <li>⑥ 県産材の利用促進及び木材の生産・流通・加工、消費の指導に関すること</li> <li>⑦ きのこと産物の振興及び指導に関すること</li> <li>⑧ 緑化推進及び森林環境教育に関すること</li> <li>⑨ 林道事業の計画・調査及び林道の被害調査、災害復旧に関すること</li> <li>⑩ 治山事業の計画・調査及び治山関係の被害調査、災害復旧に関すること</li> <li>⑪ 県立森林公園（伊香保森林公園、赤城森林公園、赤城ふれあいの森）の管理運営に関すること</li> </ol>		

	⑫ ぐんま緑の県民基金事業の実行及び指導に関すること		
職員等人数	23名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 17名	嘱託 5名	臨時 1名
③ 配置所属等	中部農業事務所普及指導課渋川地区農業指導センター：庁舎棟1階（3分の1程度）		
業務の概要	<p>渋川市及び北群馬郡（榛東村、吉岡町）を所管区域として、以下の業務を行っている。</p> <p>&lt;担い手支援係&gt;</p> <p>① 地域農業・農村リーダーの活動支援</p> <p>② 農業青年クラブ活動支援</p> <p>③ 農村男女共同参画推進</p> <p>&lt;生産指導係&gt;</p> <p>① 水田農業の担い手育成・経営力強化及び米麦の高品質安定生産の推進</p> <p>② ソバ産地の強化</p> <p>③ こんにゃく生産者組織を中心とした担い手対策と周辺環境へ配慮した農薬の適正使用推進</p> <p>④ イチゴの安定生産支援</p> <p>⑤ ネギ黒腐菌核病対策の推進</p> <p>⑥ （6）ナスの安定生産支援</p>		
職員等人数	10名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 10名	嘱託 0名	臨時 0名
④ 配置所属等	中部農業事務所農村整備課渋川農村整備センター：南棟1階及び2階		
業務の概要	<p>渋川市及び北群馬郡（榛東村、吉岡町）に加え、相馬原地区及び赤城西麓地区を特別所管区域として、「水」、「土」、「里」の保全業務を行っている。</p> <p>具体的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「水」の保全整備 農業用水の安定供給、相馬原地区の施設保全に向けた障害防止対策事業の推進</li> <li>・ 「土」の保全整備 条件整備による経営の安定とコスト低減（赤城西麓土地改良事業による畑地帯の基盤整備、基幹農道の保全対策）、農地集積への道筋を付ける農地整備、地域ぐるみで野生鳥獣被害の一掃（赤城西麓地区における基盤整備と獣害防止施設の連携）</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「里」の保全整備 災害発生前の被害想定による安全確保、農村生活環境の更なる向上とコスト縮減</li> </ul>				
職員等人数	14名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 12名	嘱託 1名	臨時 1名		
⑤ 配置所属等	渋川土木事務所：庁舎棟2階				
業務の概要	<p>安全、安心に暮らせる社会の実現を目指し、渋川市及び北群馬郡（榛東村、吉岡町）を所管区域として、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道、主要地方道、一般県道及び一級河川の維持管理業務</li> <li>砂防法に基づく砂防指定地、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、急傾斜地法に基づく危険区域等の指定、管理等の業務</li> <li>公共事業の用地取得及び損失補償並びに用地の登記に関すること</li> <li>市町村補助事業に係る指導、設計審査等に関すること</li> <li>砂利採取法、採石法、屋外広告物法等の施行に関すること</li> </ul>				
職員等人数	40名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 31名	嘱託 6名	臨時 3名		
施設の概要					
敷地面積	5,827 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：2,123 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：陸屋根葺 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階				
建築年月	主要棟：昭和47年3月				
建設費、取得価格	主要棟：103,144千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	照明器具高効率化及び誘導灯改修工事	節電・省エネ効果を高め、経費の節減を図るため	2,138千円
	H26	工事	下水道切替工	浄化槽を廃止	5,832千円

			事	し公共下水道への接続するため	
	H27	改修	文書庫屋上・外壁防水改修工事	文書庫屋上等で雨漏り発生のため	2,127 千円
	H28	増築	物置 2 棟設置工事	別館解体に伴い倉庫が必要になるため	1,479 千円
	H29	更新	南棟 2 階空調機入替工事	老朽化のため	2,440 千円
	H29	修繕	床張替・駐輪場雨樋修繕工事	老朽化による床剥離、駐輪場雨樋破損のため	1,922 千円
	H29	更新	避雷針設備修繕工事	避雷針の接地抵抗が基準値を上回っているため	2,430 千円
	H30	改修	旧林業試験室解体工事	旧林業試験室が台風で破損したため	1,058 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後 30 年間の支出金額合計				
	工事別		金額 (千円)		備考
	建築		91,492		
	電気設備		30,718		
	機械設備		80,402		
	主要棟修繕費		63,240		
	附属棟修繕費		16,440		
	合計		282,743		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>庁舎棟は築 50 年弱経過しているため老朽化の影響で毎年大きな修繕や交換工事等が行われている。現状の不具合は雨漏りがひどいため令和 2 年度予算として相談予定とのことである。</p> <p>また、配水管の交換工事についても今後の課題としている。</p>				

施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	会議棟が増築部分としてあるが、5事務所が共同で利用しており稼働率はある程度確保できているとのことである。
------------------------------	------------------------------------------------------

● 施設等の写真



● 監査結果

(1) 執務スペースを含む庁舎の整理について (意見28)

庁舎内部の整理状況が雑然としているため、行政県税事務所を主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべきである。

(現状及び問題点)

合同庁舎の中では所属事務所の数が多く全部で5事務所が入居しているが、庁舎の老朽化に加え建物内部の整理状況が雑然としているため庁舎全体のスペースに比べ狭く感じる。5事務所のうち農村整備センターは庁舎棟ではなく、南棟に所在しているが、当該南棟はもともと会議室用として建設されたものであり使い勝手が悪く、更衣室(ロッカー)に至っては、男性は南棟1階スペース(2階から一旦外に出る)、女性は庁舎棟の一部となっており、雨天時等を踏まえると労働環境としては好ましくない。

(改善策)

庁舎棟の各事務所スペースはそれぞれ独立してはいるものの、書類や備品等の整理状況を改善することで有効スペースが生まれ農村整備センターが入所する余地があると考え。合同庁舎の庁舎全体の管理は行政県税事務所が分掌しているが、行政県税事務所を主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべきである。

## (2) 会議棟の予約共通化等について（意見29）

当施設の会議棟の大会議室と渋川保健福祉事務所の会議棟の大会議室に関し、双方の間で予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。また、使用予約の共通化の結果を踏まえ、会議棟の必要性を検証し、今後のあり方を検討していくことが望ましい。

### (現状及び問題点)

当施設には、平成7年に増築された会議棟があり大会議室が研修等の際に使用されている。一方、隣接する渋川保健福祉事務所においては昭和59年に建設された会議棟があり、その大会議室の使用頻度は、月5～6回程度であり、稼働率は30%に満たない。

当施設においては、会議棟の大会議室に関し、依頼があれば、渋川保健福祉事務所の業務での使用も許可しているとのことであるが、当施設と渋川合同庁舎との間で会議室の使用予約の共通化は行われていない。

### (改善策)

当施設の会議棟の大会議室と渋川保健福祉事務所の会議棟の大会議室に関し、双方の間で予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。また、渋川保健福祉事務所との使用予約の共通化の結果を踏まえ、会議棟の必要性を検証し、今後のあり方を検討していくことが望ましい。



施設名称	高崎合同庁舎		
所在地	高崎市台町4-3		
所管所属等	高崎行政県税事務所		
施設の沿革	昭和47年3月 現在地に現庁舎を建築		
①配置所属等	高崎行政県税事務所		
業務の概要	<p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市、安中市の地域振興、観光振興に関すること</li> <li>・高崎市及び安中市並びに高崎安中地域の県地域機関等との連絡及び調整に関すること。</li> <li>・選挙事務に関すること</li> <li>・合同庁舎等の維持管理に関すること</li> <li>・災害対策及び防災情報通信ネットワークシステムに関すること</li> <li>・防犯推進に関すること</li> <li>・広報・広聴に関すること</li> <li>・中小企業協同組合届出書等の指導・管理に関すること</li> <li>・県民労働相談センターに関すること（労働政策課雇用の職員1名が対応）</li> <li>・県税及び県税に伴う徴収金の賦課、管理事務及び徴収に関すること</li> <li>・西部地区内の各行政県税事務所における高額・困難事案の滞納整理、個人の県民税の滞納整理に関する市町村支援に関すること</li> </ul> <p><b>【所管区域】</b></p> <p>高崎市、安中市</p> <p>ただし、電気工事業、労働相談に関わる業務の所管区域は、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡</p>		
職員等人数	57名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 53名	嘱託 4名	臨時 0名
②配置所属等	西部森林環境事務所		
業務の概要	<p><b>【業務内容】</b></p> <p>以下のような業務を担当している。</p> <p>&lt;環境部門&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に関すること</li> <li>・浄化槽の維持管理に関すること</li> <li>・PCB廃棄物の適正処理の推進に関すること</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車リサイクルに関すること</li> <li>・公害防止及びこれら苦情相談等に関すること</li> <li>・大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染対策及びダイオキシン類対策など環境保全に関すること</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関すること</li> <li>・自然公園法に基づく国立・国定公園に関すること</li> </ul> <p>&lt;森林部門&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林吸収源対策に関すること</li> <li>・森林計画に関すること</li> <li>・造林・間伐対策に関すること</li> <li>・治山・林道・作業道に関すること</li> <li>・県有林及び県行分収造林の管理経営に関すること</li> <li>・鳥獣保護及び狩猟に関すること</li> <li>・森林保護・自然環境の保全に関すること</li> <li>・森林組合の指導に関すること</li> <li>・林業金融に関すること</li> <li>・森林・林業・木材産業づくり交付金に関すること</li> <li>・木材の生産、流通、加工及び消費等に関すること</li> <li>・きのこ等特用林産物の生産・加工・流通の指導に関すること。</li> <li>・緑化の推進に関すること</li> <li>・林業技術普及に関すること</li> <li>・群馬県森林・林業基本計画の推進に関すること</li> <li>・ぐんま緑の県民基金事業に関すること</li> <li>・民有林の開発に関すること</li> </ul> <p><b>【所管区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境部門：西部地域の4市3町2村（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）。ただし、平成23年4月の高崎市の中核市移行に伴い、高崎市の事務の大部分は高崎市に移管されている。</li> <li>・森林部門：高崎市、安中市。</li> </ul>				
職員等人数	34名（平成31年4月1日現在）				
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">正規職員 26名</td> <td style="width: 50%;">嘱託 5名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">臨時 3名</td> </tr> </table>	正規職員 26名	嘱託 5名		臨時 3名
正規職員 26名	嘱託 5名				
	臨時 3名				
③配置所属等	西部農業事務所				
業務の概要	<p><b>【業務内容】</b></p> <p>以下のような業務を担当している。なお、普及指導業務の一部は藤岡合同庁舎・富岡合同庁舎にそれぞれ所在する農業指導センタ</p>				

	<p>一にて、家畜保健衛生に関する業務は、高崎市内の単独庁舎（西部家畜保健衛生所）にて行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業施策の総合調整</li> <li>・ 農畜産物の生産振興</li> <li>・ 鳥獣被害対策</li> <li>・ 耕作放棄地対策</li> <li>・ 中山間地域対策</li> <li>・ 農業振興地域・農地等の土地利用調整</li> <li>・ 担い手育成支援</li> <li>・ 新規就農支援</li> <li>・ 農業経営改善</li> <li>・ 女性農業者等活動促進</li> <li>・ 果樹・花き野菜・米麦・工芸作物・畜産等の技術及び経営普及</li> <li>・ 県営農業農村整備事業の実施</li> <li>・ 農業農村整備事業の調査・計画</li> <li>・ 土地改良区の指導</li> <li>・ 多面的機能支払交付金事業の推進</li> <li>・ 土地改良財産の管理</li> <li>・ 工事事務</li> </ul> <p><b>【所管区域】</b> 西部地域の4市3町2村（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）。</p>			
職員等人数	55名（平成31年4月1日現在）			
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正規職員 51名</td> <td style="width: 33%;">嘱託 2名</td> <td style="width: 33%;">臨時 2名</td> </tr> </table>	正規職員 51名	嘱託 2名	臨時 2名
正規職員 51名	嘱託 2名	臨時 2名		
④配置所属等	高崎土木事務所			
業務の概要	<p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が管理する一般国道3路線、主要地方道20路線、一般県道31路線の計54路線、延長約397kmについて、良好な道路環境を確保するための維持管理業務やまちづくり支援としての街路事業、通学路の安全確保のための歩道整備事業、地域関連連携を強化するバイパス建設などの実施。</li> <li>・ 烏川など一級河川72河川、延長約337kmについて、良好な河川機能を維持するための河川点検や維持補修業務を行うとともに、河川氾濫による家屋の浸水被害等を軽減するための河川改修事業の実施。</li> </ul>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険区域として指定されている768箇所を中心とした、土砂災害から地域住民の生活や財産を守る火山砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の実施。</li> <li>・県営公園「群馬の森」「観音山ファミリーパーク」の管理・運営。</li> <li>・基幹農道の整備。</li> <li>・建築基準法に基づく確認申請検査、工事完了検査。</li> <li>・土木行政に関する法律、規則、条例等に基づく公共土木施設管理。</li> </ul> <p><b>【所管区域】</b> 高崎市内全域。</p> <p>ただし、建築申請等に関しては、西部地域の3市3町2村（藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）。高崎市内の建築申請等の事務は、平成23年4月の高崎市の中核市移行に伴い、高崎市に移管されている。移管前の書類は高崎土木事務所にて保管しているため、高崎市内の建築関係書類の確認に訪れる者もいる。</p>		
職員等人数	66名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 55名	嘱託 6名	臨時 5名
⑤配置所属等	西部教育事務所		
業務の概要	<p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町村教育委員会との連携強化と学校管理事務運営改善の推進。</li> <li>・活力ある学校教育の実現を期した人事行政の推進。</li> <li>・生涯にわたってたくましく「生きる力」を育む学校（園）の創造。</li> <li>・開かれ、つながる社会教育の推進</li> </ul> <p><b>【所管区域】</b> 西部地域の4市3町2村（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）。</p>		
職員等人数	41名（平成31年4月1日現在） *うち5名の指導主事は管内の市に、3名の社会教育指導主事は管内の町村に、4名のスクールソーシャルワーカーは管内の学校にて勤務しているため、同事務所内にそれら12名の座席はない。		
内訳	正規職員 30名	嘱託 9名	臨時 2名

施設の概要					
敷地面積	9,312.67 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：4702.71 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート 地上4階				
建築年月	主要棟：昭和47年3月				
建設費、取得価格	主要棟：214,350千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	職員用駐車場。 賃借料：年2,350,080円				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H27	工事	研屋前駐車場整備	借受面積の減少に伴い、出入口が使用不能となるため、進入用スロープ等の付け替え工事を行った。	2,225千円
	H28	工事	自動火災報知機設備改修工事	経年劣化のため、また、本体が旧宿直室に設置されており、現状の執務状況に適していないため、改修工事を行った。	1,350千円
	H28	工事	高崎合同庁舎外壁改修工事	経年劣化による外壁のひび割れ等の補修及び塗り替え	34,992千円
	H29	工事	高崎合同庁舎空調設備更新建築工事（1期工事）	経年劣化による空調設備の全面更新のうち、1期工事の建築工事。	31,838千円
	H29	工事	高崎合同庁舎空調設備	経年劣化による空調設備の全面	52,164千円

		更新電気設備工事（1期工事）	更新のうち、一期工事の電気設備工事。	
H29	工事	高崎合同庁舎空調設備更新機械設備工事（1期工事）	経年劣化による空調設備の全面更新のうち、一期工事の機械設備工事。	53,114 千円
H30	工事	外灯改修工事	経年劣化のため、外灯1本の撤去と、4本の照明器具交換及びポール塗装を行った。	1,080 千円
H30	工事	ブロック塀解体工事他工事	敷地内のコンクリートブロック塀の一部及び場外駐車場の全部が劣化しているため解体し、メッシュフェンスを設置した。	1,836 千円
H30	工事	高崎合同庁舎空調設備更新建築工事（2期工事）	経年劣化による空調設備の全面更新のうち、二期工事の建築工事。	81,691 千円
H30	工事	高崎合同庁舎空調設備更新電気設備工事（2期工事）	経年劣化による空調設備の全面更新のうち、二期工事の電気設備工事。	44,312 千円
H30	工事	高崎合同庁舎空調設備更新機械設備工事（2期工事）	経年劣化による空調設備の全面更新のうち、二期工事の機械設備工事。	96,217 千円

長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計		
	工事別	金額(千円)	備考
	建築	111,931	
	電気設備	109,346	
	機械設備	117,649	
	主要棟修繕費	107,220	
	附属棟修繕費	24,660	
	合計	470,805	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>現状、大きな不具合はない。長期保全計画に基づき、建物全体の天井の修繕が実施済みである。</p> <p>ただし、トイレは劣化しており、悪臭も生じている。令和元年度内に修繕が予定されていたが、予算を確保することができず、見送りとなった。</p>		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	該当なし。		

● 施設等の写真



● 監査結果

(1) 西部森林環境事務所の環境部門の移転について(意見30)

西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

西部森林環境事務所内には、環境部門と森林部門の2つの部署が存在している。現在環境部門が担当している業務は、元々、保健所の環境課が担当していたが、事務移管に伴い、平成21年度より同事務所にて担うこととなったものである。すなわち、環境部門の業務は、森林部門と同じ場所でなければ業務を行うことができないという性質のものではない。実際、現在も、森林部門は高崎合同庁舎内2階、環境部門は同4階と、離れた場所において業務を行っている。

また、環境部門に関しては、高崎市が中核市に移行した平成23年4月以降、高崎市に関する事務の大部分は高崎市に移管されていることから、西部森林環境事務所の環境部門の部署が高崎市内に所在し続ける必然性はないと考える。

現在、高崎合同庁舎内には未利用・低利用のスペースはほとんどないが、富岡合同庁舎内には空きスペースがある。

### (改善策)

西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

## (2) 西部教育事務所の移転について (意見31)

西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

西部教育事務所の所管区域は西部地域の4市3町2村(高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町)であるが、西部教育事務所は所管区域の一番北の高崎市内に置かれている。

担当部署によれば、所管区域中、高崎市内の学校数が一番多く、また、管内の教育関係者を集めた会議を開催する場合に備え、ある程度大きい会議室を使用できなければ業務に支障を来すため、立地としては現在の高崎合同庁舎が良いとのことであった。

しかし、当然のことながら、西部教育事務所には、高崎市内の学校教員や教育委員会職員だけが訪れるわけではない。所管区域のほぼ真ん中に位置する富岡市内に所在するほうが、所管区域の各市町村からの利便性も高まるものと考えられる。

また、高崎合同庁舎内には未利用・低利用のスペースはほとんどなく、会議室の使用率もほぼ100%であるが、平成13年に建築された富岡合同庁舎内には空きスペースもあり、かつ、広い会議室もある。

更に、現在高崎合同庁舎では、職員用駐車場の賃借料として年間約235万円を支出して



いるが、高崎合同庁舎内に所在する部署を削減できれば、駐車場の賃借料の削減にもつながる。

西部教育事務所を高崎合同庁舎内に置かなければならない必然性はないと考える。

#### (改善策)

西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

### (3) 職員駐車場としての土地賃借について (意見 3 2)

高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。

#### (現状及び問題点)

高崎合同庁舎内では、約 250 名の職員が働いている。更に、同庁舎内にある全ての部署を合計すると、毎日多数の来庁者があるため、敷地内の駐車場だけでは足りず、職員駐車場を別途借りている状況にある。その賃借料は、年約 235 万円である。

また、平成 27 年度には、借り受けている駐車場整備費用として、2,244,800 円を支出している。

現状のまま高崎合同庁舎を使用した場合、庁舎に入っている部署の職員数や来庁者数などを勘案すると、今後も職員駐車場を借り続ける必要性がある。

#### (改善策)

高崎合同庁舎内に入っている部署を削減できれば、職員駐車場を借りなくとも足りる可能性がある。

高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。

### (4) トイレの修繕について (意見 3 3)

長期保全計画が作成され、かつ、外部の来庁者も多数訪れる建物に関しては、トイレの修繕は速やかに行うべきである。

#### (現状及び問題点)

高崎合同庁舎は、長寿命化のための長期保全計画が作成されている建物である。そして、同計画に基づき、平成 29 年度より、空調等の設備工事が実施されている。

ただし、庁舎内のトイレについては、劣化し、更に悪臭も生じているにもかかわらず、い

まだ工事に着手されていない。

**(改善策)**

高崎合同庁舎は、長寿命化計画に基づき、長期保全計画も作成されている建物であり、また、外部の来庁者も多数訪れる庁舎であることから、トイレの修繕は速やかに行うべきである。

施設名称	藤岡合同庁舎		
所在地	藤岡市下栗須124-5		
所管所属等	藤岡行政県税事務所		
施設の沿革	昭和53年3月 現在地に現庁舎を建築		
①配置所属等	藤岡行政県税事務所		
業務の概要	① 市町村及び関係県地域機関との連絡・調整に関すること ② 地域振興に関すること ③ 合同庁舎の維持管理に関すること ④ 消防防災事務に関すること ⑤ 危機管理に関すること ⑥ 選挙に関すること ⑦ 観光に関すること ⑧ 地区共済事業及び地区生協関連事業に関すること ⑨ 県税及び県税に伴う徴収金の賦課徴収に関すること		
職員等人数	18名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 15名	嘱託 2名	臨時 1名
②配置所属等	藤岡森林事務所		
業務の概要	① 森林の保全・管理及び保安林の指定・解除に関すること ② 緑化の推進、鳥獣対策及び自然環境の保全に関すること ③ 林業技術の普及及び林業の活性化対策に関すること ④ 県有林の管理及び経営に関すること ⑤ 造林及び間伐対策に関すること ⑥ きのこと等特用林産物の生産振興に関すること ⑦ 県産木材の安定供給及び利用促進に関すること ⑧ 森林組合及び林業事業体の育成指導に関すること ⑨ 林道及び治山事業の計画・実行に関すること ⑩ 県立森林公園（みかば森林公園、桜山森林公園）の管理に関すること ⑪ ぐんま緑の県民基金事業に関すること		
職員等人数	26名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 20名	嘱託 4名	臨時 2名
③配置所属等	西部農業事務所普及指導課藤岡地区農業指導センター		
業務の概要	① 担い手支援係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村リーダーの活動支援</li> <li>・ 担い手等への支援</li> <li>・ 農業青年組織の活動支援</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性農業者の活動支援</li> <li>② 生産指導係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農事組合法人の運営支援</li> <li>・ 高品質米麦の安定生産</li> <li>・ イチゴ（やよいひめ）の生産性向上</li> <li>トマト経営の安定生産</li> </ul> </li> </ul>		
職員等人数	10名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 10名	嘱託 0名	臨時 0名
④配置所属等	藤岡土木事務所		
業務の概要	① 総務係 歳入・歳出、工事事務、庶務、火災、宅建業に関すること ② 企画調査係 土木工事の調査企画、設計審査、市町村指導に関すること ③ 施設管理係 道路河川の管理、採石・砂利採取の認可に関すること ④ 工務係 道路、河川、砂防等工事に関すること ⑤ 用地係 用地の取得・登記、物件の補償に関すること		
職員等人数	30名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 23名	嘱託 4名	臨時 3名
施設の概要			
敷地面積	8,306.51㎡		
延床面積	庁舎：1,831.46㎡ 別館：373.12㎡		
構造、階数	庁舎：鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 別館：鉄骨造 地上2階		
建築年月	庁舎：昭和53年3月 別館：昭和61年3月		
建設費、取得価格	庁舎：200,062千円 別館：34,320千円		
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無		
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内板（無料）</li> <li>・ 庁舎南側案内看板（無料）</li> <li>・ 庁舎西側反射鏡×2（無料）</li> </ul>		
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）		

	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	西面北側外壁防水工事	壁面全体のクラックからの浸水のため、防水塗装を実施	1,037 千円
	H27	工事	給排水設備更新工事	経年劣化による給排水設備の部分更新	12,420 千円
	H28	工事	改修工事（建築）	第2別館移転・集約にかかる内部改修及び土壌分析室増築工事	51,742 千円
	H28	工事	改修工事（機械設備）	第2別館移転・集約にかかる内部改修及び土壌分析室増築工事	8,748 千円
	H28	工事	改修工事（電気設備）	第2別館移転・集約にかかる内部改修及び土壌分析室増築工事	7,884 千円
	H30	工事	外構改修工事	ブロック塀を取り壊し、軽い金網フェンスを設置	2,268 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額（千円）	備考		
	建築	54,959			
	電気設備	26,716			
	機械設備	92,084			
	主要棟修繕費	50,220			
	附属棟修繕費	12,930			
	合計	236,908			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要	<p>ドアのパッキンが劣化している。</p> <p>北側のブロック塀が倒れる危険性があるため、管財課主導によ</p>				

する箇所等	りフェンスに変更した。また、受水槽、倉庫・車庫証明、受変電設備に経年劣化による不具合が見られ、対応を検討中である。
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	職員用駐車場は、藤岡工業高校のプールを取り壊した跡地（砂利）にも自由に置けるようになった。
 <p data-bbox="284 1160 512 1189">拡大された駐車場</p>	 <p data-bbox="834 1160 1062 1189">駐車場の接道状況</p>
	<p data-bbox="523 1234 1353 1312">農業指導センターが、第2別館から本館に入居したため、手狭であり、未利用・低利用の施設はない。</p> <p data-bbox="523 1328 1353 1406">第2別館の跡地について、令和元年10月23日に不動産公売を実施したが、入札なし。</p> <p data-bbox="523 1422 1353 1500">平成28年度に、災害時の非常用電源として利用可能な太陽光発電施設を敷地内に新設した。</p>

- 施設等の写真



藤岡合同庁舎 本館



藤岡合同庁舎 別館

- 監査結果

指摘事項及び意見該当なし。

施設名称	富岡合同庁舎		
所在地	富岡市田島343-1		
所管所属等	富岡行政県税事務所		
施設の沿革	昭和41年4月 富岡市富岡1345に旧庁舎を建築 平成14年1月 富岡市富岡343-1に新庁舎を建築		
①配置所属等	富岡行政県税事務所		
業務の概要	① 市町村及び県地域機関との連絡調整に関すること ② 県政情報の提供に関すること ③ 地域振興・観光振興に関すること ④ 選挙事務に関すること ⑤ 消防防災事務に関すること ⑥ 県民防犯推進に関すること ⑦ 合同庁舎の維持管理に関すること ⑧ ググっとぐんま観光キャンペーンに関すること ⑨ 県税及び県税に伴う徴収金の賦課徴収に関すること		
職員等人数	14名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 13名	嘱託 1名	臨時 0名
②配置所属等	富岡保健福祉事務所		
業務の概要	① 総務福祉係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険に関すること</li> <li>・ 障害児（者）福祉に関すること</li> <li>・ 高齢者福祉に関すること</li> </ul> ② 地域支援係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医務に関すること</li> <li>・ 保健福祉統計に関すること</li> <li>・ 母子・父子・寡婦福祉に関すること</li> <li>・ 生活保護に関すること</li> <li>・ 地域保健に関すること</li> <li>・ 包括ケアシステムに関すること</li> <li>・ 地域福祉に関すること</li> </ul> ③ 保健係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核対策に関すること</li> <li>・ 感染症・エイズ・新型インフルエンザ対策等に関すること</li> <li>・ 難病対策に関すること</li> <li>・ 母子保健に関すること</li> <li>・ 精神保健福祉・自殺対策に関すること</li> </ul>		



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養改善・健康増進に関すること</li> <li>・ 歯科保健に関すること</li> <li>・ 保健師活動に関すること</li> <li>・ 学生指導に関すること</li> </ul> <p>④ 衛生係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生に関すること</li> <li>・ 薬事に関すること</li> <li>・ 生活衛生に関すること</li> <li>・ 水道に関すること</li> </ul>			
職員等人数	32名（平成31年4月1日現在）			
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正規職員 23名</td> <td style="width: 33%;">嘱託 7名</td> <td style="width: 33%;">臨時 2名</td> </tr> </table>	正規職員 23名	嘱託 7名	臨時 2名
正規職員 23名	嘱託 7名	臨時 2名		
③配置所属等	富岡森林事務所			
業務の概要	<p>① 総務森林係 庶務、工事契約事務、保安林管理、造林、間伐対策、森林病害虫、森林獣害対策、自然環境保全、作業道、ぐんま緑の県民税、林業技術普及</p> <p>② 林業緑化係 緑化推進、林業金融、野鳥鳥獣保護、狩猟適性化、木材・きのこ振興、森林組合指導、林業労働力対策、県有林管理、林地開発</p> <p>③ 森林土木第一係 林道事業の計画・実行、ぐんま緑の県民税、さくらの里森林公園</p> <p>④ 森林土木第二係 治山事業の計画・実行、山地災害報告</p>			
職員等人数	28名（平成31年4月1日現在）			
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正規職員 20名</td> <td style="width: 33%;">嘱託 4名</td> <td style="width: 33%;">臨時 4名</td> </tr> </table>	正規職員 20名	嘱託 4名	臨時 4名
正規職員 20名	嘱託 4名	臨時 4名		
④配置所属等	西部農業事務所普及指導課富岡地区農業指導センター			
業務の概要	<p>① 担い手支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村リーダーの活動支援</li> <li>・ 担い手等への支援</li> <li>・ 農業青年組織の活動支援</li> <li>・ 女性農業者の活動支援</li> </ul> <p>② 生産指導係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高品質米麦の安定生産</li> <li>・ 集落営農組織の運営支援</li> <li>・ こんにゃく、ナス、タマネギ、キュウリ、ニラ、イチゴ等の安定生産</li> </ul>			

職員等人数	9名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 9名	嘱託 0名	臨時 0名		
⑤配置所属等	富岡土木事務所				
業務の概要	① 道路に関すること ② 河川に関すること ③ 砂防に関すること ④ その他（公共土木施設等の管理運営など）				
職員等人数	44名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 32名	嘱託 8名	臨時 4名		
施設の概要					
敷地面積	18,016.29㎡				
延床面積	庁舎：7,148.08㎡				
構造、階数	庁舎：鉄骨造 地上3階 地下1階				
建築年月	庁舎：平成14年1月				
建設費、取得価格	庁舎：2,218,545千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	非常用発電機蓄電池他更新	制御用・始動用蓄電池及び充電器、劣化した配線の更新	2,538千円
	H29	工事	空調設備修繕工事	不具合を生じた空調機室外機の修繕及びインバーター制御機器交換	1,026千円
	H30	工事	氷蓄熱ユニット修繕工事	不具合を生じたブラインポンプと電動バルブを交換	1,080千円

	R1	工事	空調設備修繕 工事	不具合を生じた氷蓄熱ユニットのオイルフィルター交換と電動バルブの交換	1,836千円
	R1	工事	消防設備修繕 工事	不具合となった非常照明設備、誘導灯設備等の部品の交換	1,365千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別		金額(千円)		備考
	建築		269,948		
	電気設備		105,529		
	機械設備		481,481		
	主要棟修繕費		162,960		
	附属棟修繕費		11,730		
	合計		1,031,648		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	必要に応じて修繕を実施しており、現在修繕を実施すべき箇所はない。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	合同庁舎新設時に、3階に食堂を設置したが、集客が思うように伸びず、2年ほどで廃止した。自動販売機を設置していた時期もあるが、現在は、自然史博物館の物置となっている。				

● 施設等の写真



外観



公用車駐車場



職員駐車場



エントランスホール



3階打ち合わせスペース



富岡地区農業指導センター



旧食堂



旧厨房



入札室（会議室）



中会議室（3部屋のうち1室）

- 監査結果

- (1) 転用活用可能室（旧食堂）について（意見34）

3階の旧食堂は2年程度しか使用されておらず、まだ老朽化していないため、積極的に他の部署の移転先候補として検討すべきである。

- (現状及び問題点)

合同庁舎が新築された時点では、3階には食堂があったが、利用率が悪かったことから、2年程度で廃止され、現在では、同じ富岡市内にある自然史博物館の倉庫となっている。

の施設は、管財課が実施している県有財産利活用状況等に関する調査において「転用活用可能室」として報告されている。

厨房は改修しなければ他に転用することは難しいが、食堂は94㎡あり、1つの部署が移転するのに十分なスペースである。

### (改善策)

富岡合同庁舎は、まだ老朽化しておらず、他の転用活用可能室と比較して、そのまま利用できる可能性が高い。積極的に他の部署の移転を検討すべきである。

## (2) 既存部署の空きスペースについて (意見35)

旧食堂以外にも低利用なスペースが散見されるため、情報を共有化し、移転先候補として有効活用することが望ましい。

### (現状及び問題点)

2階フロアの半分は、保健所のスペースとなっており、細菌検査室、化学検査室、心電図室、健康指導室、視力・聴力検査室、調理室等があるが、使用頻度の低い部屋やスペースを狭くしても用途を満たせる部屋が見受けられた。エイズ検査等も実施しなければならないため、プライバシーの保護は必要となるものの、他の用途に転用できる部屋がいくつかあると推察される。

また、1階にはエントランスホールがあり、パンフレットや休憩する椅子などが置いてあるものの、利用頻度は低く県庁舎のエントランスホールのように、イベント開催も予定されていない。こちらも、一定規模のスペースが確保できると考えられる。

更に、現在、1階から3階までの事務スペースも、高崎合同庁舎等と比較して、一人当たりの事務スペースにかなりの余裕が見受けられることから、集約を行えば新たに移転するスペースを確保できると推察される。

駐車場については、現状、職員駐車場31台、公用車駐車場12台の空きがあり、また、来庁者用駐車場にも余裕がある。

### (改善策)

管財課に、転用活用可能室として報告している旧食堂以外にも、低利用なスペースが散見されるため、情報を共有化して、利活用することが望ましい。

施設名称	中之条合同庁舎		
所在地	吾妻郡中之条町大字中之条町664		
所管所属等	吾妻行政県税事務所		
施設の沿革	昭和48年2月 現在地に現庁舎を建築		
① 配置所属等	吾妻行政県税事務所：1階		
業務の概要	<p>吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）を所管区域として、県行政の総合性の確保や情報の共有化、地域振興、合同庁舎全体の維持管理、及び県税に関する業務全般を担っている。</p> <p>総務係、企画振興係：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所に係る予算・経理、庁舎管理、消防防災、防犯推進、選挙事務等</li> <li>・ 吾妻振興局内総合調整、地域連携推進</li> <li>・ 地域振興及び観光振興</li> <li>・ 過疎・山村振興対策</li> </ul> <p>県税課：</p> <p>所管区域における県税及び県税に伴う徴収金の賦課徴収</p>		
職員等人数	22名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 20名	嘱託 2名	臨時 0名
② 配置所属等	吾妻森林環境事務所：2階の一部（2分の1程度）		
業務の概要	<p>吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）を所管区域として、環境業務と森林業務を実施している。</p> <p>環境業務：</p> <p>工場・生活排水、廃棄物等の適正処理を指導し、首都圏の水源に位置する地域の環境を保全するとともに、地球温暖化防止のための啓発活動等を実施</p> <p>森林業務：</p> <p>管内の国有林を除く4万4千ヘクタールの民間林を対象に温室効果ガス吸収源対策としての森林の整備と林業の振興を図るため各種施策を展開</p>		
職員等人数	28名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 21名	嘱託 5名	臨時 2名
③ 配置所属等	吾妻農業事務所：3階		
業務の概要	<p>「群馬県農業農村振興計画」に基づき、①地域農業を支える多様な担い手の育成・強化、②野菜を中心とした農産物の産地強化と持続可能な農業の推進、③農村機能の保全と鳥獣被害対策の推進、④安</p>		

	<p>定した畜産経営の確立と家畜伝染病の発生予防、⑤観光との連携による農業振興と地域の活性化を基本方針として、以下の4課で組織している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興課</li> <li>・ 普及指導課</li> <li>・ 家畜保健衛生課</li> <li>・ 農村整備課</li> </ul> <p>なお、家畜保健衛生課（総勢6名）及び普及指導課の長野原係（総勢4名）は所在地を別にしている。</p>		
職員等人数	47名（平成31年4月1日現在） 家畜保健衛生課6名及び長野原係4名を含む		
内訳	正規職員 46名	嘱託 0名	臨時 1名
④ 配置所属等	吾妻教育事務所：2階の一部（2分の1程度）		
業務の概要	<p>以下の3係により管内の町村教育委員会と密接に連携し学校教育・社会教育の充実・推進を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務係：町村教育委員会との連携・指導・連絡など</li> <li>・ 学校教育係：教職員の人事、学事・研修の指導、教育課程・経営の指導、教育振興など</li> <li>・ 生涯学習係：生涯学習の推進、家庭教育支援、青少年健全育成の推進、文化振興など</li> </ul>		
職員等人数	21名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 16名	嘱託 4名	臨時 1名
施設の概要	庁舎棟		
敷地面積	2,494 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：1,894 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：屋根その他 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階		
建築年月	主要棟：昭和48年2月		
建設費、取得価格	主要棟：109,803千円		
施設の概要	会議室棟		
敷地面積	2,494 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：665 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：屋根その他 鉄骨造 地上3階		
建築年月	主要棟：平成15年3月		
建設費、取得価格	主要棟：111,510千円		
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		



有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	庁舎敷地を含め土地は全て県有敷地ではなく賃借している。				
	名称	面積	年間賃料	貸主	
	庁舎等敷地	2,494 m <sup>2</sup>	819 千円	中之条町	
	合同庁舎駐車場	639 m <sup>2</sup>	210 千円	中之条町	
	合同庁舎駐車場	1,986 m <sup>2</sup>	1,766 千円	民間（個人）	
合計	5,120 m <sup>2</sup>	2,796 千円			
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H27	工事 （更新）	ポンプ更新 工事	県有施設長寿命化のため消火栓ポンプと排水ポンプを更新	2,289 千円
	H29	工事 （交換）	非常用照明器具交換取付工事	点灯不良の非常用照明器具を交換（LED 証明）	1,188 千円
	H30	工事 （交換）	本館執務室 LED 化工事	県有施設の省エネ・節電のため、照明器具を LED 証明に交換	3,564 千円
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額（千円）		備考	
	建築	102,592			
	電気設備	22,713			
	機械設備	101,664			
	主要棟修繕費	58,320			
	附属棟修繕費	1,800			
	合計	287,090			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	主要棟は築45年が経過しており毎年何らかの修繕が行われている。修繕を行っていない部分ではトイレの配管、空調設備、床の配線など老朽化していることでの不具合は多い。また、建物全体が古いこと及び窓の多さもあり、冬場は建物内部の暖房効率が相当悪いとのことである。				
施設の利用状況 未利用・低利用の	別途、会議室棟もあるが稼働率は7～8割程度となっており（現地担当者へのヒアリングベース）、未利用や低利用の施設は見受け				

施設の状況	られない。
-------	-------

- 施設等の写真



- 監査結果

(1) 合同庁舎の移転を含めた再編等の検討について (意見 36)

中之条合同庁舎は築45年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。

(現状及び問題点)

中之条合同庁舎は昭和48年に建設され、昨今、老朽化が激しく毎年何らかの修繕や交換工事等が行われている。また、当該庁舎の土地は庁舎の敷地を含め全て借地であり県有財産(土地)ではないため毎年賃料が発生(年間2.8百万円)しており、県有土地にある事務所と比べると追加コストが発生している状態である。

庁舎は上述したように経年劣化が激しく、また、業務に対応した設備も整っていない状態である。職員からも様々な要望があり、具体的には森林環境事務所(2階)では職員が現場(森林)から戻ってきてもシャワー等がなく他の森林環境事務所等と比較しても設備不足は否めない。

また、建物自体が古いため断熱効果が薄く暖房の効きが悪いため他の暖房(灯油)等の追加も必要となっている状態である。

更には、来所者が限定されている事務所もあり、また、庁舎内の事務所間の関連性が乏し

い事務所については、当該場所に引き続き残る意味合いはそれほど強くないと思われる。

**(改善策)**

建物が築45年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。

施設名称	太田合同庁舎		
所在地	太田市西本町60-27		
所管所属等	太田行政県税事務所		
施設の沿革	昭和49年 現在地に本庁舎・東庁舎を建築 平成6年 現在地に会議室庁舎を建築		
① 配置所属等	太田行政県税事務所（本庁舎1階）		
業務の概要	太田市を所管区域とし、域内の行政推進、観光振興、太田合同庁舎の維持管理及び県税の課税徴収に係る業務を行っている。 一部業務については、太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）4市5町を所管している。		
職員等人数	47名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 43名	嘱託 3名	臨時 1名
② 配置所属等	東部環境事務所（東庁舎）		
業務の概要	太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）4市5町を所管区域とし、域内の環境や地球環境に係る業務を行っている。		
職員等人数	15名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 14名	嘱託 1名	臨時 0名
③ 配置所属等	東部農業事務所（本庁舎3階）		
業務の概要	太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）4市5町を所管区域とし、域内の農業振興や技術指導を行っている。		
職員等人数	49名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 46名	嘱託 1名	臨時 2名
④ 配置所属等	太田土木事務所（本庁舎2階）		
業務の概要	太田市を所管区域とし、域内の道路、橋梁、河川等の施工、維持、修繕を行っている。また、みどり市の建築確認の一部及び建築主事のいない邑楽郡の業務を担当している。		
職員等人数	43名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 34名	嘱託 6名	臨時 3名
⑤ 配置所属等	東部教育事務所（本庁舎2階）		
業務の概要	太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）4市5町を所管区域とし、域内の教育委員会等と連携し、教員の指導や生涯学習を実施している		

職員等人数	25名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 21名	嘱託 2名	臨時 2名		
施設の概要					
敷地面積	11,134.15 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：2,809.52 m <sup>2</sup> 、東庁舎：650.23 m <sup>2</sup> 、会議室棟：1,445.29 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 東庁舎：鉄筋コンクリート造 地上2階 会議室棟：鉄骨造 地上3階				
建築年月	主要棟：昭和49年9月 東庁舎：昭和49年9月 会議室棟：平成6年3月				
建設費、取得価格	主要棟：215,266千円 東庁舎：79,040千円 会議室棟：229,087千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	本庁舎外壁改修工事	経年劣化による外壁のひび割れ等の補修及び塗り替え	18,781千円
	H26	工事	東庁舎空調設備改修工事	経年劣化による空調設備の全面更新	16,156千円
	H27	工事	会議用庁舎302、303会議室空調設備更新工事	故障のため更新工事	2,667千円
	H27	工事	消火栓ポンプ更新工事	経年劣化により水漏れが発生したため更新工事	1,620千円
	H28	工事	東庁舎防水	経年劣化による	7,441千円

		改修工事	屋上防水の部分更新	
H29	工事	202会議室空調設備更新工事	空調設備の故障及び老朽化のため、3台更新	3,078千円
H29	工事	太田合同庁舎駐輪場改修工事	駐輪場の塗装の損傷が激しいため、塗装の塗り直し	1,512千円
H30	工事	本庁舎給排水衛生設備更新工事	経年劣化による給排水設備の全面更新(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)	46,634千円
H30	修繕	太田行政県税事務所他照明LED改修工事	省エネ推進のため、太田行政県税事務所と東部教育事務所の蛍光灯104個をLED照明に交換	4,968千円
H30	工事	農業振興課空調設備更新工事	故障及び老朽化のため、2台更新	1,620千円
H30	工事	西側職員駐車場舗装工事	西側職員駐車場(砂利)を舗装、フェンス設置(太田土木事務所執行)	4,190千円
長期保全計画の有無	有・無			
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計			
	工事別	金額(千円)	備考	
	建築	181,052		
	電気設備	84,591		
	機械設備	222,412		

	主要棟修繕費	111,810	
	附属棟修繕費	12,600	
	合計	612,465	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	床の劣化によるはがれ 本庁舎屋上防水劣化、会議用庁舎外壁劣化 高圧受変電設備老朽化、東庁舎給排水衛生設備老朽化		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	会議室庁舎： 40% 東庁舎会議室： 60%		

- 施設等の写真



太田合同庁舎

- 監査結果

指摘事項及び意見該当なし。

施設名称	桐生合同庁舎				
所在地	桐生市相生町 2 - 3 3 1				
所管所属等	桐生行政県税事務所				
施設の沿革	昭和 4 5 年 現在地に現庁舎を建築				
① 配置所属等	桐生行政県税事務所				
業務の概要	<p>所管区域は桐生市とみどり市で、その面積は 482.9 km<sup>2</sup>である。総務振興係において、地域総合行政推進や地域振興、広報や桐生合同庁舎の維持管理を行っている。県税課において、県税の賦課徴収を行っている。</p> <p>また、わたらせ渓谷鉄道連絡協議会の事務局を兼務している。</p>				
職員等人数	2 1 名 (平成 3 1 年 4 月 1 日現在)				
内訳	正規職員 1 9 名	嘱託 1 名	臨時 1 名		
② 配置所属等	桐生森林事務所				
業務の概要	<p>所管区域は桐生市、太田市、館林市、みどり市の 4 市と邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町) 5 町で、その面積は 850 km<sup>2</sup>である。また、管内の森林面積は 370 km<sup>2</sup>あり、林業では主に杉の生産が中心となっている。</p> <p>森林・林業基本計画や森林の保全管理、林業の技術普及や経営指導、治山に関することを行っている。</p>				
職員等人数	2 4 名 (平成 3 1 年 4 月 1 日現在)				
内訳	正規職員 2 0 名	嘱託 3 名	臨時 1 名		
施設の概要					
敷地面積	16, 236. 44 m <sup>2</sup> (桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所を含む)				
延床面積	主要棟 : 1, 179. 50 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟 : 鉄筋コンクリート造 地上 2 階				
建築年月	主要棟 : 昭和 4 5 年 1 月				
建設費、取得価格	主要棟 : 75, 389 千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去 5 年度の改修・修繕等 (100 万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額 (税込み)
	H26	工事	屋外キュービクル盤外	経年劣化による受電設備の全面	13, 932 千円



			更新工事	更新工事	
	H28	工事	給排水設備 更新工事	経年劣化による 給排水設備の全 面更新工事	14,083 千円
	H29	工事	本庁舎分電 盤付替工事	老朽化した分電 盤の交換工事	1,166 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別		金額 (千円)		備考
	建築		67,794		
	電気設備		27,225		
	機械設備		47,275		
	主要棟修繕費		34,380		
	附属棟修繕費		1,380		
	合計		178,054		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要 する箇所等	各所よりすきま風がある。 雨漏りしている。				
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	2階の大会議室は週2、3日利用されている。 利用者は主に県庁等の関係機関の方で、民間等外部の利用はない。				

- 施設等の写真



桐生合同庁舎

- 監査結果

**(1) 会議室の予約共通化等について（意見 37）**

当施設の大会議室は、隣接する桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所との間において、大会議室の使用予約の共通化は行われていない。

それぞれの間で大会議室の予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。

**(現状及び問題点)**

当施設は、桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所に隣接しているが、これらの3施設にはそれぞれ大会議室が設置されており、合同庁舎では週2～3回程度の使用状況である。土木事務所では4日に1回程度、桐生保健福祉事務所の大会議室は、後から増築され、事務室のある棟と接続しているものの別棟となっており、大会議室は、医師会の集会、市町村関係者を集めた研修会、その他の研修会などで使用されている。また、週1回、老人会の体操教室に無料で貸している。

こうした中、当施設、桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所の間において、大会議室の使用予約の共通化は行われていない。

**(改善策)**

当施設、桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所の間で大会議室の予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。

施設名称	館林合同庁舎		
所在地	館林市仲町 1 1 - 1 0		
所管所属等	館林行政県税事務所		
施設の沿革	昭和 5 2 年 3 月 現在地に現庁舎を建築		
① 配置所属等	館林行政県税事務所：2 階		
業務の概要	<p>邑楽館林地域の県行政の総合性の確保や情報の共有化、地域振興、施設全体の維持管理、及び県税に関する業務全般を担っている。</p> <p>総務振興係： 庶務、庁舎管理、選挙事務、地域振興、観光振興、広報・広聴、災害対策、防犯推進、中小企業団体届出</p> <p>県税課： 収納事務、管理事務、県税の賦課（個人事業税、不動産取得税）</p>		
職員等人数	2 1 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）		
内訳	正規職員 1 9 名	嘱託 1 名	臨時 1 名
② 配置所属等	東部農業事務所普及指導課館林地区農業指導センター：3 階の一部（3 分の 1 程度）		
業務の概要	<p>邑楽館林地域の農業の担い手の支援や生産指導を行っている。</p> <p>担い手支援係： 担い手育成、女性農業者等活動促進、新規参入者の確保</p> <p>生産指導係： 野菜・作物の技術・経営普及（水稻の高品質安定生産の推進、麦類の品質向上、重点 5 品目（トマト、ナス、イチゴ、ニガウリ、ハクサイ）の生産振興、I P M 技術の推進、G A P の推進など）</p>		
職員等人数	1 0 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）		
内訳	正規職員 1 0 名	嘱託 0 名	臨時 0 名
③ 配置所属等	東部農業事務所農村整備課館林農村整備センター：3 階の一部（3 分の 1 程度）		
業務の概要	邑楽館林地域の農業を持続可能な産業としていくため、地域に適した生産基盤整備や環境整備を推進し、農地の有効活用と耕作放棄地の発生防止に向けた取り組みを行っている。		
職員等人数	9 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）		
内訳	正規職員 7 名	嘱託 1 名	臨時 1 名
施設の概要			
敷地面積	1, 654 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：1, 644 m <sup>2</sup>		

構造、階数	主要棟：陸屋根葺 鉄筋コンクリート造 地上3階				
建築年月	主要棟：昭和52年3月				
建設費、取得価格	主要棟：138,719千円				
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	庁舎敷地の隣接地に館林市より駐車場用地として土地を賃借している。(600㎡) 賃料はなく、無償である。				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	更新	ガス配管更新工事	経年により老朽化しているためガス配管を更新	1,004千円
	H27	修繕	3階トイレ配管漏水修理工事	腐食によりトイレ配管が漏水していたため漏水修理	1,209千円
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額(千円)	備考		
	建築	70,102			
	電気設備	2,010			
	機械設備	53,292			
	主要棟修繕費	37,470			
	附属棟修繕費	—			
	合計	162,874			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	登記上は地上3階建となっており地下の表記はないが、旧ボイラー室などを含め地下が存在。当該地下のうち半地下部分(階段及びスロープ下のスペース)は書庫として活用しているが、一部で雨漏りが生じている状態である。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	合同庁舎でありながら3つの事務所のみであり、全体のスペースとしては広くはない。よって未利用や低利用のスペースはない。				

- 施設等の写真



館林合同庁舎

- 監査結果

(1) 庁舎内事務所の再編あるいは移転の検討について（意見38）

合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入所している事務所の再編成を検討すべきである。

**(現状及び問題点)**

県の地域機関である合同庁舎の存在意義の一つとして、県民の複数の目的に対して同一場所に行くことで利便性を向上させる点があるが、現状、館林合同庁舎には3つの事務所の入居のみであり、他の合同庁舎と比べて入居する事務所が少ないため、来庁する県民の利便性は小さい。また、入居事務所相互間の業務上の連携については、3階の農業指導センター及び農村整備センター間ではあるものの、当該場所に3つの事務所があることの意義は乏しいと考える。

**(改善策)**

合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入所している事務所の再編成を検討すべきである。

施設名称	群馬県庁（ただし、行政庁舎のみ）				
所在地	前橋市大手町 1 - 1 - 1				
所管所属等	管財課				
施設の沿革	昭和 3 年 昭和庁舎を建築 平成 1 1 年 現庁舎を建築				
①配置所属等	総務部、企画部、生活文化スポーツ部、こども未来部、健康福祉部、森林環境部、農政部、経済産業部、県土整備部、会計局、教育委員会、企業局、病院局等				
業務の概要	分掌者である総務部管財課の業務内容は以下の通りである。 ① 県有財産の管理 ② 県有施設の維持管理 ③ 群馬会館の運営及び設備等改修 ④ 県庁舎等の運営管理 ⑤ 県庁公用車の一元管理及び専用車の運転管理 ⑥ 県有財産の利活用推進				
職員等人数	2,319 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在） ※嘱託、臨時については、平成 3 0 年 1 0 月 1 日現在の人数				
内訳	正規職員 2,027 名	嘱託 1 9 7 名	臨時 9 5 名		
施設の概要					
敷地面積	53.2 千 m <sup>2</sup>				
延床面積	83,502.73 m <sup>2</sup>				
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 3 3 階				
建築年月	平成 1 1 年 7 月				
建設費、取得価格	庁舎建物：26,526,102 千円 附属設備一式：17,974,918 千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去 5 年度の改修・修繕等（100 万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	更新	太陽光発電設備パワーコンディショナー更新工事	経年劣化による故障のため更新	2,484 千円

H26	改修	内線電話等 移転工事	組織改正に伴う 移設	2,452 千円
H26	改修	1 階及び 3 2 階女子ト イレ設備改 修工事	和便器の一部を 洋便器へ改修	3,240 千円
H26	改修	展望用エレ ベータ耐震 改修工事	法律改正に伴う 対応	4,968 千円
H26	改修	構内西口整 備事業	県庁構内から西 側道路へ退出で きるように改修	19,991 千円
H26	修繕	構内外構補 修工事	経年劣化による 破損のため補修	1,490 千円
H27	修繕	内線電話等 追加工事	組織改正に伴う 内線電話等の移 設	1,825 千円
H27	修繕	高層階棟用 冷温水温度 調節弁交換 工事	経年劣化による 故障のため補修	5,400 千円
H27	修繕	ターボ冷凍 機フロート 弁交換工事	経年劣化による 故障のため補修	1,296 千円
H27	修繕	地下 3 階電 気室復電シ ーケンス改 造工事	復電シーケンス の不具合の改修	1,000 千円
H27	修繕	構内外構補 修工事	経年劣化による 故障のため補修	2,160 千円
H27	修繕	構内木道点 字鋸更新工 事	点字鋸の更新	3,737 千円
H27	修繕	構内木道改 修工事	経年劣化による 不具合のため修 繕	11,513 千円

	H27	改修	内線電話等 移設工事	組織改正に伴い 内線電話等の移 設	2,430 千円
	H27	改修	非常用エレ ベータ耐震 改修工事	法律改正に伴う 対応	6,588 千円
	H28	修繕	地下1階食 堂厨房床補 強工事	経年劣化による 不具合のため修 繕	1,512 千円
	H28	修繕	行政庁舎多 目的トイレ 便座更新工 事	経年劣化による 故障のため修繕	1,674 千円
	H28	修繕	行政庁舎テ ナント用電 力量計更新 工事	検定期間完了に 伴い更新	4,104 千円
	H28	修繕	ターボ冷凍 機部品交換 工事	経年劣化により 故障のため修繕 工事	1,080 千円
	H28	更新	ヘリポート 防鳥ネット 更新工事	経年劣化による 破損のため更新	1,771 千円
	H28	修繕	駐車場棟階 段クラシッ ク補修工事	経年劣化による 不具合のため修 繕	1,782 千円
	H28	更新	第1電気室 他ブレーカ 交換工事	経年劣化による 不具合が生じる 可能性があるブ レーカの更新	1,145 千円
	H28	修繕	構内外外構 補修工事	経年劣化による 破損のため修繕	1,210 千円
	H28	改修	低層階エレ ベータ(1～ 4号機)耐震 改修工事	法律改正に伴う 対応のため改修	15,174 千円



	H29	更新	屋上防鳥ネット更新工事	経年劣化により破損していたため更新	2,322 千円
	H29	更新	行政庁舎テナント用電力量計更新工事	検定期間完了に伴い更新	2,160 千円
	H29	修繕	構内石張り補修	経年劣化により破損したため修繕	1,836 千円
	H29	更新	第1電気室他ブレーカ交換工事	経年劣化により不具合が生じる可能性があるブレーカの更新	1,458 千円
	H29	修繕	行政庁舎地下冷温水槽漏水修繕工事	経年劣化により故障したため修繕	2,160 千円
	H29	更新	テレビ共聴設備改修工事	経年劣化により不具合が生じたため改修	3,888 千円
	H29	修繕	ヒートポンプチラー圧縮機漏油修繕工事	経年劣化により故障したため修繕	1,534 千円
	H29	改修	内線電話等移設工事	組織改正に伴い内線電話等の移設	1,285 千円
	H29	改修	天井耐震化工事	法律改正に伴う対応	70,200 千円
	H29	更新	防災設備更新工事	生産終了し、修理部品の供給も終了したため更新	172,746 千円
	H29	修繕	ヒートポンプチラー冷	経年劣化により故障したため修	4,039 千円

		媒漏れ修繕 工事	繕	
H29	修繕	吸収式冷温水発生機細管修繕工事	劣化により不具合が生じたため修繕	17,455 千円
H30	更新	テナント用電力量計更新工事	検定期間完了に伴い更新	3,456 千円
H30	修繕	非常用発電機燃料緊急遮断弁交換工事	経年劣化により故障したため修繕	1,037 千円
H30	修繕	構内通路表示塗り替え等工事	経年劣化により不具合を生じるおそれがあったため修繕	1,922 千円
H30	修繕	執務室還風機インバータ交換他工事	経年劣化により故障したため修繕	1,350 千円
H30	更新	第1電気室ブレーカ交換工事	経年劣化により不具合が生じるおそれがあったため修繕	1,188 千円
H30	修繕	構内外構補修工事	経年劣化により破損したため修繕	2,257 千円
H30	更新	テレビ共聴設備改修工事	経年劣化により不具合が生じたため改修	3,078 千円
H30	改修	LANケーブル敷設他工事	WEB 出退表示システム導入に伴い改修	2,905 千円
H30	改修	内線電話等移転工事	組織改正に伴い内線番号等の移設	2,776 千円

	R1	修繕	構内土墨木 柵改修工事	経年劣化により 破損したため修 繕	1,004 千円
	R1	修繕	風除室自動 ドア修繕工 事	経年劣化により 故障したため修 繕を行った	1,993 千円
	R1	更新	テナント電 力量計更新 工事	検定期間完了に 伴い更新	3,245 千円
	R1	修繕	出退表示器 撤去工事	WEB 出退表示シ ステム導入に伴 い既設表示器の 撤去	2,492 千円
	R1	更新	地下 2 階電 気室他ブレ ーカ交換工 事	経年劣化により 不具合が生じる 可能性があるブ レーカの更新	2,035 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後 30 年間の支出金額合計				
	工事別		金額 (千円)		備考
	建築		1,402,366		
	電気設備		9,896,719		
	機械設備		13,244,617		
	主要棟修繕費		1,695,108		
	附属棟修繕費		-		
	合計		26,238,810		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要 する箇所等	経年劣化が毎年発生しており、その都度対応している。 現在、特記すべき箇所はない。				
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	<p>組織の再編等で空いたスペースを「管理スペース」として、管財課が管理している。令和元年度においては、管理スペースは、9 階、15 階、17 階、23 階、25 階にある。最も広い管理スペースは 23 階のスペースである。</p> <p>8 階、11 階、14 階、18 階、22 階、26 階にはふれあいテラスがある。26 階のふれあいテラスには、群馬県の形のジオラマ</p>				

(立体模型)が置かれるため、県内の小学生が社会科見学に訪れるなど、その利用頻度は高いが、その他の階は多少の植物が置かれているだけであるため、利用頻度は低い。18階・22階・26階のふれあいテラスはほぼ真四角だが、8階・11階・14階は多少入り組んだ形をしている。屋根はあるが屋外スペースのテラスであるため、11階のふれあいテラスでは、鳥の侵入による糞害が至るところに発生していた。



11階ふれあいテラス



11階ふれあいテラス



22階ふれあいテラス

8階から29階の各階には、ふれあい談話室が設置されているが、利用目的の制限があるためか、その利用頻度は低い。



11階ふれあい談話室



11階ふれあい談話室

30階には、職員の福利厚生施設である、ふれあいラウンジやセミナールーム、文化厚生休憩室等がある。

● 施設等の写真



行政庁舎

● 監査結果

(1) ふれあいテラスの有効利用について (意見39)

利用頻度の低いふれあいテラスの有効活用を検討すべきである。

(現状及び問題点)

8階、11階、14階、18階、22階、26階にはふれあいテラスがある。11階・14階のふれあいテラスは、元々は喫煙所であったところを植栽してふれあいテラスに変えた経緯がある。

26階のふれあいテラスには、群馬県の形のジオラマ（立体模型）が置かれているため、県内の小学生が社会科見学に訪れるなど、利用頻度は高い。その他の階は植物が置かれているだけであり、利用頻度が非常に低いことから、活用を検討すべきである。

なお、屋根はあるが屋外スペースのテラスであることから、11階のふれあいテラスでは、鳥の侵入による糞害が至るところに発生していたため、衛生の観点からしても改善を検討すべきである。

#### **（改善策）**

屋外スペースのため、活用方法に制限があるが、例えば職員のコミュニケーションや気分転換に配慮したリフレッシュコーナーとしての活用などを検討すべきである。

### **（2）ふれあい談話室の有効利用について（意見40）**

利用頻度の低いふれあい談話室の有効活用を検討すべきである。
-------------------------------

#### **（現状及び問題点）**

8階から29階の各階には、「ふれあい談話室」が設置されている。職員が昼食をとる際に利用したり、来庁者が各部署に出向く前に書類を整えたりするために利用されることもあるが、その利用頻度は低い。日中はどの階のふれあい談話室もほぼ人のいない状態である。

他方で県庁舎全体として捉えると、会議室や倉庫スペースが少ない。

また、県庁舎30階では、他の階にはふれあい談話室が設置されている場所に、倉庫や更衣室などが設置されている。

そのため、8階から29階にあるふれあい談話室を、改修などして会議室や倉庫などに転用することは十分に可能であると考えられる。

#### **（改善策）**

利用頻度の低いふれあい談話室については、会議室や倉庫などへの転用を検討すべきである。

施設名称	西部児童相談所		
所在地	高崎市高松町6番地		
所管所属等	西部児童相談所		
施設の沿革	<p>昭和35年5月 高崎市中豊岡町170番地の2に高崎児童相談所として発足する。</p> <p>昭和54年4月 高崎市八幡町215番地に新築移転する。</p> <p>平成11年4月 西部福祉事務所・西部保健所・高崎児童相談所が統合されたことに伴い、高崎保健福祉事務所児童相談部となる。</p> <p>平成11年6月 高崎市高松町6番地(旧西部保健所庁舎)へ移転する。</p>		
①配置所属等	西部児童相談所		
業務の概要	<p>① 市町村の援助 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能</p> <p>② 相談機能 児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査診断、判定(総合判断)し、それに基づいて援助指針(援助方針)を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能</p> <p>③ 一時保護機能 必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能</p> <p>④ 措置機能 児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む。)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等の機能</p> <p>⑤ 障害児支援機能 知的障害児が福祉サービスを利用しやすくするために発行される養育手帳の判断や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能</p>		
職員等人数	35名(平成31年4月1日現在)		
内訳	正規職員 25名	嘱託 9名	臨時 1名

施設の概要	<p>固定資産台帳の登録資産は、庁舎、犬抑留所、受電設備更新工事設計業務委託である。</p> <p>庁舎の1階は面談者との相談室、2階は事務室、3階は会議室となっている。</p> <p>なお、本建物は、当初、保健所として造られたが、高崎市が保健所を設置したため、保健所機能が不要となり、途中から入居していた児童相談所の単独入居となった。</p>				
敷地面積	3,365.49 m <sup>2</sup>				
延床面積	事務所棟：1,563.06 m <sup>2</sup> リハビリ棟：349.92 m <sup>2</sup>				
構造、階数	事務所棟：鉄筋コンクリート 地上3階 リハビリ棟：鉄骨造 地上2階				
建築年月	事務所棟：昭和49年 リハビリ棟：昭和49年				
建設費、取得価格	事務所棟：166,950千円 リハビリ棟：7,297千円				
借地等の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H28	工事	低圧受電設備工事	高圧受電設備から更新	7,225千円
	H30	工事	3階エアコン更新工事	老朽化のため更新	1,242千円
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額（千円）	備考		
	建築	52,884	20年防水・屋根更新、28年外壁全般更新等		
	電気設備	2,010			
	機械設備	41,868	30年エレベータ更新、32年空調更新		
	主要棟修繕費	35,610			



	附属棟修繕費	11,580	
	合計	143,952	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	のきが剥がれている箇所もあるが、修繕の優先順位は低い。		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>転用等活用可能室として、西部児童相談所が把握している部屋は1室ある。他にも、もともと保健所の建物であったため、X線室など、当初の目的では使用されておらず、物置となっている部屋が多々ある。</p> <p>また、リハビリテーション棟は使用されておらず、物置や当時の備品等がそのまま放置されている部屋もあるほか、ボイラー室や機械室はPCB置場となっている。</p>		

● 施設等の写真



外観



リハビリ棟入口



リハビリ棟 PCB 置場



駐車場（貸付地）



職員駐車場

- 監査結果

### (1) 西部児童相談所の今後の設置場所について (意見 4 1)

富岡合同庁舎への移転等を視野に入れたうえで、長期保全計画を策定、実行する必要がある。

#### (現状及び問題点)

現在、西部児童相談所は4市3町2村を所管している。今後、中核市である高崎市が児童相談所を設置した場合、現在の西部児童相談所所管区域の人口の6～7割を占める高崎市が所管外となる。

現在、旧リハビリ棟などに十分に利活用されていない施設があるにもかかわらず、長期保全計画が策定されている。県としては、今後も当該場所で業務を実施していく予定であるが、高崎市が独自に児童相談所を設置した場合には、当該場所に西部児童相談所があり続ける必要性が薄れることから、高崎市の動向を踏まえて、長期保全計画を進める必要がある。

なお、所管区域の人口の6～7割が高崎市であることから、高崎市街地に設置しているものの、必ずしも、高崎市に設置しなければならない施設ではないため、スペースに余裕がある富岡合同庁舎への移転も検討する余地があると考ええる。

#### (改善策)

必ずしも、高崎市に設置しなければならない施設ではないため、中長期的には、富岡合同庁舎への移転も検討すべきである。また、現在、長期保全計画を策定しており、これに基づいて修繕を実施しているが、移転の可能性も含めて、計画を策定、実施することが望ましい。

### (2) 周辺駐車場を含めた利活用について (意見 4 2)

西部児童相談所の隣の県有地について、西部児童相談所と一体として利活用を検討する必要がある。

#### (現状及び問題点)

西部児童相談所の建物は、昭和49年に建築された旧保健所の建物であり、高崎市役所に近く、交通の便のよい場所にあるが、一方で、平成19年4月1日の高崎市の建築条例施行規則により、当該土地は高崎城址地区となったため、建築物の用途制限を受け、住宅、店舗、ホテル、工場等を建築することができない地域である。

また、西部児童相談所の隣の土地も県有地であり、平成27年4月1日から令和2年3月31日まで時間貸し駐車場として三井のリパークに対して貸し付けている。更に隣の土地も県有地であり、職員や公有車及び群馬交響楽団の楽団員の駐車場としている。ただし、群

馬交響楽団の楽団員は、令和元年9月20日に高崎芸術劇場が完成し、こちらをメインに活動することとなったため、利用頻度が減少している。

#### **(改善策)**

これらの土地は高崎城址地区にあり、建築物の用途制限を受けることから、高崎市との協力の上、一体としてマネジメントする必要がある。

### **(3) PCBの保管場所について(意見43)**

西部児童相談所がある高崎市高松町は、高崎市役所に近く、交通の便のよい地域であり、当施設をPCB保管場所として使用することが適当か、再度検討する必要がある。
-------------------------------------------------------------------------------

#### **(現状及び問題点)**

以前、保健福祉事務所のリハビリ棟として利用していた建物は、現在使用されておらず主に倉庫となっており、その1階部分にはPCB(ポリ塩化ビフェニル)が置いてある。当施設は、高崎市役所に近く、交通の便のよい場所であり、PCBの保管場所として適当か、再度検討する必要がある。

#### **(改善策)**

現在リハビリ棟は老朽化し、未使用施設ではあるものの、高崎市の中心街にPCBを置いておくことが望ましいのか、その利活用を再度検討する必要がある。

施設名称	渋川保健福祉事務所		
所在地	渋川市金井394		
所管所属等	渋川保健福祉事務所		
施設の沿革	昭和44年3月 渋川保健所として新築。 昭和49年3月 事務室を増床。 昭和59年1月 会議棟を新築、栄養指導室を改築。 平成11年4月 渋川地域保健所と北部福祉事務所が統合され、 渋川保健福祉事務所となる。 平成22年4月 中央児童相談所北部支所が開設。		
①配置所属等	渋川保健福祉事務所		
業務の概要	所掌事務：渋川市・吉岡町・榛東村における母子父子寡婦福祉関係 業務、感染症対策関係業務、指定難病支給認定関係業 務、精神保健関係業務、食品衛生関係業務、食品監視業 務、等（食品監視は利根沼田・吾妻も担当）。		
職員等人数	31名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 24名	嘱託 4名	臨時 3名
②配置所属等	中央児童相談所北部支所		
業務の概要	所掌事務：渋川市・北群馬郡・利根沼田地域・吾妻郡における児童 相談。		
職員等人数	15名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 11名	嘱託 3名	臨時 1名
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、庁舎、会議棟、犬舎、物置である。 庁舎は、1階に児童相談所の相談室、保健福祉事務所の相談室・ 診察室、会議室、検査室などがある。2階は、主に事務室として使 用されている。		
敷地面積	2,507 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：1,289 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟（庁舎）：鉄筋コンクリート造 地上2階 主要棟（会議棟）：鉄筋コンクリート造 地上2階		
建築年月	庁舎：昭和44年3月、会議棟：昭和59年1月		
建設費、取得価格	庁舎：33,954千円、会議棟：49,966千円		
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無		
有の場合、賃借物 件の概要及び賃借 料			

過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	工事	トイレ改修工事	1・2階トイレの全面改修、身体障害者用トイレの新設	16,290千円
	H26	工事	下水道接続工事	公共下水道供用開始による接続工事	5,302千円
H26	工事	屋外受変電設備更新工事	変圧器が交換推奨年数を大幅に超過したため更新	7,635千円	
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別		金額(千円)	備考	
	建築		73,539	19年外壁破損部修繕、34年外壁全面更新	
	電気設備		21,736	40年高圧配電盤・受電盤、高圧変圧器盤更新	
	機械設備		35,227	31年空調更新	
	主要棟修繕費		29,370		
	附属棟修繕費		1,890		
	合計		161,763		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>本館は特に支障はない。</p> <p>会議棟は雨漏りの箇所があり、ひどいときは床が水浸しになる。</p>				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>1階の化学検査室は、元々、環境事務所が使用していたが現在は使用されておらず物置となっている。</p> <p>会議棟の大会議室の使用頻度は、月に5～6回程度となっている。</p>				

- 施設の写真等



澁川保健福祉事務所

- 監査結果

**(1) 余剰スペースの整理による事務スペースの確保について (意見44)**

庁舎1階は余剰スペースがあるが、2階の事務室は、中央児童相談所北部支所の開設により、やや手狭な状況となっている。今後、業務が拡大し、職員数が増えてくると、状況は更に悪化すると見込まれる。

余剰スペースを整理し、ロッカーを移動させるなどして、職員規模に見合った事務スペースを確保することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

庁舎1階は、旧化学検査室や旧措置室が段ボールに入った物品の物置となっているなど、余剰スペースがある。

他方、2階の事務室は、中央児童相談所北部支所の開設により、やや手狭な状況となっている。今後、業務が拡大し、職員数が増えてくると、状況は更に悪化すると見込まれる。

**(改善策)**

余剰スペースを整理し、ロッカーを移動させるなどして、職員規模に見合った事務スペースを確保することが望ましい。

施設名称	吾妻保健福祉事務所				
所在地	吾妻郡中之条町大字西中之条183-1				
所管所属等	吾妻保健福祉事務所				
施設の沿革	昭和54年 現在地に建築				
① 配置所属等	吾妻保健福祉事務所				
業務の概要	所管区域は吾妻郡の4町2村(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)である。生活保護に関する業務や、結核等の感染症対策、特定医療費(指定難病)医療給付等の手続きに関する業務、食品衛生や温泉資源保護のための対策を行っている。また、エイズや肝炎等の相談や検査を毎週、こころの健康相談を毎月行っている。				
職員等人数	28名(平成31年4月1日現在)				
内訳	正規職員 21名	嘱託 6名	臨時 1名		
敷地面積	3,503.28㎡				
延床面積	主要棟:1,256.61㎡				
構造、階数	主要棟:鉄筋コンクリート造 地上2階				
建築年月	主要棟:昭和54年3月				
建設費、取得価格	主要棟:175,720千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	駐車場:15台~20台程度 月2万円程度				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H28	工事	電話設備更新工事	設置後17年が経過し、老朽化したため全24台の更新工事	1,134千円
	H29	工事	吾妻保健福祉事務所外壁断熱化等改修工事	経年劣化による外壁の塗替工事。機能向上を図るため、外断熱工事も実施。	55,771千円
	H30	工事	トイレ改修工事	トイレの老朽化に伴い、1階及	16,200千円

				び2階の男女トイレ及び多目的トイレの改修工事	
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別		金額(千円)		備考
	建築		44,241		
	電気設備		21,767		
	機械設備		186,972		
	主要棟修繕費		28,650		
	附属棟修繕費		4,050		
	合計		285,680		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	玄関ポーチにて、僅かに雨漏りあり(1時間に1滴程度) 火災報知器が古くなっており、令和4年に改修予定				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	2階の各部屋について 小会議室：利用率は5割程度 大会議室：利用率は4割程度 栄養室：利用は年3回程度で、献立の紹介を行っている。				



- 施設の写真等



吾妻保健福祉事務所

- 監査結果

(1) 余剰スペースの有効活用について (意見45)

余剰スペースを有効活用できる方法を模索することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

栄養室は地域の方に献立を紹介する際に使用しているが、年3回程度と使用頻度が低い。また、設置当初の用途として使用していない部屋が、倉庫や物置として利用されていた。

**(改善策)**

現状の用途から転用することが難しい部屋について、例えば、栄養室は地域の方への貸し出しなど、有効活用できる方法を検討することが望ましい。

また、現在倉庫や物置として利用されている部屋については、感染症対策物品庫等として活用できるように、吾妻振興局内での情報共有や管財課が行っている県有財産利活用状況等調査において「転用可能等活用室」として報告することが望ましい。

施設名称	太田保健福祉事務所	
所在地	太田市西本町4-1-34	
所管所属等	太田保健福祉事務所	
施設の沿革	(保健所)	
	昭和12年 4月	(旧)保健所法の制定<保健所の創設>
	昭和13年12月	県内で最初の保健所として新田郡太田町に太田保健所が設置
	昭和22年 9月	(新)保健所法の制定<保健所法の全面改正>
	昭和42年 3月	業務量の増加と庁舎の老朽化に伴い、現在地に庁舎を新築、移転
	(福祉事務所)	
	昭和26年10月	新田福祉事務所として発足(太田市浜町)
	昭和32年11月	東部福祉事務所と名称変更
	昭和49年10月	県太田合同庁舎へ移転
	(保健福祉事務所)	
	平成11年 4月	保健・医療・福祉行政を総合的、一体的に推進するため東部福祉事務所、東部保健所及び太田児童相談所が統合され、太田保健福祉事務所として発足
	(児童相談所)	
	昭和42年 8月	太田市本町に太田児童相談所として発足
	平成11年 6月	現在地へ移転
	(動物愛護センター東部出張所)	
平成27年 7月	発足	
① 配置所属等	太田保健福祉事務所：主要棟2階全面及び1階の一部	
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉の総合的な窓口として保健・医療・福祉の情報やサービスを一体的・総合的に提供。また、健康、生活、こどもなど保健・医療・福祉の様々な相談の受付。</li> <li>具体的には以下のような業務を行っている。</li> <li>母子家庭等の生活安定を図るための資金の貸付、自立支援のための生活指導</li> <li>有料老人ホームの立入検査、介護保険事業所指定申請事務並びに介護サービス事業者の指導</li> <li>管内の医療施設に対して薬事監視、食品衛生監視、院内感染対</li> </ul>	

	策、放射線の管理などを監視指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核や感染症の検査及び予防指導</li> <li>・ エイズ検査・相談</li> <li>・ 精神保健福祉法に基づき、医療・社会復帰・保健福祉対策・自殺対策を実施</li> <li>・ 指定難病、小児慢性特定疾患の医療給付</li> <li>・ 食品衛生管理として食品営業許可申請者に対する許可、施設調査及び監視指導</li> <li>・ 生活衛生管理として理美容施設等の営業許可及び監視指導</li> <li>・ 薬事管理として薬局、医薬品販売業者等の営業許可及び監視指導</li> </ul>		
職員等人数	37名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 26名	嘱託 10名	臨時 1名
② 配置所属等	東部児童相談所：主要棟1階の増築分を含めた大部分及び別棟のプレイルーム		
業務の概要	<p>桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡を所管区域として、市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童のニーズ、置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行っている。</p> <p>また、そのために必要な調査・判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行っている。</p> <p>なお、令和2年3月より別の場所（太田市新田木崎町の県有地）へ移転予定である。</p>		
職員等人数	34名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 25名	嘱託 9名	臨時 0名
③ 配置所属等	動物愛護センター東部出張所：別棟（児相プレイルームの一部）		
業務の概要	<p>桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡を所管区域として、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬の保護（収容）、猫の保護</li> <li>・ 犬、猫の引き取り</li> <li>・ 犬による咬傷事故の調査及び指導</li> <li>・ 動物取扱業の監視・指導 等</li> </ul>		
職員等人数	6名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 2名	嘱託 4名	臨時 0名

施設の概要	庁舎棟及び会議室棟、児童相談所プレイルーム等				
敷地面積	4,772 m <sup>2</sup> (県有地)				
延床面積	主要棟：1,403 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：陸屋根葺 鉄筋コンクリート造 地上2階				
建築年月	主要棟：昭和42年3月				
建設費、取得価格	主要棟：32,581千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	駐車場費用(職員用)として発生している(平成29年度は375千円)。ただし、令和2年3月に東部児童相談所が移転するため令和元年度までの予定。				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	修繕	庁舎窓ガラス遮熱改修工事	冷暖房効率を高めるため、窓ガラスに遮熱フィルムを施工	1,026千円
	H26	改修	危機管理物品倉庫整備工事	機械室を危機管理物品倉庫に改修	1,868千円
	H26	改修	旧理化学検査室整備及び児童相談所拡張工事	旧理化学検査室を会議室と書庫に整備。児童相談所を拡張	1,458千円
	H28	修繕	外壁及び屋上防水改修工事	外壁のクラック等の修繕及び庁舎屋上の防水工事を施工	12,927千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額(千円)	備考		
	建築	33,646			
	電気設備	34,175			
	機械設備	35,957			
	主要棟修繕費	—			
	附属棟修繕費	—			

	合計	359,573	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	建物は築50年超であり経年劣化が激しい状況で、過去より雨漏りの修繕などを年々重ねている状況である。		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>メイン建物1階については東部児童相談所の執務スペースと保健福祉事務所の検査室やレントゲン室（結核予防）が主であり、増築スペースとして東部児童相談所の相談室やプレイルームがある。</p> <p>なお、令和2年3月に東部児童相談所が移転するため、現在別棟にある動物愛護センターが転入する予定である。ただし、スペースに対する人数が適切かどうかの検討が必要（現状の動物愛護センターは児童相談所の執務スペースより相当狭いため）。</p> <p>また、庁舎棟の増築部分である児童相談所の相談室は保健福祉事務所の相談室などとして利用予定であるが、密室的な構造であり、直ちには利用できない可能性もあり今後検討を要する。</p>		

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 児童相談所移転後のスペースについて（意見46）

令和2年度から東部児童相談所が他の場所へ移転することから、別棟にある動物愛護センター東部出張所が転入する予定である。しかし、児童相談所に比べて動物愛護センターの職員は大幅に人数が少ないため、スペースが余剰することが予想されることから、スペースの有効活用について再検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

保健福祉事務所の敷地には同事務所以外に東部児童相談所、動物愛護センター東部出張所が入所している。

保健福祉事務所は一部の業務（統計業務、地域療育、障がい者（児）や高齢者に係る市町支援、介護保険業務、有料老人ホーム立入検査、歯科保健業務、食品監視業務等）については太田市以外のエリアも所管しており、大規模な移転については現実的ではない（近隣への移転は可能と考える）。また、他の保健福祉事務所との統合は難しいと考えられる。

ただし、令和2年3月に東部児童相談所が別の場所へ移転するため、別棟の動物愛護センターが転入予定であるが、人数差（児童相談所>動物愛護センター）があることから、児童相談所の利用していたスペースが余剰となる可能性がある。

### (改善策)

現状、東部児童相談所で利用しているスペースについては他の事務所の誘致・移動を含め再検討することが望ましい。

## (2) 固定資産台帳と実態の相違について（指摘事項1）

固定資産台帳で表記されている用途と実際の用途が異なる建物等がある。建物の利用状況について台帳表記と実態の使用状況が異なると、当該建物の有効活用を含め将来の投資意思決定を誤る可能性があるため、実態と台帳が異なる場合には速やかに更新を行う必要がある。

### (現状及び問題点)

庁舎内部に加え、庁舎周りの建物（倉庫建を含む）を視察したところ、固定資産台帳で表記されている用途と実際の用途が異なる以下の建物等がある。

用途	建て面積（㎡）	延床面積（㎡）	評価額（千円）	取得日
① 倉庫・車庫	68	68	667	S42/3
② 車庫	11	11	106	S47/3
③ 旧食品検査室（東部 児相プレイルーム）	131	131	4,275	H11/2

- ① 倉庫・車庫となっているが、現状は車庫としての利用はなく書庫及び物置である。
- ② 車庫となっているが、実際はリサイクル（シュレッダーゴミや段ボール等）一時置場となっている。
- ③ 実態は半分で仕切られており、一部は動物愛護センターの執務室、残りは児相で利用するプレイルームである。

建物の利用状況について、台帳の表記と実態の使用状況が異なると当該建物の有効活用を含め、不要な固定資産の再建などを含め将来の投資意思決定を誤る可能性がある。

**(改善策)**

各施設の担当者は少なくとも年1回は建物の棚卸し(実査)を行い使用方法について実態と台帳が異なる場合には速やかに更新を行う必要がある。

施設名称	桐生保健福祉事務所				
所在地	桐生市相生町2-351				
所管所属等	桐生保健福祉事務所				
施設の沿革	昭和46年8月 桐生保健所として新築。 平成33年3月 化学試験室の増築、栄養室の改修、等。 平成11年4月 組織改正により保健と福祉の統合が行われ、桐生保健福祉事務所が発足。				
①配置所属等	桐生保健福祉事務所				
業務の概要	所管業務：桐生市・みどり市における母子父子寡婦福祉関係業務、感染症対策関係業務、指定難病支給認定関係業務、精神保健関係業務、食品衛生関係業務、等				
職員等人数	20名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 16名	嘱託 3名	臨時 1名		
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、庁舎、機械室、車庫2、倉庫2、犬拘留所、自転車置場である。 庁舎は、1階が主に大会議室、細菌検査室、栄養室、X線検査室、化学試験室、診察室、2階が主に事務室、中会議室となっている。				
敷地面積	（桐生行政県税事務所が一括管理）				
延床面積	主要棟：1,323㎡				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上2階				
建築年月	主要棟：昭和46年6月				
建設費、取得価格	主要棟：58,364千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	更新	空調及び換気設備更新	1階診察室及び細菌検査室用・老朽化のため更新	2,408千円
	H27	更新	空調設備更新及び設置工事	大会議室用・老朽化のための更新、及びX線直接撮影室用・ボイラー廃止のための設置	2,205千円



	H27	改修	外部系給水管保温工事	冬季の凍結による破裂防止のため、屋外設置給水管の保温工事を実施。	3,132 千円
	H28	更新	空調設備設置工事	1階玄関ホール及び診察室前廊下用・ボイラー廃止のため設置	2,916 千円
	H28	工事	外壁屋上防水及びトイレ改修工事	経年劣化による屋上防水の部分更新及び1階トイレの改修。	28,738 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別		金額 (千円)	備考	
	建築		51,897	46年会議室屋上・外壁全般更新	
	電気設備		26,768	38年高圧配電盤・受電盤・変圧基盤更新	
	機械設備		26,271	33年空調更新等、37年給水管・通気管更新等	
	主要棟修繕費		30,180		
	附属棟修繕費		4,890		
	合計		140,006		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	3年前に大掛かりな改修工事が完了し、現在は表立った不具合はない。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>栄養室は、平成30年度末までNPO法人に無料で貸し出し、障害者が作るカレーを週1回、昼に県職員等に販売していたが、現在は特に使用していない。</p> <p>化学検査室は、環境部門が移転して以降、物置となっている。X線検査室は、装置の更新により現像室等不要となったスペースができています。</p> <p>2階の旧訓練室は、現在は小会議室として使用しているが、北側半分程度のスペースが物置となっている。</p>				

- 施設の写真等



桐生保健福祉事務所

- 監査結果

**(1) 余剰スペースの活用方法の検討について (意見47)**

庁舎1階にある栄養室、化学検査室、X線検査室のうち旧・現像室等が有効活用されていないため、他の部署の受入れ、若しくは、庁舎管理の適切性に留意しつつ、NPO法人への貸出などを含めて、検討することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

庁舎1階にある栄養室、化学検査室、X線検査室のうち旧・現像室等が有効活用されていない。

他方、当施設は、桐生合同庁舎、桐生土木事務所と近接しており、交通の便も比較的良いことから、敷地が低地であるという点を考慮する必要があるものの、他の部署が移転するには、適当な地であると考えられる。

**(改善策)**

有効活用されていない1階のスペースについて、他の部署の受入れ、若しくは、庁舎管理の適切性に留意しつつ、NPO法人への貸出などを含めて、検討することが望ましい。

施設名称	西部家畜保健衛生所
所在地	高崎市下小鳥町233
所管所属等	西部農業事務所家畜保健衛生課
施設の沿革	<p>昭和24年 7月 県条例第28号により、前橋、高崎、太田家畜衛生相談所の設置が決定される。</p> <p>昭和24年 9月 5市5郡を所管区域とする高崎家畜衛生相談所として、高崎競馬場内で業務を開始する。</p> <p>昭和25年 9月 家畜保健衛生所法が制定施行。高崎家畜保健衛生所と改称。高崎市上並榎町へ移転。</p> <p>昭和26年10月 藤岡家畜保健衛生所新設により、所管区域が群馬郡、高崎市、富岡市、甘楽郡、碓氷郡、安中市となる。</p> <p>昭和34年 2月 富岡家畜保健衛生所新設により、所管区域が高崎市、群馬郡、安中市、碓氷郡となる。</p> <p>昭和37年 5月 行政組織の改正により、高崎農業事務所畜産振興課兼務となる。</p> <p>昭和38年 8月 現在地に移転。</p> <p>昭和38年10月 安中家畜保健衛生所新設により、所管区域が高崎市、群馬郡となる。</p> <p>昭和42年11月 群馬県家畜保健衛生所再編整備計画に基づき、藤岡、富岡、安中、高崎が統合され、西部家畜保健衛生所となる。所管区域は4市4郡（群馬郡、高崎市、多野郡、藤岡市、甘楽郡、富岡市、碓氷郡、安中市）となり、藤岡、富岡、安中に支所を置く。</p> <p>昭和44年 8月 3支所が廃止となる。</p> <p>昭和46年 8月 庁舎が新築される。</p> <p>平成13年 4月 組織改正により、西部農業総合事務所家畜保健衛生部となる。</p> <p>平成17年 4月 組織改正により、西部県民局西部農業事務所家畜保健衛生課となる。</p> <p>平成26年 4月 組織改正により、西部農業事務所家畜保健衛生課となる。</p>
①配置所属等	西部家畜保健衛生所
業務の概要	<p><b>【家畜保健衛生所の位置付け】</b></p> <p>家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法第1条第1項に基づき、地</p>

	<p>方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するために、設置されている。家畜保健衛生所の位置、名称及び所管区域は、条例により定められている（同法第1条第2項、群馬県地域機関設置条例第14条）。</p> <p>西部家畜保健衛生所は、西部農業事務所家畜保健衛生課内にある。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <p>西部家畜保健衛生所内には環境衛生係と防疫係があり、それぞれ以下のような事務を担当している。</p> <p>令和元年10月には、群馬県内の野生イノシシのCSF（旧称豚コレラ）感染が確認されたが、CSF対策なども、同所において行われている。</p> <p>○環境衛生係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 畜産環境保全・改善指導、畜産公害・苦情相談</li> <li>② 動物用医薬品等の適正販売及び使用の推進</li> <li>③ 動物診療施設の立入り検査</li> <li>④ 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の指導</li> <li>⑤ 乳質改善指導</li> <li>⑥ 公共牧場関連事務に関すること</li> <li>⑦ 飼料作物および飼料安全法に係る指導</li> <li>⑧ 家畜個体識別システムに関すること</li> <li>⑨ 飼養衛生管理に基づく農家への立入調査</li> </ol> <p>○防疫係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 家畜伝染病の発生予防、まん延防止</li> <li>② 家畜の健康検査</li> <li>③ 家畜疾病の病性鑑定</li> <li>④ 家畜の輸出入検疫に伴う検査</li> <li>⑤ 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査</li> <li>⑥ 農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜診療</li> <li>⑦ その他、家畜の防疫</li> <li>⑧ 死亡牛BSE緊急対策</li> <li>⑨ 家畜自衛防疫推進</li> <li>⑩ 家畜衛生技術指導</li> <li>⑪ 飼養衛生管理に基づく農家への立入り調査</li> </ol>								
職員等人数	10名（平成31年4月1日現在）								
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">正規職員</td> <td style="width: 25%;">10名</td> <td style="width: 25%;">嘱託</td> <td style="width: 25%;">0名</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>0名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	正規職員	10名	嘱託	0名	臨時	0名		
正規職員	10名	嘱託	0名						
臨時	0名								

敷地面積	1,510.0 m <sup>2</sup>
延床面積	622.45 m <sup>2</sup> (建物のみ。焼却炉、ブロック塀、フェンスは除く。)
構造、階数	庁舎：鉄筋コンクリート 地上1階 会議用庁舎：木造 地上1階 瓦葺 車庫：軽量鉄骨2棟 倉庫：ブロック 地上1階 スレート葺 その他：自転車置場、渡り廊下
建築年月	昭和46年4月 (庁舎、会議用庁舎、渡り廊下) 昭和37年4月 (車庫、倉庫)
建設費、取得価格	22,592千円 (合計金額。庁舎のみでは17,147千円)
借地等の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等 (100万円以上) 該当なし。
長期保全計画の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
有の場合その概要	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>木造の会議用庁舎は、鉄筋コンクリートの庁舎本体よりも劣化が進んでいた。</p> <p>会議用庁舎の天井には数年前から穴が空いた状態であるが、緊急に処置が必要な状況ではないため予算を確保することができず、修繕の予定は現段階ではないとのことであった。</p> <p>その他、会議用庁舎入り口の屋根にも板が剥がれかけている箇所や、床が剥がれている箇所などもあったが、予算の関係から、修繕の見込みは立っていない。</p> <p>庁舎内の玄関口の天井には、雨漏りの跡があった。しかし、こちらも予算の関係から、修繕の見込みは立っていないとのことであった。</p>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>会議室天井</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>会議用庁舎入り口</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>玄関口天井</p> </div>
<p>施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況</p>	<p>庁舎内には、事務室の他、検査室、実験室、解剖室等があり、必要に応じて家畜の血液、糞尿、鼻汁、死体等の検査等を行っている。</p> <p>庁舎内に資材を置く場所が十分でないため、会議室の一部は資材置場としても利用されている。</p> <p><b>【未利用施設－焼却炉】</b></p> <p>解剖室の横には、解剖した検体や汚染の可能性のある使い捨ての作業着や手袋などを焼却するための焼却炉が設けられている。</p> <p>しかし、西部家畜保健衛生所が現在の場所に建築されたときとは異なり、現在は同所の周辺に民家が立ち並んでいるため、焼却炉は数十年単位で使用されていない。そのため、現在は、前橋市富士見町にある家畜衛生研究所に運んで焼却処分を行っている。</p> <p>立地上の問題から、焼却炉が再稼働される予定はない。</p>

- 施設の写真等



西部家畜保健衛生所

- 監査結果

**(1) 建物の修繕について (意見48)**

天井の穴、剥がれかけた屋根など、放置し続ければ建物の劣化の早まりや、大きな損害が生じるおそれがあるため、応急的に速やかに修繕すべきである。

**(現状及び問題点)**

会議用庁舎の天井は、数年前から穴が空いた状態であるが、予算を確保することができないためにそのまま放置されている。緊急に処置が必要な状況ではないが、穴を放置し続ければ、建物の劣化が早まるおそれが高い。

また、会議用庁舎入り口の屋根には、板が剥がれかけている箇所があるが、これも会議用庁舎天井と同様、予算が確保できないため修繕されない状態が続いている。放置し続ければ建物の劣化が早まるだけでなく、屋根が剥がれ落ちるなどすれば、落下物による怪我や窓ガラスの破損などの大きな損害が生ずる危険性すらある。

**(改善策)**

現在大きな問題が生じていないとしても、既に破損している部分については、応急的に速やかに修繕を行うべきである。

**(2) 建物内の雨漏りについて (意見49)**

重要な設備における雨漏りの原因究明、再発防止のための修繕は早急に行うべきである。

#### (現状及び問題点)

庁舎内の玄関口の天井には、雨漏りの跡があった。しかし、現状では、緊急に処置が必要な状況には至っておらず、また、予算の関係から、修繕の見込みは立っていないとのことであった。

#### (改善策)

少なくとも、重要な設備における雨漏りの原因究明、再発防止のための修繕は早急に行うべきである。

### (3) 高崎合同庁舎への移転について (意見50)

西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事務所への集約を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

建物は、建築から50年近くが経過しており、雨漏りが発生するなど、老朽化が進んでいる。また、同建物周辺は、建築当初は農地であったが、都市化・宅地化が進み、現在は住宅街となっている。そのため、同建物敷地内にある焼却炉は、数十年単位で使用されておらず、今後の再稼働の予定もない。

このような事情を踏まえ、平成26年度に実施された県有財産利活用検討部会において、西部家畜保健衛生所の富岡合同庁舎への移転等が検討された。

その後の平成27年6月に実施された畜産課と管財課の話し合いにより、①富岡合同庁舎は西部家畜保健衛生所の所管区域内で畜産の盛んな地域(旧箕郷町、旧榛名町、旧倉渕村)からかなりの距離があり、業務に支障が生ずるおそれのあること、②防疫対策としては出入口が2つ必要であることなどを理由に西部家畜保健衛生所の富岡合同庁舎への移転は「困難」との結論が示された。

そして、平成29年10月に実施された畜産課と管財課の話し合いでは、畜産課より、「西部家畜保健衛生所については農政部としての考えをまとめている状況」との話がなされたが、その後監査時点に至るまで、農政部から管財課への資料の提出等はされておらず、管財課から農政部に対して検討状況を確認するといったこともなされていなかった。

しかし、西部家畜保健衛生所の建物の状況からすれば、今後の西部家畜保健衛生所のあり方については、できるだけ早期に、具体的に検討する必要がある。



### (改善策)

この点、高崎合同庁舎には、現在は空いているスペースは余りないが、同庁舎に入っている西部教育事務所や西部森林環境事務所環境部門などは、高崎合同庁舎に対する意見にて記載したとおり、高崎合同庁舎内に所在する必然性はなく、十分な空きスペースのある富岡合同庁舎に移転することが望ましい。そして、それらの事務所が高崎合同庁舎に移転すれば、高崎合同庁舎内には西部家畜保健衛生所が移転するに足りるだけの十分なスペースが確保できるものと考えられる。

高崎合同庁舎は高崎市内にあり、西部家畜保健衛生所の管内で畜産の盛んな地域からも余り離れておらず、移転により距離の面で業務上の支障が生ずることは余り考えられない。

また、高崎合同庁舎には、自動車の出入りできる出入口が2つ設けられているところ、一方を一般車両の出入口、もう一方を家畜保健衛生所の車両や汚染の可能性のある車両の出入口とするなどの措置を講ずれば、防疫対策の観点からしても問題はないものと思われる。

加えて、西部家畜保健衛生所は元々高崎合同庁舎内にある西部農業事務所家畜保健衛生課内の組織であるところ、西部家畜保健衛生所も併せて高崎合同庁舎に入ることは、組織内部の意思疎通がより密に簡便になるというメリットもある。

西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事務所への集約を検討すべきである。

施設名称	吾妻家畜保健衛生所				
所在地	吾妻郡中之条町西中之条50番地				
所管所属等	吾妻農業事務所家畜保健衛生課				
施設の沿革	<p>昭和57年3月 吾妻家畜保健衛生所として新築。</p> <p>平成13年4月 農政部出先機関の統廃合により吾妻農業総合事務所家畜保健衛生部(吾妻家畜保健衛生所)となる。</p> <p>平成26年4月 現在の吾妻農業事務所家畜保健衛生課(吾妻家畜保健衛生所)となる。</p>				
① 配置所属等	吾妻家畜保健衛生所				
業務の概要	<p>所管業務：吾妻郡における家畜疾病対策、家畜衛生技術指導、畜産環境保全指導。</p> <p>重点施策：伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策。</p>				
職員等人数	6名(平成31年4月1日現在)				
内訳	正規職員	6名	嘱託	0名	
			臨時	0名	
施設の概要	<p>固定資産台帳の登録資産は、庁舎、車庫である。</p> <p>庁舎は、事務室、講習室(会議室)、実験室、診断室、解剖室、等で構成されている。</p>				
敷地面積	1,343 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：350 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上1階				
建築年月	主要棟：昭和57年3月				
建設費、取得価格	主要棟：60,351千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	工事	屋上防水改修工事	屋上防水シート交換	5,335千円
	H30	工事	給水設備等改修工事	給水管の改修、便座とタンクの改修	3,402千円
	H31	工事	排水設備改	排水管の改修	1,976千円

			修工事		
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要					
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	電話交換設備が古く、電話が聞こえづらい。 平成5年にボイラーが故障し、その後、一部の部屋にはエアコンを設置したが、エアコンのない部屋があり、冬は灯油ストーブにより対応している。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	壊れたボイラーのある機械室は、現在物置となっている。				

● 施設の写真等



吾妻家畜保健衛生所

● 監査結果

(1) 事務所機能の復旧に関する計画の策定について (意見51)

当施設は、長期間、事務所機能の一部の使用が制限されている状況にあることから、これらを解消するための計画を策定することが望ましい。

(現状及び問題点)

当施設は、おおよそ25年間、会議室に空調設備がなく、また、最近では、事務所の電話が聞こえづらいといった状態が認められる。

他方、職員は所長を含めて6名と比較的少数であり、来庁者も限定されていることから、修繕等がこれまで実施されてこなかったと考えられる。

### **(改善策)**

建物の規模、職員数から、長期修繕計画の対象としては緊急度が低いと判断される可能性があるが、事務所としての必要な機能の一部に制約があると考えられることから、これらを解消するための計画を策定することが望ましい。

## **(2) 耐震診断について (意見 5 2)**

当施設の本館は、昭和 5 7 年に建築されているが、耐震診断を行っていない。

このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

### **(現状及び問題点)**

当施設の本館は、昭和 5 7 年 3 月に建築されているが、施設カルテによると、耐震診断を行っていない。

新耐震基準の施行は昭和 5 6 年 6 月であることや庁舎が平屋建てであることを考えると、耐震基準を満たしている可能性もあるが、耐震性能が不明であれば、施設の今後の方向性を決める際に必要となる情報が欠けることになる。

### **(改善策)**

耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

施設名称	利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所		
所在地	沼田市利根町平川 1 2 6 9 - 1		
所管所属等	利根沼田農業事務所		
施設の沿革	沼田市より建物を賃借 平成 1 4 年 沼田市より使用貸借契約		
① 配置所属等	利根沼田農業事務所普及指導課		
業務の概要	沼田市利根町、利根郡片品村を所管区域として、域内の農家に対し野菜や果樹の技術指導を行う。対象品目は主にトマトや夏秋ダイコン、リンゴやブドウ。		
職員等人数	3 名 (平成 3 1 年 4 月 1 日現在)		
内訳	正規職員 2 名	嘱託 1 名	臨時 0 名
施設の概要			
敷地面積	なし (沼田市の土地)		
延床面積	主要棟 : 298. 11 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟 : 鉄骨造 地上 2 階		
建築年月	主要棟 : 昭和 4 7 年 8 月		
建設費、取得価格	主要棟 : なし		
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	建物 1 階部分及び駐車場 使用貸借 (賃借料なし)		
過去の修繕等の履歴	過去 5 年度の改修・修繕等 (100 万円以上) 該当なし。		
長期保全計画の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
有の場合その概要			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	雨樋の西側の一部が落下した。令和元年 1 1 月に修繕済み。		
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	2 階会議室の利用は年に 7、8 回。尾瀬係が東部農業改良協議会の事務局となっており、2 階会議室を総会の会場として使用している。 平成 2 8 年以前は調理室も使用していた。今後も使用する可能性はある。		

- 施設の写真等



利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所

- 監査結果

**(1) 沼田市から建物を賃借していることについて (意見53)**

沼田市から建物を賃借しているため、事務所の維持は沼田市の方針に依拠していることになる。事務所が存続できなくなった場合の対策を事前に検討しておく必要がある。

**(現状及び問題点)**

当施設は沼田市所有の建物を借り受けている。沼田市の方針により施設の維持が困難となれば、事務所の移転や廃止が想定される。現状は、沼田市から依頼される形で借用しているため、直ちに問題になることではないと思われるが、事務所を使用できなくなった場合の対策が準備されていない。

**(改善策)**

使用貸借という好条件を鑑みると、現状の契約を継続することが有利な施設であるといえる。そのため、現状を維持しつつ万が一に備えて、他の合同庁舎へ移転する場合や沼田市から建物を取得する場合、別の施設を賃借する場合、それぞれの段取りや要する費用を確認してまとめておくことが望ましい。

**(2) 非常階段の管理について (意見54)**

非常階段が劣化して危険な状態にあるため、人が使用できないように撤去する又は規制線を設置する等の対応をするべきである。

**(現状及び問題点)**

北側の非常階段は老朽化しており、電源コンセントを巻いて立ち入りができないように

なっている。

**(改善策)**

現状でも人が通らないようにという意味では十分ではあるが、規制線を設置する、危険と表示した紙を貼る等、よりわかりやすく注意喚起をしておくべきである。

施設名称	東部家畜保健衛生所		
所在地	太田市八重笠町361-3		
所管所属等	東部農業事務所家畜保健衛生課		
施設の沿革	<p>昭和24年 太田家畜衛生相談所として、県農協連新田支部にて業務開始</p> <p>昭和25年 太田家畜保健衛生所に名称変更</p> <p>昭和25年 太田市6丁目に借家を改築し移転</p> <p>昭和30年 太田市浜町に新庁舎を建設移転</p> <p>昭和42年 東部家畜保健衛生所と名称変更</p> <p>昭和45年 施設拡充のため、現在地に新築移転</p> <p>平成13年 東部農業総合事務所家畜保健衛生部(東部家畜保健衛生所)と名称変更</p> <p>平成17年 東部県民局農業部東部農業事務所家畜保健衛生課(東部家畜保健衛生所)と名称変更</p> <p>平成20年 東部県民局東部農業事務所家畜保健衛生課(東部家畜保健衛生所)と名称変更</p> <p>平成26年 東部農業事務所家畜保健衛生課(東部家畜保健衛生所)と名称変更</p>		
① 配置所属等	東部家畜保健衛生所		
業務の概要	太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)4市5町を所管区域として、域内の畜産業に係る業務を行っている。		
職員等人数	9名(平成31年4月1日現在)		
内訳	正規職員 9名	嘱託 0名	臨時 0名
施設の概要			
敷地面積	1,319.00㎡		
延床面積	主要棟:462.00㎡		
構造、階数	主要棟:鉄筋コンクリート造 地上2階		
建築年月	主要棟:昭和44年4月		
建設費、取得価格	主要棟:15,323千円		
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>		
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料			
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上) 該当なし。		



長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
有の場合その概要	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	男子トイレが和式のままとなっている。 雨漏りはないが、吹き込みあり。
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	平成31年度において解剖は3回行われた。

● 施設の写真等



東部家畜保健衛生所

● 監査結果

(1) 衛生設備(トイレ)について (意見55)

トイレが老朽化していることから、洋式トイレへの改修を行うなど、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。

(現状及び問題点)

男子トイレは建築当初の和式であり、老朽化が顕著である。

(改善策)

洋式トイレへの改修を行うなど、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。

(2) 効率的な施設利用について (意見56)

東部家畜保健衛生所の移転及び東部地域の公有財産の有効活用について検討すべきで

ある。

### **(現状及び問題点)**

直近では利根沼田家畜保健衛生所が利根沼田振興局庁舎へ移転しており、令和2年度には、中部家畜保健衛生所が前橋合同庁舎へ移転するなど、施設を有効活用するために、スペースのある場所に家畜保健衛生所が移転している。

しかし、家畜保健衛生所を登録するためには、家畜保健衛生所法に基づき、解剖室と焼却炉を近隣に設置することが必要である。煙が出る焼却炉は近隣住民から苦情が出る可能性がある。

例として、東部家畜保健衛生所を太田合同庁舎に移す場合を検討した。

中部家畜保健衛生所が家畜衛生研究所の焼却炉等を利用した例を参考に、東部家畜保健衛生所においても、現所在地の焼却炉等はそのままに、執務室を太田合同庁舎に移転することが考えられる。

東部家畜保健衛生所が移転した後の土地は売却又は再利用することが好ましいが、跡地の有効活用方法が見えないのであれば、太田合同庁舎のいずれかの所属を東部家畜保健衛生所の2階へ移転し、太田合同庁舎の駐車場の余裕を増やすことで合同庁舎にある会議室庁舎のより効率的な利用が促せると考えられる。

この他、太田保健福祉事務所から東部児童相談所が移転し、少なからずスペースが空くことを考慮すると、東部地域全体として公有財産の有効活用について検討の余地がある。

### **(改善策)**

例として、東部家畜保健衛生所2階の会議室を改修して太田合同庁舎の所属を1つ受け入れることで、東部家畜保健衛生所の利用率が上がり、太田合同庁舎では、職員の駐車スペースが減り、会議室等の積極的な利用・勸奨が可能になると考えられる。

施設名称	伊勢崎土木事務所		
所在地	伊勢崎市安堀町 2 4 7 - 1		
所管所属等	伊勢崎土木事務所		
施設の沿革	<p>昭和 2 年 8 月 伊勢崎土木管区として佐波郡役所内に事務所開設</p> <p>昭和 4 年 7 月 伊勢崎土木管区改め、伊勢崎土木出張所となる。</p> <p>昭和 1 7 年 8 月 土木出張所は佐波地方事務所内に移され、土木課として業務を行う</p> <p>昭和 4 0 年 4 月 土木出張所を伊勢崎土木事務所へと改称</p> <p>昭和 4 4 年 4 月 現在地へ移転</p>		
①配置所属等	伊勢崎土木事務所		
業務の概要	<p>① 道路</p> <p>当所が管理している道路は、国道 3 5 4 号及び 4 6 2 号の一般国道 2 路線、主要地方道 1 2 路線、一般県道 2 2 路線の計 3 6 路線、総延長 228. 92km となる。</p> <p>バイパス整備事業、交差点改良及び歩道整備や、交通量の増大に伴う路面補修工事及び道路パトロール点検による道路補修工事の維持管理業務を行い、安全で快適な道路を確保するとともに、地域の発展に寄与するよう道路整備を行っている。</p> <p>② 河川</p> <p>当所が管理している河川は、利根川、広瀬川を始めとする中小 1 8 の一級河川で、その総延長は 100. 24km となっている。</p> <p>河川管理上最も基本となる治水事業を始めとして、自然生態系の保全を含めた河川環境に配慮する整備を行っている。</p> <p>③ 砂防指定地</p> <p>管内は、関東平野に位置し、国道 5 0 号以北の扇状地で、4 溪流 1 3 か所の砂防指定地の整備と維持管理を行っている。</p> <p>④ 都市計画事業</p> <p>都市の健全な発展と都市環境の改善を図るため、都市計画決定された市街地内の道路の整備を行っている。</p>		
職員等人数	3 6 名 (平成 3 1 年 4 月 1 日現在)		
内訳	正規職員 2 8 名	嘱託 5 名	臨時 3 名
施設の概要			
敷地面積	3, 901. 76 m <sup>2</sup>		
延床面積	事務所本館：852. 22 m <sup>2</sup>		
構造、階数	事務所本館：鉄筋コンクリート 地上 2 階		

建築年月	事務所本館：昭和44年4月				
建設費、取得価格	事務所本館：113,098千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	更新	空調設備交換	故障したエアコンの更新	1,026千円
	H28	更新	高圧交流気中負担開閉器他取替	設備が老朽化したため、取替	1,058千円
	H28	更新	空調設備改修	設備が老朽化したため、改修	1,890千円
	H30	改修	職員駐車場整備工事	庁舎敷地内へ職員駐車場を移設、伐採、舗装等	7,268千円
長期保全計画の有無	<input type="checkbox"/> 有・無				
有の場合その概要	令和元年度策定。				
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>浄化槽のモーター修理やエアコン故障など、少額の修理が毎年発している。</p> <p>現在の不具合は、事務所執務室のブラインドが劣化により開閉しない。</p> <p>建物屋上の防水シートが老朽化し、シートの継ぎ目からの雨漏りが生じたため、平成27年度に一部を応急的に修繕したが、その他の部分の修繕はなされていない。また、雨漏りをした天井の修繕も行われていない。</p>				

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>雨漏りした天井の状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>屋上防水シートの継ぎ目</p> </div> </div>
<p>施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況</p>	<p>利用頻度の低い会議室は、倉庫として使用している。 建物の裏にある公仕室（待機棟）には、寝泊まりできる和室の部屋があり、洗濯機やシャワー室などが設けられているが、漏水により水道の使用ができないため、現在和室はほとんど使用されていない。公仕室のその他のスペースは、ロッカーや棚を置くなどして倉庫として使用されている。現在は使用されていない大型の冷蔵庫も放置されており、その上には古い書類が積み上げられていた。</p>

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 防水シートの修繕について (意見 5 7)

建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防水シートの全面的な張替えを行うべきである。

(現状及び問題点)

建物の屋上の防水シートが老朽化し、シートの継ぎ目からの雨漏りが生じたため、平成 27 年度に一部を応急的に修繕したが、その他の部分の修繕はなされていない。また、雨漏りをした天井の修繕も行われていない。

一部を応急的に修繕したとしても、防水シートを全面的に張り替えるなどの根本的な修繕がなされない限り、再び雨漏りが発生し、建物が急激に劣化するおそれがある。伊勢崎土木事務所は令和元年度に長期保全計画を策定した建物であるが、早急な対応が必要である。

また、以前に雨漏りをした箇所は、重要な資料も多数保管されている書庫であった。このままの状況を放置しておくことは、重要文書の汚損にもつながりかねない。

(改善策)

建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防水シートの全面的な張替えを行うべきである。

(2) 不用品の処分及び保管書類の整理について (意見 5 8)

倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用品は処分すべきである。不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどして、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用することを検討すべきである。

(現状及び問題点)

建物の裏にある公仕室(待機棟)には、寝泊まりできる和室の部屋があり、洗濯機やシャワー室などが設けられているが、漏水により水道の使用ができないため、現在和室はほとんど使用されていない。

公仕室のその他のスペースは、ロッカーや棚を置くなどして、倉庫や書庫として使用されており、その一角に、現在は使用されていない大型の冷蔵庫も放置されていたが、その上には書類が積み上げられていた。積み上げられていた書類は古いものであり、保存期間を長期間として保管すべき比較的重要な書類であると考えられるところ、このような保管状況は文書の汚損につながるおそれもあり、適切とは考えられない。

また、長期間使用されていない大型の冷蔵庫や洗濯機などの家電は、机や棚などとは異なり、今後再び使用することになる可能性はほぼないと思われる。このような不用品の置場と

して建物の一角が使用されていることは、建物のスペースの利活用の観点からして問題である。

**(改善策)**

倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用品は処分すべきである。不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどして、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用することを検討すべきである。

施設名称	高崎土木事務所榛名事業所				
所在地	高崎市上里見町229				
所管所属等	高崎土木事務所				
施設の沿革	昭和45年 建設 平成6年 一部増築				
①配置所属等	高崎土木事務所榛名事業所				
業務の概要	<p>高崎土木事務所の地域機関として、旧榛名町及び旧倉沢村を中心とした管内の土木事業の執行に努めている。</p> <p>① 生活基盤を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高崎市と東吾妻町を結ぶアクセス道路の整備他</li> </ul> <p>② 人命を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害を未然に防ぐ砂防ダムの整備</li> <li>・ 河川の氾濫から人家を守るための周辺護岸整備、築堤</li> <li>・ 台風等による災害発生時の早期復旧整備他</li> </ul> <p>③ 自然を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光名所として知られる、榛名湖周辺の維持管理他</li> <li>・ 主流となる烏川の維持管理、周辺整備</li> </ul>				
職員等人数	6名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 5名	嘱託 0名	臨時 1名		
施設の概要					
敷地面積	1,698 m <sup>2</sup>				
延床面積	庁舎：232.54 m <sup>2</sup>				
構造、階数	庁舎：コンクリート造 地上1階				
建築年月	庁舎：昭和46年3月				
建設費、取得価格	庁舎：22,471千円				
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	敷地は高崎市から借りているが、賃貸借ではなく使用貸借であるため、賃借料は発生していない。				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	エアコン更新工事	故障による更新	1,080千円
	H27	工事	浄化槽交換工事	老朽化による漏水のため交換	1,901千円



長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
有の場合その概要	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	天井にカビが生えている箇所があるが、使用には特に問題はない。
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	未利用スペースは書庫として利用している。

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 高崎市榛名支所への移転の検討について（意見59）

高崎土木事務所榛名事業所の移転については、早急に、担当部署間における検討・話し合いを再開するとともに、高崎市の意向を聴取し、高崎市榛名支所内への移転を再検討すべきである。

(現状及び問題点)

建物は、天井にカビが発生するなど、劣化が進んでいる。同建物の近くには、高崎市榛名支所があるが、同建物は比較的新しく、かつ、低利用・未利用のスペースがある。

このような事情を踏まえ、平成26年11月18日に実施された第4回県有財産利活用検討部会において、管財課と県土整備部監理課が榛名支所の状況確認に出向き、高崎市の意向も聴取しながら活用可能性を判断する機会を設けることが検討され、今後も両担当部署にて話し合いを行っていくことが確認された。

しかし、その後、監査時点に至るまで、5年以上にわたり、榛名支所の状況確認はなされていなかった。それどころか、同日以降、榛名支所への移転について、検討さえ行われていない状況であった。

平成26年度に少なくとも4回の会議を実施し、管財課と県土整備部監理課の間において一定の方向性を確認しあったにもかかわらず、5年以上にわたって何らの検討もなされていなかったことは問題である。

#### **(改善策)**

高崎土木事務所榛名事業所の移転については、早急に、担当部署間における検討・話し合いを再開するとともに、高崎市の意向を聴取し、高崎市榛名支所内への移転を再検討すべきである。

施設名称	安中土木事務所				
所在地	安中市安中3711-1				
所管所属等	安中土木事務所				
施設の沿革	昭和48年3月 安中土木事務所として新築 平成7年3月 増築工事により1階及び2階を増床				
①配置所属等	安中土木事務所				
業務の概要	所管業務：安中市を所管区域とし域内の道路、橋梁、河川及び砂防等の施工・維持・修繕、等 重点施策：西毛広域幹線道路整備事業、ラウンドアバウト整備事業、碓氷川圏域河川整備事業				
職員等人数	38名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 27名	嘱託 7名	臨時 4名		
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、庁舎、車庫、倉庫である。 庁舎は、1階が所長室を含む事務室、等、2階が大小の会議室、ダム管理室、書庫、等である。				
敷地面積	4,352 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：1,129 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上2階				
建築年月	主要棟：昭和48年3月				
建設費、取得価格	主要棟：52,456 千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H28	工事	庁舎外壁改修工事	経年劣化による外壁のひび割れ等の補修及び塗り替え。	13,100 千円
	H29	修繕	屋上防水修繕工事	事務所庁舎2階の各箇所にて雨漏りが生じたため、屋上の陸屋根を修繕。	2,527 千円
	H30	工事	事務室断熱工事	冬期の防寒対策のために窓ガラスを2重	1,890 千円

				ガラスに交換。	
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額(千円)	備考		
	建築	50,477	30年防水屋根工事、46年外壁工事等		
	電気設備	44,412	19年高圧配電盤・受電盤・変圧器盤更新等、44年高圧配電盤・受電盤・変圧器盤更新		
	機械設備	39,966	19年空調更新、34年空調更新		
	主要棟修繕費	25,740			
	附属棟修繕費	8,340			
	合計	168,935			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	<p>以前に2階奥の天井部分から雨漏りがあったが、現在は特に雨漏りはなく使用可能。1階女子トイレも雨漏りがあったが、最近は特になく使用可能。</p> <p>空調設備は平成6年の増築時のままとっている。業者によれば代替部品がないとのことであり、故障のたびに工事を行う対応としている。</p>				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>会議室は、外部への貸出を行っておらず、月数回程度の使用状況となっている。</p> <p>未利用の施設は、特にない。</p>				

- 施設の写真等



安中土木事務所

- 監査結果

**(1) 外壁工事後の雨漏りの原因把握について (意見60)**

外壁防水工事及び屋上防水修繕工事の後に起こった雨漏りについて、業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反映することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

平成28年及び平成29年にそれぞれ外壁防水工事、屋上防水修繕工事を行ったものの、令和元年6月に雨漏りが起こった。その原因について、施工業者と現状を確認した結果、経過観察を行うこととし、その後雨漏りは確認されていない。

**(改善策)**

業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反映することが望ましい。

施設名称	中之条土木事務所				
所在地	吾妻郡中之条町中之条町709-1				
所管所属等	中之条土木事務所				
施設の沿革	昭和45年12月 中之条土木事務所として新築 平成2年6月 増築工事により1階及び2階を増床				
①配置所属等	中之条土木事務所				
業務の概要	所管業務：吾妻郡内における道路、橋梁、河川及び砂防工事の施行・維持・修繕、等 重点施策：台風19号被害への対応、四万川ダム管理、草津白根道路の開閉判断、等				
職員等人数	40名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 31名	嘱託 5名	臨時 4名		
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、事務所、車庫、倉庫、運転技師控室である。 庁舎は1階が事務室、2階が会議室、書庫として主に使用されている。				
敷地面積	4,231 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：1,040 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上2階				
建築年月	主要棟：昭和45年12月				
建設費、取得価格	主要棟：19,722 千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	修繕	高効率型照明器具取替外工事	既存照明器具を高効率照明器具（LED）に取替え。	3,996 千円
	H27	工事	柱上高圧気中負荷開閉器更新工事	交換時期経過のため交換。	734 千円
	H28	工事	外壁及び屋上防水改修	経年劣化による外壁の塗り替え、屋	49,496 千円

		工事	上防水の全面更新。外壁は、機能向上を図るため、外断熱工事も実施。	
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無			
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計			
	工事別	金額(千円)	備考	
	建築	44,411	36年防水屋根工事、46年防水屋根破損部修繕	
	電気設備	41,674	22年高圧配電盤・受電盤・高圧変圧器盤更新等、47年高圧配電盤・受電盤・高圧変圧器盤更新等	
	機械設備	36,868	19年空調・給排水工事	
	主要棟修繕費	23,730		
	附属棟修繕費	13,020		
	合計	159,703		
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	平成28年度に大規模な外壁と屋根防水工事を行っている。現在は特に不具合等はない。			
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	庁舎2階は会議室と書庫であるが、会議室は週2回程度の使用であり、書庫は資料がまだ入っていない部分もある。 未利用の施設は特にない。			

- 施設の写真等



中之条土木事務所

- 監査結果

(1) 吾妻地域の土木関係事務所の集約について（意見61）

吾妻地域では、他地域に比べて土木関係の事務所数が多くなっている。これについては、管轄面積の大きさ（県面積の約20%）や、地方高規格道路である上信自動車道の建設といった事情もあるが、業務の状況をみながら、事務所の整理について検討を行うことは必要と考えられる。

上信自動車道の建設作業の収束を見据えて、吾妻郡内の土木関係事務所の配置について検討することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

吾妻地域では、中之条土木事務所が単独庁舎となっているほか、長野原事業所、三原事業所を設置し、更に上信自動車道の建設については、上信自動車道建設事務所を別に設置している。このため、合同庁舎内に土木事務所が入居するケースや、合同庁舎と土木事務所が近接しているケースが多い他地域に比べて土木関係の事務所数が多くなっている。

これについては、管轄面積の大きさ（県面積の約20%）や、地方高規格道路である上信自動車道の建設といった事情もあるが、業務の状況をみながら、事務所の整理について検討を行うことは必要と考えられる。

**(改善策)**

上信自動車道の建設作業の収束を見据えて、吾妻郡内の土木関係事務所の配置について検討することが望ましい。



施設名称	沼田土木事務所水上事業所				
所在地	利根郡みなかみ町小日向416				
所管所属等	沼田土木事務所				
施設の沿革	昭和54年3月 沼田土木事務所水上事業所として新築				
①配置所属等	沼田土木事務所水上事業所				
業務の概要	所管業務：旧水上町内の道路事業、河川事業、砂防事業、等。 重点施策：県道水上片品線の落石対策事業・雪崩対策事業、かわまちづくり（みなかみ町小日向地先）				
職員等人数	7名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 6名	嘱託 0名	臨時 1名		
施設の概要	<p>固定資産台帳の登録資産は、事務所庁舎、車庫、書庫3である。事務所庁舎は、建物の半分を事務室として使用している。ほかに書庫兼会議室、印刷室兼サーバー室、宿直室、書庫（旧ボイラー室）がある。</p> <p>平成28年度にボイラーを撤去して書庫としている。</p> <p>車庫には、公用車があるほか、除雪作業時に凍結防止剤をトラックに積むためのクレーンがある。</p> <p>除雪車の数が多いため、近くに除雪ステーションを設置し、除雪車を停めている。車庫に収まりきれない除雪車もある。</p>				
敷地面積	3,029 m <sup>2</sup>				
延床面積	主要棟：176 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上1階				
建築年月	主要棟：昭和54年3月				
建設費、取得価格	主要棟：22,525 千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H28	工事	エアコン更新工事	老朽化していたエアコン更新工事	1,512 千円
	H28	工事	ボイラー室改修工事	使用していないボイラーを撤去し書庫として整備	2,106 千円

	H29	工事	プレハブ書庫建替工事	老朽化に伴いプレハブ書庫を更新	1,587千円
長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合その概要					
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	事務室の床面が経年劣化により傷んでいる。 平成30年度に電線の不具合があり、補修を行っている。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	該当なし。				

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 除雪車の保管について (意見62)

当施設では、車庫に収まりきれない除雪車があり、除雪車を長期間屋外に置いておくことは、車体の劣化を早めると考えられる。

屋外に駐車することによる除雪車の劣化の損失と車庫の建設費用を比較分析し、車庫の面積を増やすか、現状のままとするか検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

当施設は降雪の多い地域を管轄しているため、多数の除雪車を保有しており、近くに除雪ステーションを設置し、除雪車を停めているが、車庫に収まりきれない除雪車もある。このように除雪車を長期間屋外に置いておくことは、車体の劣化を早めると考えられる。

### (改善策)

屋外に駐車することによる除雪車の劣化の損失と車庫の建設費用を比較分析し、車庫の面積を増やすか、現状のままとするか検討することが望ましい。

### (2) 耐震診断について (意見 6 3)

当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、耐震診断を行っていない。  
このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

### (現状及び問題点)

当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、施設カルテによると、耐震診断を行っていない。

庁舎が平屋建てであることを考えると、耐震基準を満たしている可能性もあるが、耐震性能が不明であれば、施設の今後の方向性を決める際に必要となる情報が欠けることになる。

### (改善策)

耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

施設名称	桐生土木事務所				
所在地	桐生市相生町 2 - 3 3 1				
所管所属等	桐生土木事務所				
施設の沿革	昭和 4 5 年 1 月 桐生土木事務所として新築 昭和 5 6 年 3 月 本館 2 階増築				
①配置所属等	桐生土木事務所				
業務の概要	所管業務：桐生市及びみどり市における道路、橋梁、河川及び砂防工事の施行・維持・修繕、等 重点施策：桐生伊勢崎線（阿佐美バイパス）、大間々世良田線バイパス（笠懸藪塚工区）、前橋大間々桐生線（小林交差点）				
職員等人数	3 9 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）				
内訳	正規職員 2 8 名	嘱託 8 名	臨時 3 名		
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、事務所庁舎、車庫、倉庫、運転手・工手控室、ボイラー室、自転車置場、水防倉庫、車庫である。 事務所庁舎は 1 階が事務室、2 階が会議室、倉庫、健康相談室として主に使用されている。				
敷地面積	（桐生行政県税事務所が一括管理）				
延床面積	主要棟：816.45 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上 2 階				
建築年月	主要棟：昭和 4 5 年 1 月				
建設費、取得価格	主要棟：16,776 千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去 5 年度の改修・修繕等（100 万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)
	H26	工事	給水管改修工事	漏水のため。	4,190 千円
	H26	工事	空調設備改修工事	ボイラー暖房及びチラー冷房について、パッケージ型エアコンへ更新。	11,643 千円
長期保全計画の有無	<input type="checkbox"/> 有・無				
有の場合その概要	令和元年度策定。				

<p>施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等</p>	<p>経年劣化により2階ベランダ・庇部分・屋上の防水シートが破損し、また外壁の塗膜剥離も見受けられることから、防水改修工事及び外壁塗装改修工事が必要である。</p> <p>また、大会議室の空調設備に不具合が生じていることから、空調設備改修工事が必要である。</p>
<p>施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況</p>	<p>会議室は、外部への貸出を行っておらず、大会議室は4日に1日程度、小会議室は2日に1日程度の使用状況となっている。</p> <p>未利用の施設は特にない。</p>

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 浸水時の機能発揮について (意見64)

当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の大雨（発生頻度は極めて低い、理論上起こり得る降雨（年超過確率1/1,000）で浸水するおそれがある地域」に含まれており、また、近傍の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能を発揮できない可能性がある。

浸水時にも必要な機能が確保できるように、対策を講ずることが望ましい。

(現状及び問題点)

土木事務所は、大雨等の災害時には、河川や道路等の被災状況を把握した上で、応急復旧作業の指揮をとる拠点になると想定される。

この点に関して、当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の大雨（発生頻度は極めて低い、理論上起こり得る降雨（年超過確率1/1,000）で浸水するおそれがある地域」に含まれており、また、近傍の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に

大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能を発揮できない可能性がある。

例えば、平成24年の九州北部豪雨の際に、大分県の竹田土木事務所が出水により浸水被害に見舞われ、応急復旧の指示・命令系統が機能しなかった事例も見受けられる。

#### **(改善策)**

近年の気象状況に鑑み、短期間に集中して大雨が降り、敷地が浸水した場合でも必要な機能が確保できるようにするため、応急復旧の指揮が行える代替的拠点をあらかじめ定めておくことや水防資材等を複数個所に分散して保管するなどの対策が考えられる。

施設名称	館林土木事務所		
所在地	館林市栄町23-1		
所管所属等	館林土木事務所		
施設の沿革	昭和38年6月 現状の庁舎を建設		
① 配置所属等	館林土木事務所		
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、河川、砂防及び公園施設等工事の施工、維持、修繕</li> <li>・ 土木工事の調査・企画立案、都市計画、市町村指導及び災害査定</li> <li>・ 水防事務、道路・河川・砂防施設等の維持管理、屋外広告物許可</li> <li>・ 入札及び契約、宅地建物取引業者免許申請、火薬類の取締り</li> </ul>		
職員等人数	38名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 29名	嘱託 6名	臨時 3名
施設の概要	庁舎棟		
敷地面積	4,059 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：439 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：陸屋根葺 無筋コンクリート造 地上1階		
建築年月	主要棟：昭和38年6月		
建設費、取得価格	主要棟：7,535千円		
施設の概要	庁舎棟（会議室としての増築部分）		
延床面積	上記増築部分：125 m <sup>2</sup>		
構造、階数	増築部分：陸屋根葺 鉄筋コンクリート造 地上1階		
建築年月	増築部分：昭和46年12月		
建設費、取得価格	増築部分：4,999千円		
施設の概要	庁舎棟（小会議室兼書庫コンピュータ室としての増築部分）		
延床面積	増築部分：116 m <sup>2</sup>		
構造、階数	増築部分：陸屋根葺 鉄骨造 地上1階		
建築年月	増築部分：昭和61年11月		
建設費、取得価格	増築部分：22,500千円		
施設の概要	テレメーター監視室（庁舎棟とは別棟）		
延床面積	主要棟：84 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：陸屋根葺 鉄骨造 地上2階		
建築年月	主要棟：平成4年6月		
建設費、取得価格	主要棟：17,716千円		
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無		

有の場合、賃借物件の概要及び賃借料																
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>工事名</th> <th>工事内容</th> <th>金額（税込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>更新</td> <td>事務所エアコン更新工事</td> <td>室外機の故障</td> <td>1,188千円</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>更新</td> <td>事務所電話設備更新工事</td> <td>電話設備の経年劣化</td> <td>2,052千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）	H26	更新	事務所エアコン更新工事	室外機の故障	1,188千円	H27	更新	事務所電話設備更新工事	電話設備の経年劣化	2,052千円
年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）												
H26	更新	事務所エアコン更新工事	室外機の故障	1,188千円												
H27	更新	事務所電話設備更新工事	電話設備の経年劣化	2,052千円												
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無															
有の場合その概要	令和元年度策定。															
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	台風19号の際に雨漏りが生じたため、修理を行った。 また、トイレの排水が悪く、たびたび詰まる状況にある。この他にも建物の老朽化による隙間風や床の剥がれなど、経年劣化（耐用年数経過）によるものである。															
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	会議室は増築部分であり大会議室と小会議室の2つがある。いずれも外部への貸し出しは行っていない。 なお、大会議室は主として土木工事などの関係業者向けの説明会の実施や土木業者との打合せ等で利用されているが利用頻度としては月に3～4回と高くはない。 また、庁舎等とは別にテレメーター監視室（別棟）があるが、現状ではテレメーター監視室としては利用されておらず書庫や物置として利用されている。 ※ テレメーターとは、雨量や河川の水位など管理所に設置した監視局装置から、各地点に散在する観測局を呼び出して観測データを送信させ、これを表示記録する機能を持つ装置。															



- 施設の写真等



- 監査結果

**(1) 固定資産台帳と実態の相違について (指摘事項 2)**

テレメーター監視室として台帳登録されている建物（庁舎棟とは別）があるが、現状、テレメーター監視業務は庁舎棟内で行われており、テレメーター監視室として登録されている建物は書庫及び物置として利用されている。

固定資産台帳については年1回程度の頻度で実在性、用途などを確認し、台帳記載内容と実態が異なるのであれば、実態に合わせて定期的に更新すべきである。

**(現状及び問題点)**

固定資産台帳で表記されている建物の中に実態とは異なる用途となっているものがある。具体的には、テレメーター監視室として台帳登録されている建物（庁舎棟とは別）であるが、現状ではテレメーター監視は庁舎棟内で行われており、テレメーター監視室として登録されている建物は書庫及び物置として利用されている。

固定資産台帳は、固定資産の実在性のみならず利用状況などを含め実態を把握するためのデータである。固定資産台帳の記載内容が実態と異なると管理者を含めその利用者が固定資産の利用や処分等を含め将来の計画判断を誤る可能性がある。

**(改善策)**

固定資産台帳については年1回程度の頻度で実在性、用途などを確認し、台帳記載内容と実態が異なるのであれば、実態に合わせて定期的に更新すべきである。

**(2) 旧テレメーター監視室の利用について (意見 6 5)**

固定資産台帳上でテレメーター監視室と登録されている建物は現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使用されている。当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しいため、他の団体（事務所）を含め当該建物を有効活用すべく代替案を考案すべきである。

**（現状及び問題点）**

上記でも記載した通り、固定資産台帳で記載されているテレメーター監視室は現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使用されている。しかしながら、当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しく（平成4年築であり築後27年経過）取得価格（17百万円）等を踏まえると書庫や物置としての利用のみでは費用対効果として見合わないと思われる。

**（改善策）**

他の団体（事務所）を含め当該建物を有効活用すべく代替案を考案すべきである。

施設名称	八ッ場ダム水源地域対策事務所		
所在地	吾妻郡東吾妻町原町5142		
所管所属等	八ッ場ダム水源地域対策事務所		
施設の沿革	平成8年11月 八ッ場ダム水源地域対策事務所として新築。 平成29年4月 上信自動車道建設事務所が入居。		
①配置所属等	八ッ場ダム水源地域対策事務所		
業務の概要	所管業務：水没関係者の生活再建、水源地域の生活基盤等の整備及び地域振興の施策等		
職員等人数	26名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 21名	嘱託 3名	臨時 2名
②配置所属等	上信自動車道建設事務所		
業務の概要	所管業務：吾妻郡内の上信自動車道バイパス整備、用地買収。		
職員等人数	16名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 15名	嘱託 1名	臨時 0名
施設の概要	<p>固定資産台帳の登録資産は、庁舎である。</p> <p>庁舎の中で最もスペースが大きいのは事務室。会議室は大会議室が1室、小会議室が4室ある。職員休憩室は書庫として利用されている。各地域の会議が夜間にあり、会議後に職員が宿泊できるよう仮眠室がある。</p>		
敷地面積	1,897 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：1,007 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：鉄骨造 地上1階		
建築年月	主要棟：平成8年11月		
建設費、取得価格	主要棟：243,156千円		
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	敷地を東吾妻町から賃借している。平成28年度の賃借料は3,642千円だったが、近所に保育園を建設するため町に土地の一部を明け渡したことから、令和元年度は2,806千円に減少している。		
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上） 該当なし。		
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計		
	工事別	金額（千円）	備考
	建築	76,279	36年外壁上部更新等、

			4 6 年屋根更新
	電気設備	22,257	2 6 年高圧配電盤・受電盤・変圧基盤更新等
	機械設備	52,059	2 1 年空調更新、4 1 年空調更新
	主要棟修繕費	22,950	
	附属棟修繕費	4,770	
	合計	178,765	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	空調は、毎年不具合が生じている。その他は特に故障等はない。		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	大会議室では、週3回程度打合せを行っている。小会議室は、生活再建に関する来庁者からの相談対応などに使用している。相談の件数は減少しており、ピーク時の0.5割程度となっている。未利用の施設は、特にない。		

● 施設の写真等



八ッ場ダム水源地域対策事務所

● 監査結果

(1) 土木関係事務所の機能集約の検討について（意見66）

八ッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和2年度におおむね完了することが見込まれており、当施設は、今後、上信自動車道建設事務所が主体となると見込まれる。当施設の敷地は賃貸物件であり、管理コストは他の施設より高くなっているが、現時点では将来の事務所のあり方について検討が行われていない。

このため、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当事務所、中之条土木事務

所、中之条土木事務所三原事業所のいずれの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望ましい。

#### **(現状及び問題点)**

当施設は、JR群馬原町駅から近く、通勤の便の良い場所にある。他方、土地が東吾妻町所有であり、賃借料が発生している。このため、管理コストは、他の施設に比べて高くなっている。

ハッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和2年度におおむね完了することが見込まれており、その後は、当施設は上信自動車道建設事務所が主体となると見込まれる。現在渋川市と東吾妻町において建設が行われている上信自動車道は、長野原バイパスまでの区間が令和7年度までに事業を終える見込みであり、その後は、嬭恋村が主な整備区域となることを見込まれている。しかしながら、現時点では、今後の上信自動車道建設事務所のあり方について検討が行われていない。

#### **(改善策)**

上信自動車道の長野原バイパス以東の整備完了を視野に入れ、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当事務所、中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所のいずれの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望ましい。

施設名称	林業試験場
所在地	北群馬郡榛東村新井2935
所管所属等	林業試験場
施設の沿革	<p>昭和31年 林業指導所（甘楽郡妙義町大桁県有林内）を林業試験場と改称</p> <p>昭和34年 高崎市乗附町に移転</p> <p>昭和44年 厚生省心身障害者コロニー建設により、現在地に移転、林業研修所を併設</p> <p>昭和52年 林木育種場を附属機関として編入</p> <p>平成19年 林木育種場を附属機関から、林業試験場附属機関へ編入</p>
①配置所属等	林業試験場
業務の概要	<p>① 企画・自然環境係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣害による人工林加害状況の把握と獣害対策</li> <li>・ 芳ヶ平周辺地域におけるニホンジカ利用状況調査</li> <li>・ ニホンジカ埋却に伴う土壌成分の変化</li> <li>・ ニホンジカの効率的な捕獲技術の確立</li> <li>・ ヤマビル分布と特性分析</li> </ul> <p>② 森林科学係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラマツ増殖技術の開発</li> <li>・ カラマツ種苗の安定供給のための技術開発</li> <li>・ 初期成長のよい苗木を用いた省力造林に関する調査研究</li> <li>・ 人工林の更新技術に関する研究</li> <li>・ ヒノキ長伐期林の成長特性に関する調査</li> <li>・ 県内観光名所における樹林病虫害対策に関する研究</li> <li>・ 竹林の整備と里山環境の復元に関する調査研究</li> <li>・ 「ぐんま緑の県民税」効果検証のための調査分析</li> <li>・ カシノナガキクイムシ生息調査</li> <li>・ スギ赤枯病対策に関する研究</li> </ul> <p>③ 木材係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高温乾燥による材の劣化を防ぐ乾燥スケジュールの開発</li> <li>・ 県産カラマツ材の材質特性の解明</li> <li>・ スギ心去り平角の開発</li> <li>・ 土木用木材の品質の安定化に関する研究</li> <li>・ 県産材を使用した枠組壁工法部材の開発</li> </ul> <p>④ きのこ係</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高品質マイタケ栽培技術の確立</li> <li>・ きのこ菌床栽培の低コスト化に関する研究</li> <li>・ きのこ原木林再生技術の開発</li> <li>・ 菌床シイタケ栽培環境コントロールによる害虫防除技術開発</li> <li>・ 天敵利用によるケミカルレスなシイタケ害虫激減技術の開発</li> </ul>				
職員等人数	30名（平成31年4月1日現在）				
内訳	正規職員 15名	嘱託 3名	臨時 12名		
施設の概要					
敷地面積	87,467.14 m <sup>2</sup>				
延床面積	本館：824.51 m <sup>2</sup> きのこ総合実験棟：642.60 m <sup>2</sup> 木材加工技術センター：698.35 m <sup>2</sup>				
構造、階数	本館：鉄筋コンクリート造 地上2階 きのこ総合実験棟：木造 地上1階 木材加工技術センター：木造 地上1階				
建築年月	本館：昭和44年3月 きのこ総合実験棟：平成7年7月 木材加工技術センター：平成9年9月				
建設費、取得価格	本館：39,178千円 きのこ総合実験棟：324,450千円 木材加工技術センター：200,340千円				
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	林業試験場別館他照明設備改修工事	照明設備の更新	1,177千円
	H28	修繕	木材加工技術センター修繕工事	平成26年2月の大雪で破損した雪止め及び雨樋の修繕工事	1,080千円
	H28	工事	林業試験場本	本館外壁の補	23,814千円

			館外壁及び屋上防水改修工事	修・塗装、屋上防水、スチールサッシ入れ替え	
	H30	工事	林業試験場木材加工技術センター整備工事	地方創生拠点整備交付金事業により、実大強度試験機、ホイストクレーン、恒温恒湿室を増設設置	126,360千円
	H30	工事	林業試験場本館棟空調機等更新工事	ボイラー・煙突撤去、空調機器更新	28,717千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	令和元年度策定。				
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	別館で雨漏りが発生しているが、未対応。今後、電気設備の改修をしなければ、貴重な種等の保存に支障をきたすおそれがあるため、令和元年度に長期保全計画を策定した。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	別館が低利用であったことから、県の外郭団体である、一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金に平成29年2月から貸している(使用料は減免)。				



- 施設の写真等



本館正面



木工加工技術センター外観



木工加工技術センター機械装置①



木工加工技術センター機械装置②



きのこ総合実験棟

- 監査結果

(1) 今後の利活用について (意見67)

林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易に移転することは不可能であるため、今後も引き続き、国の補助金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れ、その資金により、施設の維持管理に努めていくことが有用である。

(現状及び問題点)

林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易に移転することは不可能である。このため、現有地において、長寿命化を図っていくことが最善の策であると考えられ

る。

平成9年に建築された「木工加工技術センター」の中には、国の補助金により昨年購入した高額な機械装置があり、これにより、今年度各企業から試験研究の依頼が増加している。県の資金には限りがあるため、このように国の補助金を有効に活用し、必要な設備投資を実施していくことは大変望ましいことである。また、平成30年度の事業収入は545万円であるが、企業からの試験研究を積極的に受け入れることで、維持に必要な資金を調達することも可能となる。

#### **(改善策)**

今後も、積極的に国庫補助金を活用し、また、企業からの試験研究を担っていくことにより、独自に資金調達を行うことが望まれる。

施設名称	林木育種場			
所在地	渋川市横堀 1 5 6 6			
所管所属等	林業試験場			
施設の沿革	昭和 3 0 年 林木育種事業を開始し、精英樹クローンの増殖と採種園・採穂園の造成を開始 昭和 4 5 年 林木育種場を開設（現在地） 昭和 5 2 年 林業試験場の附置機関となる 平成 1 9 年 附置機関を廃止、林業試験場と統合			
①配置所属等	林業試験場			
業務の概要	① 林木育種事業の概要 ② 精英樹次代検定林調査 ③ 優良種子の安定供給 ④ 花粉の少ないスギ品種ミニチュア採種園の造成・管理			
職員等人数	5 名（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）			
内訳	正規職員	0 名	嘱託	1 名 臨時 4 名
施設の概要				
敷地面積	10.40 ha			
延床面積	76 m <sup>2</sup>			
構造、階数	軽量鉄骨造 地上 1 階			
建築年月	昭和 4 5 年 3 月			
建設費、取得価格	2,341 千円			
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>			
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料				
過去の修繕等の履歴	過去 5 年度の改修・修繕等（100 万円以上）			
	年度	種別	工事名	工事内容 金額（税込み）
	H28	修繕	育種場本館・作業舎雨漏り修繕	雨漏り箇所の修繕 1,814 千円
長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/>			
有の場合その概要				
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	現場視察中、種子精選施設の電気設備に故障が発生し、本来 2 4 時間電気が入り、一定の温度に保っているはずであるが、電気が切れてしまっていた。原因は劣化による漏電とのことである。			
施設の利用状況	該当なし。			

未利用・低利用の 施設の状況	
-------------------	--

● 施設の写真等



本館外観



作業舎外観



杉採種園

● 監査結果

(1) 種子精選施設の老朽化による漏電について (意見68)

現場視察中、老朽化による漏電で、種子精選施設の電気施設の電気が止まっていた。本来24時間電気が入り、一定の温度を保つ必要があり、温度が変わってしまうと、原種子を保存できなくなることから、頻繁に不具合が発生するようであれば、買い替えも検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

現場視察中、種子精選施設の電気設備に故障が発生し、本来24時間電気が入り、一定の温度に保っているはずであるが、電気が切れてしまっていた。育種場電気設備のメンテナンス会社に状況を確認したところ、動力盤メインブレーカーの不具合が見つかり、49,500円で修理したとのことである。なお、不具合の原因は、機器の老朽化による漏電であった。

(改善策)

故障により、一定の温度が保たれないと、群馬県における原種子を保存することができなくなってしまう。老朽化による不具合が頻繁に発生するようであれば、機器の更新も検討することが望ましい。

施設名称	農業技術センター稲麦研究センター
所在地	前橋市江木町1085
所管所属等	農業技術センター
施設の沿革	<p>明治28年 前橋市岩神町に農事試験場として創立</p> <p>明治34年 前橋市前代田町（現南町）に移転</p> <p>昭和13年 群馬郡上郊村（現高崎市）に上郊原種圃を、新田郡木崎町（現太田市）に木崎園芸分場を新設</p> <p>昭和21年 群馬郡金島村（現渋川市）に金島こんにゃく試験地を新設</p> <p>昭和22年 金島こんにゃく試験地を農林省に移管</p> <p>昭和23年 勢多郡桂萱村（現前橋市江木町）に経営技術農場を新設</p> <p>昭和25年 農事試験場を農業試験場と改称</p> <p>昭和26年 金島こんにゃく試験地を農林省より引き継ぐ、上郊原種圃を上郊畑作試験地と改称</p> <p>昭和30年 原種部門を残し、本場を前橋市前代田町（現南町）から江木町（現旧前橋研究拠点）に移転</p> <p>昭和31年 佐波郡東村に佐波東原種圃を、館林市当郷町に邑楽水稻試験地を新設</p> <p>昭和35年 沼田市横塚町に沼田果樹試験地を新設</p> <p>昭和36年 佐波東原種圃を佐波東営農改善試験地に改称</p> <p>昭和37年 藤岡市三ツ木畑作改良試験地業務を県農業技術課より引き継ぐ</p> <p>昭和38年 上郊畑作試験地を経営伝習農場（現農林大）に移管</p> <p>昭和42年 本場の第2農場（水田）として、前橋市石関町に石関農場を新設</p> <p>昭和44年 前橋市前代田町（現南町）原種圃、藤岡市三ツ木畑作改良試験地、佐波東営農改善試験地を廃止</p> <p>昭和45年 園芸試験場を新設、金島こんにゃく試験地を渋川こんにゃく試験地、邑楽水稻試験地を館林水稻試験地と改称</p> <p>昭和53年 館林水稻試験地を館林試験地と改称</p> <p>昭和55年 高冷地試験地を嬬恋村に設置し、高冷地野菜の研究を開始</p> <p>昭和58年 組織改正により、農業試験場を廃止し、農業総合試験場に改組、各専門試験場に分室を設置、試験地は</p>

	<p>分場と改称</p> <p>昭和60年 生物工学研究室を新設</p> <p>昭和61年 農産加工指導センターを附置機関として新設</p> <p>平成 元年 こんにやく分場を渋川市川島から渋川市上の原に移転</p> <p>平成 2年 宮城村に花きの技術及び情報の総合拠点として、花の総合センターを新設</p> <p>平成 6年 農業総合試験場が廃止され、農業総合試験場を農業試験場に改組、東部分場を東部支場と改称、園芸試験場は専門試となり、北部分場・高冷地分場の2分場が移管</p> <p>平成 9年 園芸試験場に生物工学研究室を移管し、野菜果樹部、育種開発部、生産環境室を設置、北部分場は中山間支場と改称</p> <p>平成12年 宮城村の花の総合センターを廃止し、園芸試験場に花き部を新設</p> <p>平成15年 組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工指導センター、病虫害防除所を農業技術センターに統合。農業試験場は前橋研究拠点、中山間支場は中山間地園芸研究センター、東部支場は東部地域研究センター、高冷地分場は高冷地野菜研究センター、こんにやく分場はこんにやく特産研究センターと改称</p> <p>平成24年 組織改正により、普通作物第一・第二係を統合し、稲麦研究センターを新設。福島原発事故を受け、農産物等の放射性物質検査を行う検査係を新設。本所本館の新設により、前橋研究拠点機能を移転、それに伴い前橋研究拠点を閉鎖</p>
①配置所属等	農業技術センター稲麦研究センター
業務の概要	<p><b>【業務概要】</b></p> <p>群馬県の平坦地帯に適する水稻、麦類、大豆の品種選定、有望品種の安定生産技術の確率を目指して栽培試験、主要農作物（水稻、麦類、大豆）の奨励品種の原原種及び原種の生産を行っている。</p> <p><b>【試験研究課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要農作物奨励品種決定調査（水稻、麦類、大豆）</li> <li>・主要農作物（水稻、麦類、大豆）奨励品種の原原種、原種生産</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要農作物生育基本調査（水稲、小麦）</li> <li>・ 主要農作物有望品種（水稲、小麦）の安定生産技術の確立</li> <li>* 奨励品種決定調査：群馬県主要農作物種子生産事業実施要綱に基づき、奨励品種を決定するために県が行う試験（栽培試験、現地試験）のこと。</li> <li>* 奨励品種：品質、収量性及び栽培性がともに優秀であり、かつ、地域適応性が高いため、県が普及奨励する品種（大麦、裸麦、小麦及び大豆）のこと。県には、奨励品種の原原種・原種の生産確保に努める義務がある（群馬県主要農作物実施要綱）。</li> </ul>																																						
職員等人数	11名（平成31年4月1日現在）																																						
内訳	正規職員 7名	嘱託 0名	臨時 4名																																				
施設の概要																																							
敷地面積	宅地 18,229.49 m <sup>2</sup> 、田 71,484.19 m <sup>2</sup> 、畑 77,342.32 m <sup>2</sup> 、その他 8,650.94 m <sup>2</sup> 合計：175,706.94 m <sup>2</sup> （旧前橋研究拠点西圃場を含む）																																						
延床面積	主要棟（事務棟）：893.44 m <sup>2</sup> 全建物延床面積：4,418.19 m <sup>2</sup> （内訳） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>収納庫資材庫</td><td style="text-align: right;">258.29 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>収納乾燥調整棟</td><td style="text-align: right;">877.50 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>農業機械格納庫</td><td style="text-align: right;">249.00 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>燻蒸貯蔵庫</td><td style="text-align: right;">280.00 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>堆肥舎棟</td><td style="text-align: right;">150.00 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>温室</td><td style="text-align: right;">50.0 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>網室</td><td style="text-align: right;">50.0 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>バイオトロン棟</td><td style="text-align: right;">768.60 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>資材器具収納棟</td><td style="text-align: right;">104.45 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>品種育成作業棟</td><td style="text-align: right;">171.12 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>奨励品種決定調査作業室</td><td style="text-align: right;">121.80 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>事務棟</td><td style="text-align: right;">893.44 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>ブローア一棟</td><td style="text-align: right;">6.34 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>ボンベ庫</td><td style="text-align: right;">6.12 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>ボンベ室</td><td style="text-align: right;">6.12 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>小型冷凍機械室</td><td style="text-align: right;">4.89 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>トラクタ格納庫</td><td style="text-align: right;">199.00 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>小農具格納庫</td><td style="text-align: right;">196.00 m<sup>2</sup></td></tr> </table>			収納庫資材庫	258.29 m <sup>2</sup>	収納乾燥調整棟	877.50 m <sup>2</sup>	農業機械格納庫	249.00 m <sup>2</sup>	燻蒸貯蔵庫	280.00 m <sup>2</sup>	堆肥舎棟	150.00 m <sup>2</sup>	温室	50.0 m <sup>2</sup>	網室	50.0 m <sup>2</sup>	バイオトロン棟	768.60 m <sup>2</sup>	資材器具収納棟	104.45 m <sup>2</sup>	品種育成作業棟	171.12 m <sup>2</sup>	奨励品種決定調査作業室	121.80 m <sup>2</sup>	事務棟	893.44 m <sup>2</sup>	ブローア一棟	6.34 m <sup>2</sup>	ボンベ庫	6.12 m <sup>2</sup>	ボンベ室	6.12 m <sup>2</sup>	小型冷凍機械室	4.89 m <sup>2</sup>	トラクタ格納庫	199.00 m <sup>2</sup>	小農具格納庫	196.00 m <sup>2</sup>
収納庫資材庫	258.29 m <sup>2</sup>																																						
収納乾燥調整棟	877.50 m <sup>2</sup>																																						
農業機械格納庫	249.00 m <sup>2</sup>																																						
燻蒸貯蔵庫	280.00 m <sup>2</sup>																																						
堆肥舎棟	150.00 m <sup>2</sup>																																						
温室	50.0 m <sup>2</sup>																																						
網室	50.0 m <sup>2</sup>																																						
バイオトロン棟	768.60 m <sup>2</sup>																																						
資材器具収納棟	104.45 m <sup>2</sup>																																						
品種育成作業棟	171.12 m <sup>2</sup>																																						
奨励品種決定調査作業室	121.80 m <sup>2</sup>																																						
事務棟	893.44 m <sup>2</sup>																																						
ブローア一棟	6.34 m <sup>2</sup>																																						
ボンベ庫	6.12 m <sup>2</sup>																																						
ボンベ室	6.12 m <sup>2</sup>																																						
小型冷凍機械室	4.89 m <sup>2</sup>																																						
トラクタ格納庫	199.00 m <sup>2</sup>																																						
小農具格納庫	196.00 m <sup>2</sup>																																						

	<p>燃料保管庫 25.52 m<sup>2</sup></p> <p>その他、敷地内には、旧東研究棟（旧農林大学校）、旧東研究棟倉庫2棟、自転車置場の延床面積合計1,704.74 m<sup>2</sup>がある。</p>
構造、階数	<p>主要棟（事務棟）：鉄筋コンクリート造 地上2階</p> <p>収納庫資材庫：鉄骨造平屋建</p> <p>収納乾燥調整棟：鉄骨造平屋建</p> <p>農業機械格納庫：鉄骨造平屋建</p> <p>燻蒸貯蔵庫：鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>堆肥舎棟：鉄骨造平屋建</p> <p>温室：鉄骨造平屋建</p> <p>網室：鉄骨造平屋建</p> <p>バイオトロン棟：鉄骨造平屋建</p> <p>資材器具収納棟：鉄骨造平屋建</p> <p>品種育成作業棟：鉄骨造平屋建</p> <p>奨励品種決定調査作業室：鉄骨造平屋建</p> <p>ブローアード棟：コンクリートブロック造平屋建</p> <p>ボンベ庫：鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>ボンベ室：鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>小型冷凍機械室：鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>トラクタ格納庫：鉄骨造平屋建</p> <p>小農具格納庫：鉄骨造平屋建</p> <p>燃料保管庫：コンクリートブロック造平屋建</p>
建築年月	<p>昭和48年 3月（収納庫資材庫）</p> <p>昭和60年 3月（収納乾燥調整棟、農業機械格納庫）</p> <p>昭和61年 3月（事務棟、燻蒸貯蔵庫、堆肥舎棟、温室、網室、ブローアード棟、ボンベ庫、ボンベ室、小型冷凍機械室）</p> <p>昭和61年12月（バイオトロン棟）</p> <p>平成 元年 3月（資材器具収納棟）</p> <p>平成 3年12月（品種育成作業棟）</p> <p>平成 9年 2月（奨励品種決定調査作業室）</p> <p>平成26年 3月（トラクタ格納庫、小農具格納庫、燃料保管庫）</p>
建設費、取得価格	<p>主要棟（事務棟）：169,629千円</p> <p>全建物合計：471,469千円（旧東研究棟（旧農林大学校）、旧東研究棟倉庫2棟、自転車置場の取得金額は含まない。同棟等の取得金</p>



	額は 75,758 千円) (内訳)				
	収納庫資材庫				¥2,565,000
	収納乾燥調整棟				¥110,800,000
	農業機械格納庫				¥20,800,000
	燻蒸貯蔵庫				¥69,714,000
	堆肥舎棟				¥7,069,000
	温室				¥4,078,000
	網室				¥3,353,000
	バイオトロン棟				¥23,307,500
	資材器具収納棟				¥7,500,000
	品種育成作業棟				¥11,845,000
	奨励品種決定調査作業室				¥8,961,000
	事務棟				¥169,629,000
	ブローア一棟				¥513,000
	ボンベ庫				¥427,500
	ボンベ室				¥427,500
	小型冷凍機械室				¥444,000
	トラクタ格納庫				¥2,785,217
	小農具格納庫				¥23,903,433
	燃料保管庫				¥3,346,874
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等 (100万円以上)				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額 (税込み)
	H28	工事	舗装改修工事	簡易舗装が剥がれ砂利道となり、小石等が水田に入るため舗装改修工事を行った。	1,058 千円
	H29	工事	バイオトロン棟外壁及び屋根改修工事	屋根及び外壁等の老朽による改修を行った。	2,722 千円

	H29	工事	電話交換機 設備更新工 事	既存設備老朽に よる更新を行っ た。	1,663千円
	H30	工事	原種収納舎 屋根塗装そ の他工事	屋根及び軒樋等 の老朽による塗 装等修繕工事を 行った。	3,154千円

長期保全計画の有無 有・無

有の場合その概要

施設の劣化状況  
不具合、修繕を要する箇所等

旧東研究棟（旧農林大学校）は、屋根や壁のモルタルが剥がれるなど、劣化が進んでいる。現在、同建物は、畜産課が倉庫として利用しているのみで、常時人がいるわけではないため、同建物内に電気や水道は通っていない。

モルタルが剥がれ落ちてきている箇所には、「頭上注意」などのポスターを掲示して注意喚起している状況であった。

148,826.51㎡（田71,484.19㎡、畑77,342.32㎡（旧前橋研究拠点西圃場を含む））に及ぶ田畑の周りには、コンクリートなどで舗装されていない急な法面もあった。防草シートが貼られているが、すぐに防草シートを突き抜けて雑草が生えている状況であった。



急な法面の状況



旧東研究棟

<p>施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況</p>	<p>事務棟内には、事務室の他、食品加工試作室（大、小）、低温貯蔵室、原料室、製麴室、図書室、休憩室、研修室、精密測定室、機器分析室などがあるが、未利用・低利用の部屋も多くある。</p> <p>事務棟以外の建物は、全て利用している。中でも燻蒸貯蔵庫は手狭な状態にある。燻蒸貯蔵庫は原種の保護のため、室温15℃、湿度30%で管理されている貯蔵庫であるため、他の空きスペースで代替することはできない。</p> <p>旧東研究棟（旧農林大学校）は、現在、畜産課が倉庫として利用している。</p> <p>田は全てセンターにて利用している。</p> <p>畑のうちの一部はJAに使用を許可している。畑では主に大豆の原種を作っているが、大豆には連作障害があるため、毎年場所を変えて育成する必要がある。そのため、年により、作物の植え付けをしていない場所が一部発生するが、これは連作障害に対応するための処置であり、余剰の畑があるというわけではない。</p> <p><b>【未利用、低利用施設】</b></p> <p>平成24年に伊勢崎市内に本所建物が新設され、研究拠点機能が移転したことなどにより、事務棟内には多くの未利用・低利用の場所が存在している。</p> <p>大小2つある食品加工試作室は、年に2回ほど、収穫した小麦をうどんに加工する食品加工試作を実施している程度の利用状況である。低温貯蔵室や原料室、天秤室、無菌実験室、製麴室は現在使用されていない。</p> <p>また、建物内の一室を群馬県食品産業協議会に使用を許可していたが、平成31年3月をもって同協議会が解散したため、同協議会が利用していたスペースも空きスペースとなっている。</p> <p>その他、培養室も、本来の使用用途とは異なり、会議室の椅子を置いているだけの状況である。</p>
 <p>食品加工試作室</p>	 <p>食品加工試作室</p>



- 施設の写真等



- 監査結果

(1) 空きスペースの利用について (意見69)

現在旧東研究棟（旧農林大学校）を倉庫として利用している畜産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移転することを検討すべきである。

(現状及び問題点)

もともとは、現在稲麦研究センターが所在しているエリアに旧前橋研究拠点が置かれていたため、空いているスペースはほとんどなかった。しかし、平成24年に伊勢崎市内に本所建物が新設され、研究拠点機能が移転したことなどにより、多くの空きスペースが存在している。

事務棟内に大小2つある食品加工試作室は、以前は農産加工係が頻繁に利用していたが、

拠点機能移転に伴い農産加工係は伊勢崎市内の建物内に移ったため、現在同室は年に2回ほど、収穫した小麦をうどんに加工する食品加工試作を実施している程度の利用状況である。同じく農産加工係が使用していた低温貯蔵室や原料室も現在は使われていない。また、建物内の一室を群馬県食品産業協議会に使用を許可していたが、平成31年3月をもって同協議会が解散したため、同協議会が利用していたスペースも空きスペースとなっている。その他、天秤室や製麴室も使用されておらず、培養室も本来の使用用途とは異なり、会議室の椅子を置いているだけといった状況である。

事務棟は昭和61年3月竣工の建物であり、既に築30年以上が経っているが、建物自体に大きな不具合は生じていない。このような建物に、多くの空きスペースが存在したままという状況は問題である。

他方、稲麦研究センターの敷地内に所在し、しばらくの間使用されていなかった旧東研究棟（旧農林大学校）は、数年前から畜産課が少しずつ利用をはじめ、現在は同棟の全てを畜産課が利用している。電気や水道が通っていない建物であり、倉庫として利用しているだけであるため、常時人がいるわけではない。使用している部署（畜産課）による見回り等の管理が十分に行われていないため、往査時、同棟内には、死んでからしばらく経過したと思われる鳥の死骸が存在していた。同棟を使用している畜産課職員が近くにいない状況が今後も続けば、鳥を含めた動物や人の侵入といった事態が生ずる可能性が少なくないと考えられるところ、このような状況は問題があると言わざるを得ない。

### （改善策）

現在旧東研究棟（旧農林大学校）を倉庫として利用している畜産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移転させることを検討すべきである。

## （2）建物の修繕について（意見70）

既に不具合が生じており、今後重大な損害が生ずるおそれのある建物については、速やかに修繕を行うべきである。

### （現状及び問題点）

稲麦研究センターの敷地内に所在している旧東研究棟（旧農林大学校）は、屋根や壁のモルタルが剥がれるなど、劣化が進んでいる。

モルタルが剥がれ落ちている箇所には、「頭上注意」、などのポスターを掲示して注意喚起がなされているが、同箇所は駐車場に近いため、誤って人が近づく可能性もある。

また、同建物は全体的に劣化していると考えられるところ、ポスターが掲示されている箇所以外のモルタルが突然剥がれ落ちるといった事態が生ずる可能性も十分にある。

このような状態を放置し続ければ、今後、落下物による人の負傷など、重大な損害が生ず

るおそれがある。

### (改善策)

既に不具合が生じており、今後重大な損害が生ずるおそれのある建物については、速やかに修繕を行うべきである。

### (3) 急な法面の解消について (意見 7 1)

危険性のある急な法面の舗装工事には、速やかに着手すべきである。

### (現状及び問題点)

農業技術センター稲麦研究センターは、148,826.51 m<sup>2</sup> (田 71,484.19 m<sup>2</sup>、畑 77,342.32 m<sup>2</sup> (旧前橋研究拠点西圃場を含む)) に及ぶ田畑を管理している。管理する田畑の周りには、コンクリートなどで舗装がされていない急な法面もあった。法面には防草シートが貼られているが、すぐに防草シートを突き抜けて雑草が生える状況であった。

稲麦研究センターは、原種及び原原種の生産をその業務の一つとしているところ、原種及び原原種の生産をするためには、生産する田畑に他の種(雑草を含む)が混ざらないように管理を徹底する必要がある。そのため、頻繁かつ入念な除草作業を行う必要があるところ、同センターでは、毎年、4月から10月ころまでは、同一箇所について、ほぼ10日ごとに除草作業を実施している。法面の除草作業は、主に臨時職員・現業職員が対応しているが、同期間中は、圃場全体で臨時職員4名中3名が、ほぼ毎日、除草作業に従事している(ただし、臨時職員は、時期により、農作物の収穫、播種などの作業も補助している)。臨時職員は月14日勤務で、1ヶ月あたりの賃金は1人あたり約10万円である(【参考】前橋市農業委員会「平成29～31年度農作業委託料金等標準」による除草作業単価は、『農作業臨時雇10,000円(税抜)／日』)。すなわち、毎年、除草作業には、相応の金額がかかっているものと考えられる。

また、同センターでは安全講習なども実施しているが、急な法面での作業では、作業中の職員が足を滑らせて転倒するなどの事故も起きている。幸い、大怪我をするような大事故には至っていないが、今後も急な法面での作業が継続的に行われれば、大きな事故が起こる可能性がある。

### (改善策)

同センターが管理する田畑の周りには、既にコンクリートによる舗装がされた法面も存在していた。一部のみ舗装がなされているだけで、舗装されていない法面がある理由は「舗装工事のための予算の確保ができないため」とのことであったが、毎年除草作業にかかっている費用、更には大きな事故が起きてしまった場合の賠償等を考えれば、ある程度の費用が

かかるとしても、速やかに舗装工事に着手すべきである。

#### (4) 燻蒸貯蔵庫の改善について (意見 7 2)

公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産である奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫の整備を検討すべきである。

##### (現状及び問題点)

敷地内にある燻蒸貯蔵庫は、群馬県が県として普及奨励する品種の原種及び原原種を保管・保存するための重要な設備である。原種及び原原種の保護のため、同貯蔵庫内の保管庫は、室温 15℃、湿度 30% が常時維持されるようになっている。

同保管庫内には原種等が入った紙袋が積み上げられているが、その積み上げの高さは実測で約 3.0メートルである。同保管庫は余り広くないため、フォークリフトが入っていけない造りとなっている。そのため、職員は、狭い保管庫内で、原種等が入った重量のある紙袋を、脚立を利用し、手作業にて約 3.0メートルの高さまで積み上げたり下ろしたりしている。このような業務は、腰部の筋肉等に非常に負荷のかかる作業であり、今後、公務災害等が生ずるおそれが否定できない。

また、保管庫内は既に手狭であり、スペースに余裕がない。県にとって重要な財産ともいえるべき奨励品種の原種・原原種を今後も継続的に保管・管理していくためには、十分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫を整備する必要がある。

##### (改善策)

公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産であるというべき奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫の整備を検討すべきである。

施設名称	農業技術センター東部地域研究センター					
所在地	館林市当郷町1132-2					
所管所属等	農業技術センター					
施設の沿革	昭和31年 邑楽水稲試験地として新設 昭和45年 館林水稲試験地と改称 昭和53年 館林試験地と改称 昭和58年 東部分場と改称 平成6年 東部支場と改称 平成15年 東部地域研究センターと改称					
① 配置所属等	農業技術センター東部地域研究センター					
業務の概要	東部地域では、施設キュウリと水稲を組み合わせた複合経営の割合が高まっている。東部地域の気候に適合する水稲の品種選定や施設キュウリの環境制御技術の確立を目指し、様々な試験を行っている。また、米の生産調整の後退を背景に、水田地帯の農業競争力を強化するため、地下水位制御システム(フォアス)の実証試験を行っている。					
職員等人数	7名(平成31年4月1日現在)					
内訳	正規職員	5名	嘱託	0名	臨時	2名
施設の概要						
敷地面積	19,346.04 m <sup>2</sup> (田畑含む)					
延床面積	主要棟: 310.20 m <sup>2</sup>					
構造、階数	主要棟: 鉄筋コンクリート造 地上1階					
建築年月	主要棟: 昭和57年8月					
建設費、取得価格	主要棟: 75,555千円					
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>					
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料						
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上)					
	年度	種別	工事名	工事内容	金額(税込み)	
	H27	修繕	野菜栽培ハウスフィルムの張替修繕	経年劣化のため張替修繕	1,285千円	
	H27	工事	本館ユニットバス設置工事	業務管理上必要なユニット	1,128千円	



				バス設備設置 工事	
	H29	工事	本館屋上防水 改修工事	屋上防水加工 劣化のため改 修工事	4,406千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要					
施設の劣化状況 不具合、修繕を要 する箇所等	<p>敷地一体で地盤沈下が起きている。主要棟の基礎はしっかりしているが、基礎との境目で周囲が下がってしまっており、主要棟の周囲にて亀裂や隙間が確認できる。修繕の見積もりは4,580千円である。なお、周辺施設の収納・作業棟においても、若干であるが、建物の歪みを感じた。</p> <p>トイレが男女共和式のままとなっている。</p> <p>ガラス温室のガラスが台風の影響で落下している。平成29年度まで使用していたが、現在撤去予定で撤去費用は5,000千円程度が見込まれる。</p>				
	 <p>地盤沈下①</p>		 <p>地盤沈下②</p>		
	 <p>地盤沈下③</p>		 <p>ハウス型簡易ライシメーター</p>		
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	<p>主要棟にある会議室はおおむね週1回使用されている。主に普及指導員の会議等で使用される。</p>				

- 施設の写真等



農業技術センター東部地域研究センター

- 監査結果

**(1) 施設の改修について (意見 7 3)**

地盤沈下により主要棟と駐車場との間に段差があり、また、トイレが旧式の和式トイレであり、労働環境の改善余地がある。

**(現状及び問題点)**

主要棟にて、建物の基礎と駐車場他周囲との間で、地盤沈下により段差が生じている。ガス等の配管に関してはガス管が基礎側に設置されていたため問題とならなかったが、建物の1周に隙間が確認できる状況であり、なるべく早く状況を改善する必要がある。

また、トイレが旧式の和式トイレのままである。

**(改善策)**

地盤沈下対策改修及び洋式トイレへの改修を行い、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。

**(2) 会議室の有効活用について (意見 7 4)**

会議スペースと保管スペースとして利用している会議室について、より有効に活用できるように、他の施設を受け入れられるか検討する必要がある。

**(現状及び問題点)**

主要棟北側にある会議室はおおむね3分の2を会議スペースとして使用しており、おおむね3分の1を保管スペースとして使用している。会議スペースは週1回程度の使用であり、館林地区農業指導センターの普及指導員との打ち合わせや研修等が多いとのことだっ

た。

#### (改善策)

会議室(会議スペース及び保管スペース)をより効率的に使用できるように、館林合同庁舎にある館林地区農業指導センターの普及指導員を受け入れて、そのための執務スペースを会議室に確保する。また、書類や備品の保管場所が必要ということであれば、主要棟南東側にある資料室・図書室及び調査・実験・分析室や他の部屋、若しくは主要棟以外の物置等を整理し、スペースを確保することも考えられる。

### (3) 公有財産台帳未登録の件について(指摘事項3)

過去に取得した固定資産で公有財産台帳に登録されていないものがあった。他に未登録の固定資産はないかを確認するため、また今後再発することを防止するために、定期的に固定資産の現物実査を行うべきである。

#### (現状及び問題点)

平成14年度に取得したハウス型簡易ライシメーター4棟が公有財産台帳に登録されていなかった。ハウス型簡易ライシメーターとは、地上部に軽量鉄骨ハウス、地下部にライシメーターを一体的に施工した施設である。

本件は10年以上前の案件のため、正確な取得価格のわかる書類は残されていないが、当時の予算要求では、1棟あたり3,602千円で合計14,408千円となっている。金額的に小さいということもなく、台帳に登録すべき資産だったと思われる。

また、他にも金額的に小さくない未登録の資産があることが懸念され、固定資産台帳の信頼性が確保されていない可能性がある。

#### (改善策)

まず登録すべき資産を明確にし、そのルールに基づいて台帳管理を行うべきである。次に、未登録であった本件ハウス型簡易ライシメーター4棟に関しては、当時に遡って、若しくは現時点での帳簿価額を算定して台帳に登録することになるとと思われるが、その金額はなるべく客観的な資料に基づくことが望ましい。

他にも同様の未登録財産があるようであれば、台帳上の財産と現物の財産を突き合わせしていくが必要になる。また、再発防止のために突き合わせは一定期間ごとに行われるべきである。

施設名称	農業技術センター高冷地野菜研究センター		
所在地	吾妻郡嬭恋村田代301		
所管所属等	農業技術センター		
施設の沿革	昭和55年4月 園芸試験場 高冷地試験地として新設。 昭和58年4月 同試験地が農業総合試験場 高冷地分場となる。 平成6年4月 同分場が園芸試験場高冷地分場と改称される。 平成15年4月 同分場が農業技術センター高冷地野菜研究センターと改称される。		
① 配置所属等	農業技術センター高冷地野菜研究センター		
業務の概要	所管業務：地域農業の振興と農家経営の安定を目的とした研究業務。 重点施策：土壌診断基準の再構築、夏秋キャベツなどの病害虫防除対策、緑肥作物を活用した輪作体系の確立など。		
職員等人数	7名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 4名	嘱託 0名	臨時 3名
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、本館、作業棟、車庫及び小農具舎、堆肥舎、自転車置場、燃料庫、ガラス温室である。 本館は、1階に研究員室、実験室、調査室、機械室、会議室（旧食堂）などがあり、2階に会議室と和室が2部屋ある。		
敷地面積	60,286.00 m <sup>2</sup>		
延床面積	主要棟：447.12 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：鉄筋コンクリート造 地上2階		
建築年月	主要棟：昭和56年3月		
建設費、取得価格	主要棟：94,801 千円		
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無		
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料			
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上） 該当なし。		
長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無		
有の場合その概要			
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	本館建物内部に不具合はない。作業棟の屋根の塗装が剥がれてきており修繕が必要。また、門扉が老朽化して錆びが目立つ状態になっている。		

<p>施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況</p>	<p>本館2階の和室2部屋は、待機業務も特になく、用途が明確でなく、余剰スペースとなっている。</p> <p>本館1階の台所、機械室は物置として使用されている。また、脱衣室・浴室は特に利用されていない。</p> <p>これらの部屋は、今後の利用予定も特にないと考えられる。</p>
---------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 施設の写真等



農業技術センター高冷地野菜研究センター

● 監査結果

(1) 余剰スペースの情報共有について（意見75）

本館内の余剰スペースについて、管財課の調査において、転用可能な部屋として挙げられていない。必要が生じた場合に迅速に余剰スペースの活用が図れるように、県庁内で情報共有を図ることが望ましい。

(現状及び問題点)

本館2階にある和室2部屋は用途が明確でなく、当センターは研究施設のため待機業務も特段ないことから、余剰スペースとなっている。また、機械室と台所も現在は使用されておらず、それぞれ物置として利用されている。更に、脱衣所と浴室も特に使用されていない。

これらの部屋に特に経費が発生しているわけではないが、建物に占める割合は相当程度となっていることから、有効活用が望まれる。

また、平成30年度県有財産利活用状況等調査票（平成29年度分）においては、これらの部屋はいずれも、「転用可能等活用室」に挙げられていない。このため、県全体として、空きスペースとなっていることが共有されていない可能性がある。

(改善策)

当センターは野菜畑の中に位置し、市街地から離れているため、余剰スペースについてすぐに転用できる用途はないと考えられるが、必要が生じた場合に、余剰スペースの利用を迅速に検討できるようにするため、県庁内で情報共有を図ることが望ましい。

## (2) 耐震診断について (意見 7 6)

当施設の本館は、昭和 5 5 年に建築されており、耐震診断を行っていない。

このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

### (現状及び問題点)

当施設の本館は、昭和 5 5 年に建築されており、施設カルテによると、耐震診断を行っていない。

新耐震基準の施行は昭和 5 6 年 6 月であることや庁舎が平屋建てであることを考えると、耐震基準を満たしている可能性もあるが、耐震性能が不明であれば、施設の今後の方向性を決める際に必要となる情報が欠けることになる。

### (改善策)

耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

## (3) 固定資産台帳の取得年月日について (指摘事項 4)

当施設の本館は、昭和 5 5 年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成 1 5 年取得となっている。また、他の資産も平成 1 5 年取得となっている。

適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

### (現状及び問題点)

当施設の本館は、昭和 5 5 年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成 1 5 年取得となっており、耐用年数が 5 0 年であるにも関わらず、平成 2 9 年度末時点の簿価が取得価額の 7 0 % となっている。また、他の資産も平成 1 5 年取得となっている。

### (改善策)

適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

施設名称	蚕糸技術センター		
所在地	前橋市総社町総社2326-2		
所管所属等	蚕糸技術センター		
施設の沿革	<p>大正10年 前橋市総社町に原蚕種製作所総社分場を設置</p> <p>大正11年 農商務省令により総社分場を蚕糸試験場総社支場と改称</p> <p>昭和34年 本所（前橋市前代田町）より総社町へ移転</p> <p>平成19年 蚕業試験場を蚕糸技術センターに改称</p> <p>平成21年 J A全農ぐんまから稚蚕人工飼料センターの運営を移管</p>		
①配置所属等	蚕糸技術センター		
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい蚕糸業の創出に関する試験研究</li> <li>・ 蚕糸業の高付加価値化に関する試験研究</li> <li>・ 蚕品種の維持・改良と群馬オリジナル蚕品種の蚕種製造・供給</li> <li>・ 稚蚕人工飼料の製造・供給</li> <li>・ 養蚕農家及び製糸業者への技術支援</li> <li>・ 蚕糸技術の継承</li> <li>・ その他蚕糸業に関する技術支援、情報提供及び人材育成</li> </ul>		
職員等人数	36名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 16名	嘱託 4名	臨時 16名
施設の概要			
敷地面積	87,825.47 m <sup>2</sup>		
延床面積	<p>本館：741.94 m<sup>2</sup></p> <p>別館：948.56 m<sup>2</sup></p> <p>病理化学研究室：850.00 m<sup>2</sup></p> <p>蚕種製造棟：1,066.60 m<sup>2</sup></p> <p>蚕種保護・壮蚕研究蚕室：351.96 m<sup>2</sup></p>		
構造、階数	<p>本館：鉄筋コンクリート 地上2階</p> <p>別館：鉄筋コンクリート 地上2階</p> <p>病理化学研究室：鉄筋コンクリート 地上2階</p> <p>蚕種製造棟：鉄骨鉄筋コンクリート 地上2階</p> <p>蚕種保護・壮蚕研究蚕室：鉄筋鉄骨コンクリート 地上1階</p>		
建築年月	<p>本館：昭和57年3月</p> <p>別館：昭和49年3月</p> <p>病理化学研究室：昭和47年3月</p> <p>蚕種製造棟：昭和59年4月</p>		

	蚕種保護・壮蚕研究蚕室：平成7年5月				
建設費、取得価格	本館：113,704千円 別館：67,573千円 病理化学研究室：50,285千円 蚕種製造棟：126,410千円 蚕種保護・壮蚕研究蚕室：88,737千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	本館屋上防水改修工事	本館屋上防水工事	3,013千円
	H27	修繕	育蚕蚕室パッケージエアコン更新	エアコンの老朽化により更新	1,188千円
	H27	修繕	催青室（2室）空調機設備整備	保湿機能を有する施設に改造	4,622千円
	H27	修繕	蚕種第1温風暖房機修繕	温風暖房機が故障したため	2,117千円
	H27	修繕	蚕種保護冷蔵庫冷凍機更新	老朽化による冷凍機更新工事	1,458千円
	H27	工事	本館大会議室空調機設置工事	全館冷暖房に代えて、パッケージエアコン2台工事	1,512千円
	H28	修繕	貯桑場空調機更新	空調機の故障による更新	2,268千円
	H28	修繕	蚕種保護用冷蔵庫更新工事	庫内温度が一定化しないため更新	1,458千円
	H28	修繕	育種第二蚕	ボイラーの老朽	1,123千円



		室ボイラー 更新工事	化により更新																			
H28	修繕	蚕種製造棟 蚕種製造室 2・4号エア コン交換工 事	自動温度コント ロール可能なエ アコンに更新	1,004 千円																		
H29	工事	蚕種製造棟 空調機整備 工事	老朽化した冷蔵 庫冷凍機の更新	14,580 千円																		
H29	工事	キャリア加 湿器交換工 事	加湿器の交換工 事	4,055 千円																		
H29	工事	育蚕蚕室G Mカイコ拡 散防止対策 工事	GMカイコ飼育 のための窓枠・ サッシ工事	1,825 千円																		
H29	工事	蚕種製造棟 GMカイコ 拡散防止対 策工事	GMカイコ飼育 のためのドア・ 間仕切り工事	3,661 千円																		
H30	工事	原蚕第一蚕 室空調機改 修工事	老朽化による空 調機の更新工事	4,050 千円																		
長期保全計画の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 なお、長期保全計画があるのは、施設内29棟の建物のうちの5棟（本館、別館、研究棟、蚕種保護室、蚕種製造棟）である。ただし、耐震診断未実施のため、本館、蚕種保護室以外の長期保全計画は凍結中である。																					
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事別</th> <th style="width: 30%;">金額（千円）</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td style="text-align: right;">46,664</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td style="text-align: right;">81,882</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td style="text-align: right;">68,927</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要棟修繕費</td> <td style="text-align: right;">8,010</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属棟修繕費</td> <td style="text-align: right;">108,420</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工事別	金額（千円）	備考	建築	46,664		電気設備	81,882		機械設備	68,927		主要棟修繕費	8,010		附属棟修繕費	108,420	
工事別	金額（千円）	備考																				
建築	46,664																					
電気設備	81,882																					
機械設備	68,927																					
主要棟修繕費	8,010																					
附属棟修繕費	108,420																					

	合計	313,902	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	昭和40年～50年代に建てられた建物がほとんどであり、劣化している施設が多い。		
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	<p>別館2階の一部を、農業公社に無償賃貸している。農業公社は、農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定し、公共性の高い事業を実施していることから、賃料を免除し、水道光熱費のみ農業公社が負担している。</p> <p>人口飼料病理蚕室、蚕種製造棟2階、簡易壮蚕室、貯桑場、蚕乾燥室、枝葉分離室など、低利用の施設があるが、いずれも老朽化している。</p>		

● 施設の写真等



本館



別館



研究棟



蚕種製造棟



蚕種保護室・壮蚕研究蚕室

● 監査結果

(1) 群馬県農業公社に対する無償賃貸について（意見77）

群馬県農業公社に対して、別館2階の半分を無償賃貸している。農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定し、公益性の高い事業を実施していることから、賃料を免除しているが、群馬県農業公社は資金力があり、また、蚕糸技術センターの維持保全に多額の資金がかかっている現状を鑑み、有償を検討すべきである。

(現状及び問題点)

現在、別館2階の半分程度を、群馬県農業公社に無償賃貸している。群馬県農業公社は、農用地等の売買や賃貸借を通じた流動化促進、農地・農業用施設用地の整備改良並びに造成、農業後継者・新規就農者など担い手の確保・育成等の業務を通じ、農業者の経営改革と本県農業の振興に寄与することを目的として設立された団体である。主な事業としては、農地中間管理事業、担い手の確保・育成事業、農地と担い手の相互調整事業、受託事業(農地整備・耕作放棄地解消等)である。

群馬県農業公社は運営費の削減を図るため、平成24年7月に県公社総合ビルから蚕糸技術センターの桑園管理棟に事務所を移転し、更に、平成26年から農地中間管理事業が県内で唯一、群馬県農業公社で実施されることになり、手狭になったことから、別館の2階に移転した。

執務室の使用料については、農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定し、公益性の高い事業を実施していることから免除している。

その一方で、平成31年3月期における群馬県農業公社の決算書類によれば、資産787百万円、負債105百万円、正味財産682百万円と多額の資産を有する団体である。公益財団法人であることから、利益を計上することを目的として設立されてはならず、多額の利益を每期計上している訳ではないものの、支払能力は有している。

### **(改善策)**

蚕糸技術センターの長期保全計画では、別館において今後30年間で90,273千円の支出を予定していたが、耐震診断をしていないため、計画は凍結されている。今後、別館の維持には多額の資金が必要とされている。耐震診断の結果、使用が難しく、他の施設に移転することになった場合にも多額の資金を必要とする。このため、支払能力のある群馬県農業公社からいくらかの賃料を確保することも、検討すべきではないかと考える。

施設名称	水産試験場及び水産試験場公舎		
所在地	前橋市敷島町13、他、利根郡川場村天神、吾妻郡東吾妻町箱島		
所管所属等	水産試験場		
施設の沿革	昭和 5年 4月	農務課内に水産試験場を設置	
	昭和 6年 4月	現在の前橋市敷島町に本館を建設	
	昭和 8年10月	利根郡川場村天神に現在の川場養魚センターを新設	
	昭和29年11月	吾妻郡東村箱島に現在の箱島養鱒センターを新設	
	昭和48年 3月	本館を改築	
	平成23年 4月	箱島養鱒センターを川場養魚センターに統合	
① 配置所属等	水産試験場		
業務の概要	<p>県内の養殖業の振興や川や湖の魚を増やすために養殖技術、品質改良、魚類資源、河川環境などに関する研究や調査、普及指導業務を行っている。</p> <p>具体的な内容は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水産環境係 河川湖沼の環境調査、魚類の資源管理技術開発と増殖指導、魚類防疫対策と高度診断技術の開発、外来魚等の有害生物対策、県内在来の減少種の保護増殖に関する研究、河川などで発生した魚類死亡事故の原因究明など</li> <li>生産技術係 人工アユの種苗生産、アユの飼育技術や種苗特性、餌料生物培養技術の研究など</li> <li>川場養魚センター イワナ、ヤマメ、ニジマスなど冷水性魚類の養殖技術の研究や技術の普及、渓流域における資源増殖に関する調査・研究など</li> </ul>		
職員等人数	27名（平成31年4月1日現在）		
内訳	正規職員 18名	嘱託 2名	臨時 7名
施設の概要	水産試験場本館		
敷地面積	40,072 m <sup>2</sup> （前橋の水産試験場全体の敷地）		
延床面積	主要棟：715 m <sup>2</sup>		
構造、階数	主要棟：屋根その他 鉄筋コンクリート造 地上2階		
建築年月	主要棟：昭和48年3月		

建設費、取得価格	主要棟：53,353 千円				
施設の概要	水産試験場場長公舎				
延床面積	主要棟：83 m <sup>2</sup>				
構造、階数	主要棟：スレート葺 木造 地上2階				
建築年月	主要棟：昭和53年1月				
建設費、取得価格	主要棟：7,150 千円				
借地等の有無	有・無				
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料					
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	更新	飼料培養棟 温度調節器 更新工事	池水の温度を調節する二方弁が経年劣化し正常に作動しないため交換（4箇所）。漏水箇所修繕も実施。	1,900 千円
	H26	更新	4号井戸水中ポンプ交換工事	水中ポンプが経年劣化し故障したため交換。	4,633 千円
	H29	更新	飼料培養棟 温度調節器 更新工事	池水の温度を調節する二方弁が経年劣化し正常に作動しないため交換（4箇所）。	1,630 千円
	H30	工事	アユ屋内飼育棟（A棟） 施設整備工事	アユ飼育時に水温を低く保てるように冷却水クーラーを設置する等の工事。	9,504 千円
	H30	修繕	アユ屋内飼育棟（A棟） 濾過槽修繕	アユの飼育水を濾過する濾過槽の壁面が経年劣	1,882 千円

			工事	化し亀裂が生じたため修繕。	
	H30	工事	本館給水設備改修工事	建物の地下配管で漏水してしまい、配管を地上に新設する工事。	1,663 千円
	H30	修繕	4号井戸点検洗浄	4号井戸の揚水量が減少してきたため、全体を点検しつつ目詰まり箇所を洗浄。	6,426 千円
	H30	工事	飼料培養棟池改修工事	池の壁面・底面が経年劣化してきたので、高耐久性の素材で被覆する工事。	47,498 千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要					
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	メイン設備である池(アユ用)については平成30年度で大規模な修繕が行われているが、本館建物は老朽化が進んでいる。具体的にはドアのゆがみや外壁・内壁の亀裂などがあげられる。				
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	敷地内にある場長公舎は平成23年以降未利用な状態である。 また、同じく敷地内にある職員公舎に至っては30年程度未利用が続いている。 いずれも外観のみ視察可能であり内部に入れる状態ではない。				

・ 施設の写真等



水産試験場



水産試験場 場長公舎



水産試験場 職員公舎

● 監査結果

(1) 場長公舎及び職員公舎の取り壊しについて (意見78)

敷地内には平成23年以降未利用状態である場長公舎がある。場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館（漁協組合で利用中）もある。よって、防犯上の観点からは取り壊すことが望ましい。また職員公舎についても長期間入居者がおらず未使用の状態であり取り壊すことが望ましい。

(現状及び問題点)

敷地内には場長公舎と職員公舎があるが、場長公舎は平成23年以降未利用の状態が続いており公舎内部へは入れない状態（内部視察不可）である。また、職員公舎に至っては30年程度未利用の状態が続いており同じく公舎内部へは入れない。

場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館（漁協組合で利用中）もある。よって、防犯上の観点からは



現行の状態が続くことは好ましいとは考えられない。また、いずれの公舎についても野生動物が住み着いている可能性があり、魚の種の保存等を行っている施設としては、衛生管理上も業務に支障をきたす可能性があると考ええる。

**(改善策)**

場長公舎及び職員公舎については防犯上、衛生上の観点等を踏まえて取り壊しを行うべきである。

施設名称	繊維工場試験場
所在地	桐生市相生町5-46-1
所管所属等	繊維工場試験場
施設の沿革	昭和52年 桐生・伊勢崎両繊維工業試験場の統合により、群馬県 繊維工場試験場として、桐生市で発足。新庁舎落成。 平成30年 地方創生拠点整備交付金事業にてオープンイノベーション ションルーム、クリーンルーム等を整備
①配置所属等	繊維工場試験場
業務の概要	<p>① 技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術相談 企業の新製品開発に向けた各種課題解決に向けての支援。</li> <li>・ 依頼試験・依頼加工 繊維製品の品質証明や機能性評価等、企業からの依頼に応じて各種の試験・分析等を行い、試験成績書を発行する。 また、織編者製造技術や準備加工、染色加工等、製品試作に関する依頼加工を行う。</li> <li>・ 企業訪問 企業訪問により、要望や意見を聞く。</li> </ul> <p>② 研究開発支援・商品化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野への研究開発支援 繊維の新たな需要拡大を図るため、繊維関連技術を次世代産業分野に応用する研究開発に重点的に取り組み、繊維技術の新分野への活用を支援する。</li> <li>・ 高付加価値商品の開発支援 富岡製紙上と絹遺産群の世界遺産登録、東京オリンピック・パラリンピックの開催、ローカルブランディングによる地域振興の機運の高まりなど、繊維産業に吹く追い風をしっかりと捉え、本件らしさや産地の魅力を発信する高い付加価値を持った製品の開発、商品化を支援する。</li> <li>・ 公募型共同研究・競争的外部資金研究 県内中小企業から製品開発テーマを公募し、企業と繊維工業試験場の得意分野を持ち寄って、共同で製品開発に取り組む制度で、企業と県が原則50%ずつ経費を負担して、共同研究を実施。 また、外部資金研究は、国の補助金等の競争的資金獲得により研究開発を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同研究 大学や企業と繊維工場試験場とのそれぞれの技術の強みを生かして、研究を分担して実施する共同研究を行う。</li> <li>• 受託研究 企業の研究開発を支援するため、受託研究として、研究、調査、試作等を企業の委託に基づき行う。</li> </ul> <p>③ 人材育成、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材育成事業 県内繊維関連企業の専門的技術力の向上を目指し、また後継者育成を目的に、種々の研修、講演会、展示会等を行うほか、インターンシップの受け入れを行う。 また、企業の要望に合わせたオーダーメイドの研修内容を実施する受託研究や研修への職員の講師派遣も行う。</li> <li>• ホームページ 最新の研修会の案内や繊維工場試験場の研究成果、所有する設備、機器等について紹介する。 また、「せんい技術情報」を発行し、各種情報の提供を行う。</li> <li>• 研究発表・業務報告等 研究開発の成果や業務内容など広く県民に知ってもらうために、研究発表会を開催しているほか、「業務報告」を発行し、一般にも公開している。 また、科学技術週間や県民の日に、場内見学ツアーや染色体験等各種事業を実施している。</li> </ul>			
職員等人数	23名（平成31年4月1日現在）			
内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正規職員 18名</td> <td style="width: 33%;">嘱託 2名</td> <td style="width: 33%;">臨時 3名</td> </tr> </table>	正規職員 18名	嘱託 2名	臨時 3名
正規職員 18名	嘱託 2名	臨時 3名		
施設の概要				
敷地面積	5,404.01 m <sup>2</sup>			
延床面積	管理棟：1,863.91 m <sup>2</sup> 研究棟：2,619.54 m <sup>2</sup>			
構造、階数	管理棟：鉄骨鉄筋コンクリート 地上2階 研究棟：鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階			
建築年月	管理棟：昭和52年3月 研究棟：昭和52年3月			
建設費、取得価格	管理棟：183,280 千円 研究棟：278,689 千円			
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無			

有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	土地は、桐生市から無償で貸与されている。桐生市としては、転用の予定はなく、地元繊維事業者から現在地での施設継続の要望が強い。				
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上）				
	年度	種別	工事名	工事内容	金額（税込み）
	H26	工事	蛍光灯安定器取替工事	省エネ改修事業。	1,296千円
	H27	工事	管理棟1階トイレCB壁改修工事	耐震補強工事	1,836千円
	H28	工事	管理棟1階CB壁改修工事	耐震補強工事	1,227千円
	H28	工事	管理棟及び研究棟屋上防水改修工事	経年劣化による屋上防水の部分更新	7,960千円
	H29	工事	繊維産業高度化のための拠点整備	オープンインベションルーム、クリーンルーム整備	115,430千円
	R1	工事	Pタイル、天井、シャッター修繕	経年劣化による捺染室天井、整経室の床等修繕	9,396千円
長期保全計画の有無	有・無				
有の場合その概要	今後30年間の支出金額合計				
	工事別	金額（千円）	備考		
	建築	172,354			
	電気設備	26,373			
	機械設備	192,110			
	主要棟修繕費	103,560			
	附属棟修繕費	20,970			
	合計	515,367			
施設の劣化状況	ひび割れ等が何か所かあったが、早急に対処しなければならな				

不具合、修繕を要する箇所等	い不具合はない。
施設の利用状況 未利用・低利用の 施設の状況	転用活用可能室が5室ある。現在は、主に研究成果品の倉庫として使用している。

● 施設の写真等



管理棟



研究棟



オープンイノベーションルーム

● 監査結果

(1) 修繕費の外部資金調達について (意見79)

繊維工業試験場を維持管理していくには、多額の資金が必要となるため、国の助成金の活用や、依頼試験・加工試験に関する手数料を活用するなどして、維持管理費用を自ら確保することが必要である。

(現状及び問題点)

繊維工業試験場は、昭和52年に建設され、築40年以上経過している。一部余り使用されていない部屋が見受けられるものの、「繊維」と名前が付く独立公設試では全国唯一の施設であることから、県内外から関係者が技術相談及び見学に訪れている。

土地は桐生市から無償で貸与されており、地元住民の当該施設に対する期待も高く、今後も現在の立地で事業を行っていくことが望ましいと考えられる。しかし、老朽化しており、修繕には多額の資金が必要となる。

一方で、繊維工業試験場は、数々の優秀な技能を有しており、助成金等を活用して、個々の部屋の改築を行っている。平成28年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を利用して、平成29年度には、オープンイノベーションルームを設置した。また、令和元年度には、平成30年度補正予算により、地方創生拠点整備交付金「次世代繊維産業支援設備整備」を利用して、人間工学評価室が完成予定である。更に、地方創生推進交付金やJKA補助金等を利用して、生地のパッド・ドライ試験機、リング撚糸機やCCM（コンピュータ・カラー・マッチング）、全自動サンプル整経機等を導入している。

その他、依頼試験・依頼加工として、繊維製品の品質証明や機能性評価等、企業からの依頼に応じて、各種の試験・分析等を行い、試験成績書を発行するほか、織編物製造技術や準備加工、染色加工等、製品試作に関する依頼加工を行っている。上記依頼試験・加工については、手数料を受け取っている（県外企業は、県内企業の1.5倍）。

#### **(改善策)**

今後も、国の助成金等を積極的に活用して、改築工事を行うことが望ましい。更に、依頼試験・加工試験に関して適切な手数料収入を検討する必要がある。

施設名称	農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎
所在地	吾妻郡嬭恋村田代301
所管所属等	農業技術センター
施設の沿革	昭和55年12月 園芸試験場高冷地試験地公舎として新築。 昭和58年4月 同試験地が農業総合試験場高冷地分場となる。 平成6年4月 同分場が園芸試験場高冷地分場と改称される。 平成15年4月 同分場が農業技術センター高冷地野菜研究センターと改称される。
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、試験地主任公舎、職員公舎2棟である。 試験地主任公舎は2階建て、職員公舎は平屋建てである。
敷地面積	(農業技術センター高冷地野菜研究センターを含む)
延床面積	主要棟：199.55㎡
構造、階数	主要棟：木造 主任公舎 地上2階、職員公舎 地上1階
建築年月	主要棟：昭和55年12月
建設費、取得価格	主要棟：24,932千円(3棟計)
借地等の有無	有・ <input type="checkbox"/>
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等(100万円以上) 該当なし。
長期保全計画の有無	有・ <input type="checkbox"/>
有の場合その概要	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	外観、内部に目立った損傷はなく、雨漏りも起きていないが、長期間使用していない棟もあり、実際に使用したときに不具合が生じる可能性がある。
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	現在入居者はいない。主任公舎は平成27年から空室、他2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっている。

● 施設の写真等



● 監査結果

(1) 維持管理の費用・労務の状況を踏まえた資産処分の検討について（意見 80）

主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くいない状態となっている。

現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、更に費用・労務が生じるような状況になれば、資産処분을検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くいない状態となっている。特段の維持管理費は生じていないものの、職員による草刈り等の最小限の維持管理が行われている。

職員公舎2棟は、少なくとも空室となってから10年以上経過しており、今後の利用見込みも極めて低いと考えられる。主任公舎は、赴任するセンター長の事情によっては、利用の可能性があると考えられるが、積極的な対策を講じてまで残しておく意義は低いと考えられる。

(改善策)

現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、屋根裏に蜂が巣を作ることなどもあり維持管理の負担が増すことが想定されることから、資産処분을検討することが望ましい。

(2) 固定資産台帳の取得年月日について（指摘事項5）



当公舎は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっている。

適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

**(現状及び問題点)**

当公舎は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっており、耐用年数が22年であるにも関わらず、平成29年度末時点の簿価が取得価額の31%となっている。

**(改善策)**

適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

施設名称	八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎
所在地	吾妻郡東吾妻町原町2663-1ほか
所管所属等	八ッ場ダム水源地域対策事務所
施設の沿革	平成9年3月 八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎として新築。
施設の概要	固定資産台帳の登録資産は、公舎2である。 公舎は平屋建てである。
敷地面積	555 m <sup>2</sup>
延床面積	主要棟：122 m <sup>2</sup>
構造、階数	主要棟：木造 地上1階
建築年月	主要棟：平成9年3月
建設費、取得価格	主要棟：26,574千円（2棟計）
借地等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
有の場合、賃借物件の概要及び賃借料	敷地を東吾妻町から借りている。賃借料は、平成28年度は168千円（年間）だったが、単価改定により令和元年度は147千円に減少している。
過去の修繕等の履歴	過去5年度の改修・修繕等（100万円以上） 該当なし。
長期保全計画の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
有の場合その概要	
施設の劣化状況 不具合、修繕を要する箇所等	目立った損傷はない。
施設の利用状況 未利用・低利用の施設の状況	2棟のうち、1棟は平成31年4月から空室となっていたが、現在は令和元年10月の台風19号による嬭恋村内の被害に対応するため、中之条土木事務所三原事業所に派遣された職員の宿舎として有効利用されている。 1棟分の家賃は、敷地全体の賃借料をやや上回っている。光熱水費は本人負担となっている。

- 施設の写真等



ハッ場ダム水源地域対策公舎①

- 監査結果

(1) ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した際の対応について (意見81)

ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した時点において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃止した上で賃借契約を終了することが望ましい。

**(現状及び問題点)**

当公舎の敷地は、借地である。年間の賃借料は、1棟分の家賃をやや下回る水準となっている。

また、当公舎への入居は、ハッ場ダム水源地域対策事務所の職員が優先的に考慮され、空きがあれば他の部署の職員も入居可能という取扱いとなっている。

こうした状況において、ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務は、令和2年度におおむね完了することが見込まれており、職員数の減少によって、公舎への入居希望者も減少する可能性が高いと考えられる。

**(改善策)**

ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了し、事務所の規模が大きく縮小した時点において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃止した上で賃借契約を終了することが望ましい。